

第2次 おい町環境基本計画



おい町

目次

第1章	計画策定の背景	1
1.	計画策定の経緯と目的	1
2.	計画策定の基本的な考え方	4
第2章	計画の基本的事項	5
1.	計画の位置づけ	5
2.	計画の期間	5
3.	対象となる環境の範囲	6
4.	各主体の役割	6
第3章	おおい町の環境の現状と課題	7
1.	おおい町の環境の現状	7
2.	町民・事業者・中学生の環境に対する意識	20
3.	前計画の取組状況	22
4.	現状と課題を踏まえた計画の方向性	24
第4章	計画のめざすところ	26
1.	本計画における基本理念と将来像	26
2.	基本方針	27
3.	施策の体系	28
4.	SDGsと本計画との関わり	30
第5章	将来像を実現するための取組	33
	基本方針1 環境にやさしい人づくり	34
	基本方針2 地球にやさしい生活環境づくり	36
	基本方針3 自然共生のまちづくり	42
第6章	重点施策	44
1.	重点施策の位置づけ	44
2.	重点施策の設定の視点	44
3.	重点施策	45
第7章	計画の推進体制・進行管理	51
1.	計画の推進体制	51
2.	計画の進行管理	52

資料編

用語の説明について

文中に使われている専門用語など、わかりにくい言葉の意味は資料編の「用語説明」に説明を記載しています。

なお、該当する言葉については、各ページの初出の際に”*”を表示しています。

第1章 計画策定の背景

1. 計画策定の経緯と目的

おおい町（以下、「本町」という。）では、「おおい町環境基本条例」に基づき、2010(平成22)年3月に「おおい町環境基本計画」を（以下、「前計画」という。）策定し、目指すべき環境未来像「住むひとに豊かさを、訪れるひとに感動を ～海や山、川、里の美しい風景を育むまち～」の実現に向けて、環境保全に関する施策を展開してきました。

今回、前計画が計画期間の満了の時期を迎えることから、以下に示すような国内外の様々な環境問題や社会情勢を踏まえ、本町の環境の現状や課題等を把握して環境保全に関する施策の基本的な方向性を整理し、現状及び将来の町民等の健康で文化的な生活を確保するため、「第2次おおい町環境基本計画」（以下、「本計画」という。）の策定を行います。

■ 環境に関する国内外の状況

① 地球温暖化への対応と低炭素社会*の構築

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)*第5次評価報告書によると、気候変動に関連すると考えられる干ばつ、洪水、嵐等の災害は、1980年代に比べ2000年代に入ってから増加しており、極端な異常気象、深刻な干ばつによる食料不足、都市部においては暑さによる身体へのストレス、暴風雨、極端な降水が発生するなど、21世紀に入って毎年のように世界各地で気候変動に関連すると思われる事象が発生しています。また、この気候変動の要因は、人為的な活動による温室効果ガス*の増加といわれています。

このような状況の中、2015(平成27)年12月に開催されたCOP21(国連気候変動枠組条約第21回締約国会議)において、2020(令和2)年以降の温暖化対策の国際枠組み「パリ協定*」が採択され、各国で温暖化対策が進展しています。我が国は、2030(令和12)年度の中期目標として「温室効果ガスの排出を2013(平成25)年度比26%削減する」としています。

また、気候変動に対応するためには、私たち一人ひとりが行動して温室効果ガスの排出の抑制等を行う「緩和策」だけでなく、地球温暖化の影響による熱中症や豪雨、土砂災害など、避けることが困難な現象について、緑を増やしたり水害対策を行うなどして影響を軽減する「適応策」を進めることが重要です。国は、多様な関係者の連携・協働のもと、一丸となって総合的に進めています。



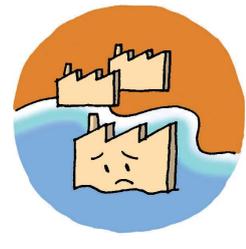
ブナ林など
分布適地の減少



激しい風雨による
被害増加



熱中症患者の増加



海面上昇による
海岸浸食や砂浜消失

身近に迫る地球温暖化の影響の例

資料：温室効果ガスインベントリオフィス 全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<https://www.jccca.org/>)

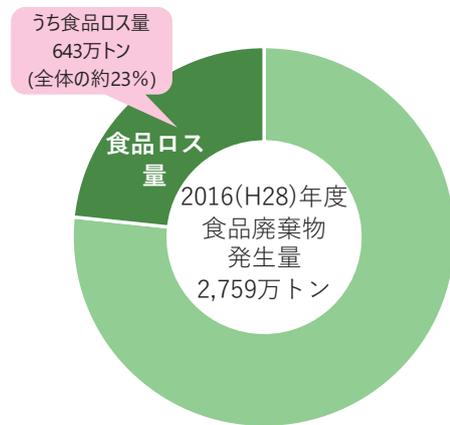
② 循環型社会*への対応

大量生産・大量消費社会が世界に広がりつつあり、急激な人口増加、経済発展、都市化が進行し、中長期的に資源制約が強まることが予想されています。また、資源価格の高騰や鉱物資源の品位低下だけでなく、不適正な天然資源の採掘や廃棄物からの有用金属*の抽出等に伴う環境破壊や健康被害の拡大、資源確保を巡る紛争の発生等の課題が生じることが懸念されています。さらに、近年では海洋中のマイクロプラスチック*による生態系*への影響も懸念されており、国際的にも関心が高まっています。

また人類の生存に欠かせない食料資源についても、中長期的には需給がひっ迫することが懸念されています。国内においては、その食料の多くを海外に頼りながら、依然として本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品（食品ロス*）が大量に発生しており、国の食品ロス量は、2016(平成 28)年度推計で年間 643 万トンとなっています。

このため、国は、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成を進める中で、資源循環だけでなく同時に生物多様性*や自然環境保全に配慮した統合的取組や経済的側面、社会的側面にも視野を広げた取組を進めています。

特に食品ロスについては、「第四次循環基本計画」（2018年6月）において、家庭から発生する食品ロス量を2030(令和12)年度までに2000(平成12)年度比で半減するとの目標を定めています。



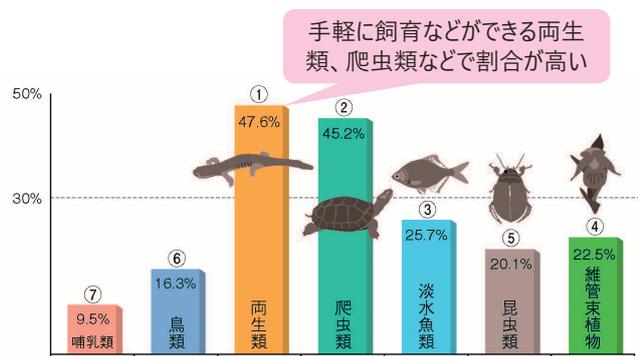
食品廃棄物の発生状況(2016年度)

資料：令和元年版 環境・循環型社会・生物多様性白書

③ 生物多様性の損失への懸念

国は「生物多様性国家戦略 2012-2020」において、日本における生物多様性について以下の「4つの危機」に直面しているとしています。

- ・開発等人間活動による危機
- ・自然に対する働きかけの縮小による危機
- ・人間により持ち込まれたものによる危機
- ・地球環境の変化による危機



捕獲・採集が減少要因として挙げられる種数の割合 (分類群別)

資料：環境省パンフレット

具体的には、開発や乱獲による種の減少、里地里山*等の手入れ不足による自然の質の低下、外来種*等の持ち込みによる生態系のかく乱等が大きく影響しており、日本の野生動植物の約3割が絶滅の危機に瀕していると指摘しています。

④ 国のエネルギー政策の見直し

東日本大震災での原発事故を契機に国のエネルギー政策が見直され、「第5次エネルギー基本計画」において、エネルギーミックス*の確実な実現へ向けた取組の更なる強化やエネルギー転換・脱炭素*化に向けた挑戦を明示しています。

本町においては、関西電力(株)大飯発電所（1～4号機）が立地しており、主に関西地方に電力を供給していますが、大飯発電所1,2号機については安全性の確保を最優先に検討した結果、2018(平成30)年3月1日に廃炉が決定し、現在は大飯発電所3,4号機の2機が稼働しています。

⑤ 持続可能な開発に向けた取組の推進

2015(平成27)年9月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(以下、「2030アジェンダ」という。)は、国際社会全体が、人間活動に伴い引き起こされる諸問題を喫緊の課題として認識し、協働して解決に取り組んでいくことを決意した画期的な合意です。この合意が採択されたことにより、国際社会の基本理念として「持続可能な開発」という考え方が深く浸透しつつあることが考えられます。

この2030アジェンダの中核を成す「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals、以下、「SDGs*」(エス・ディー・ジーズ)という。)は、17のゴールと、ゴールごとに設定された合計169のターゲットから構成されています。SDGsは、途上国に限らず先進国を含む全ての国が普遍的に取り組むものであり、我が国も積極的に取り組んでいます。



SDGs の 17 のゴール

資料：国連広報センター

⑥ その他環境に関連する状況

国全体では、出生率の低下による少子化と平均寿命の伸びによって、急速な少子高齢化と人口減少が進行し、農林水産業や環境保全の担い手不足が進行しています。

また、本計画の上位計画にあたる国や県の環境基本計画、町の総合計画が新たに策定されています。

交通体系では、北陸新幹線の敦賀までの開業が2023(令和5)年春に予定され、今後整備が予定されている敦賀から大阪までの区間についても「小浜・京都ルート」のおおまかなルートが決定したことより、今後更なる観光・産業・物流面における利用が増加し、地域経済の活性化が期待されています。

2. 計画策定の基本的な考え方

本計画の策定にあたり、基本的な考え方を以下に示します。

■ 前計画をベースとして必要な個所を見直します

本計画の策定においては、基本的な方向性は前計画を踏襲しつつ、前計画の達成状況を確認するとともに、本町の環境の現状と課題を踏まえて計画内容に必要な見直しを行います。

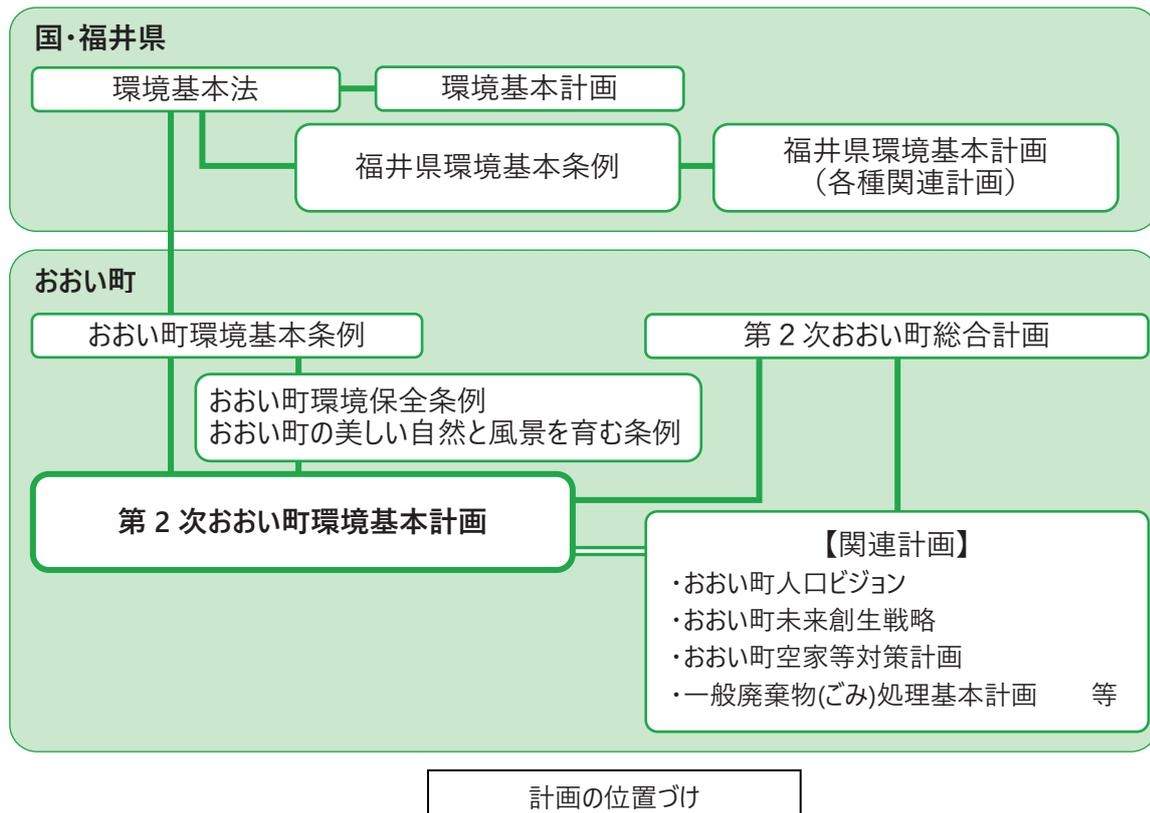
■ SDGs*の目標実現にむけた施策を推進します

SDGsは、全世界で普遍的な目標であり、関連性の大小は地域によって異なりますが、人々が生活し、コミュニティが存在する地域では、どこでもSDGsの17のゴールと何らかの関わりを持っています。このため、本計画においては、本町が取り組む環境施策とSDGsとの関連性を示し、持続可能な社会の実現をめざす視点を踏まえて施策を推進します。

第2章 計画の基本的事項

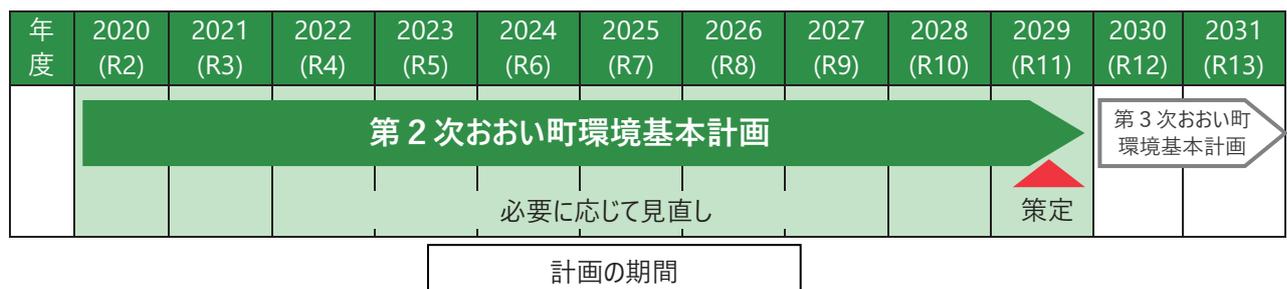
1. 計画の位置づけ

本計画は、おおい町環境基本条例第8条に基づき策定します。また本計画は、「第2次おおい町総合計画」や環境に関連する計画と整合を図り、総合計画を環境面から実現する役割を持っています。



2. 計画の期間

本計画の期間は、2020(令和2)年度から2029(令和11)年度の10年間とします。また、その間の社会情勢の変化に応じて柔軟に対応するため、施策や目標の進捗についての点検・評価を毎年行うとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。



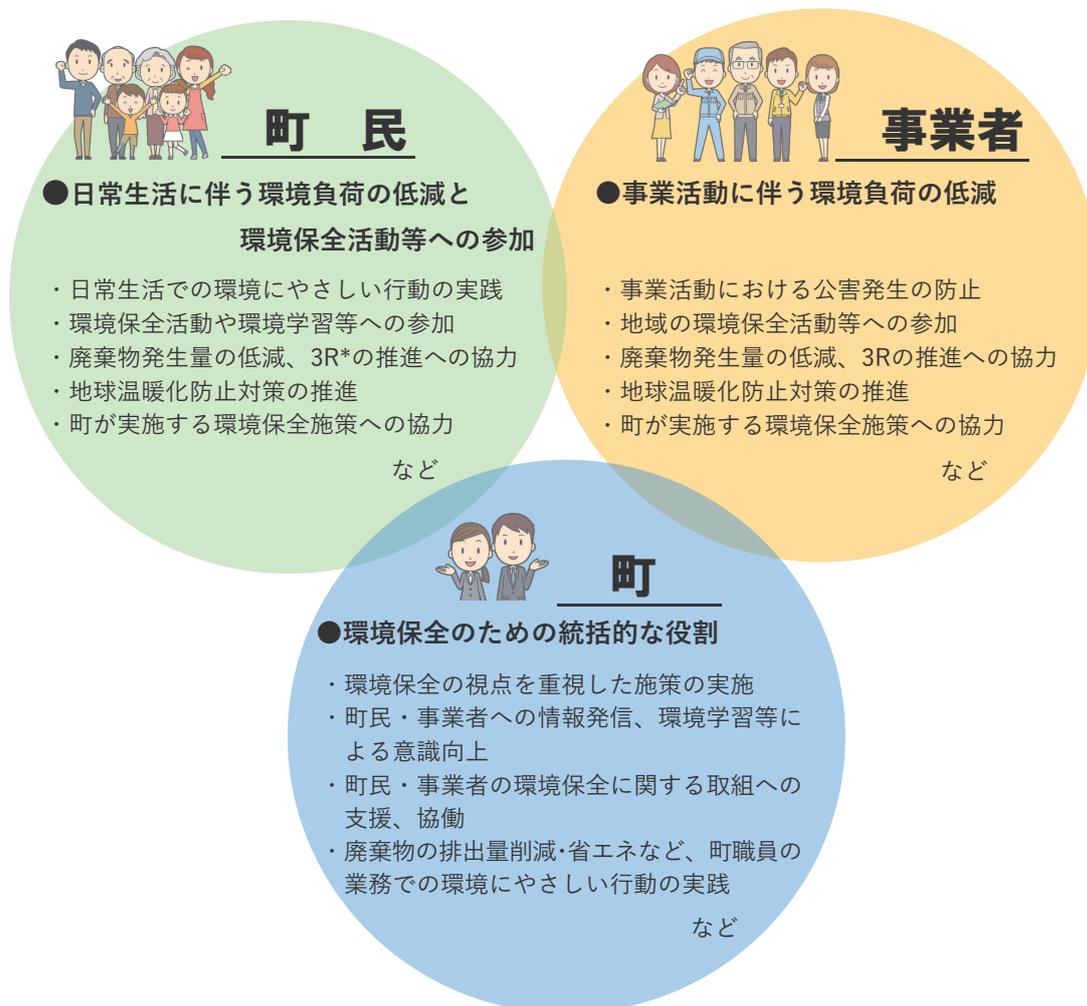
3. 対象となる環境の範囲

本計画において対象となる環境の範囲は、以下に示すとおりです。

区分		対象
人づくり		・環境教育 ・環境学習 ・環境活動 ・環境情報 など
生活環境	身近な生活環境	・騒音、振動 ・大気汚染 ・水質汚濁 ・悪臭 ・土壌汚染 ・地盤沈下 ・化学物質 ・不法投棄 ・空き家・空き地 など
	循環型社会*	・廃棄物処理 ・リサイクル* など
	地球環境	・地球温暖化 ・省エネ など
自然環境		・森林 ・里地里山* ・河川 ・海 ・生物多様性*（動植物） ・景観 ・歴史、文化財 など

4. 各主体の役割

本計画の主体は町民、事業者、町です。各主体の役割は、おおい町環境基本条例第4条から第6条を踏まえ、以下のとおり設定します。



各主体の役割

第3章 おおい町の環境の現状と課題

1. おおい町の環境の現状

(1) 人づくり

① 情報発信を通じた環境意識の啓発

環境に対する意識を高める取組としては、環境関連情報の発信や環境関連イベントの開催を通じて、読者や参加者の意識を啓発する取組を行いました。

具体的には、「広報おおい」や町のホームページに環境関連情報を掲載し、町民への情報発信を行いました。また、生きもの調査など身近な自然環境について学び、ふれあう機会を設け、参加者の環境意識の啓発を行いました。

生ごみ処理機購入補助のお知らせ

おおい町の住民1人1日あたりのごみの排出量は、県下で1番多い状況にあります。平成27年度の実績で、1,112グラムとなっており、県平均の891グラムを大きく上回っています。家庭から出る可燃ごみの大半を占めるが生ごみです。ぜひこの機会に、この制度を活用して生ごみの処理や減量に取り組んでみませんか

生ごみ処理機とは
生ごみを処理したり、たい肥の有効活用したりするために、生ごみを電気、微生物なども用いて脱水、乾燥及び分解し減量又はたい肥化を行うもの。

みどりのカーテン 推進事業補助金

みどりのカーテンを設置する人に対し、設置に要する経費の一部を補助します。

対象者
■ 本町に住所を有し町内にある住宅にみどりのカーテンを設置する人
※ 同一の年度において1世帯1回限りです。

補助金対象経費
・ つる性植物の苗又は種

「広報おおい」での環境情報の発信

資料：「広報おおい」

② 環境教育・体験

環境学習としては、主にこども園・保育園や小学校、中学校などにおいて、地域の特徴を生かした環境学習や授業を実施しています。

■ こども園での環境学習

こども園において、地域の方々や保護者の協力のもと、サツマイモの苗の植え付け体験や田植え体験などが行われています。



サツマイモの苗の植え付け体験



田植え体験

資料：「広報おおい」

■ 小学校での環境学習

小学校では、農林水産業への関心を高めるとともに、ふるさとを大切にする心の育成を目的に、地域の方々の協力を得て、田植え体験やきのこと栽培体験、地引網体験、海の生きものが生息しやすいよう海藻・海草を増やす「うみのもり」の取組の見学のほか、豊かな自然にふれる大切さを感じることを目的とした縦割り川遊びなど、様々な体験や学習を行っています。



田植え体験

資料：佐分利小学校ホームページ



きのこ栽培体験

資料：本郷小学校ホームページ



地引網体験

資料：大島小学校ホームページ



縦割り川遊び

資料：名田庄小学校ホームページ

■ 中学校での環境学習

中学校においても授業の一環として、地元の農園においてネギの収穫と出荷体験をするなど、様々な環境学習を実施しています。



ネギの収穫と出荷体験

資料：「広報おおい」

■ エネルギー環境教育

エネルギー環境教育においては、町内の小学校を対象とした電気教室や大飯図書館・史料館での出張エネルギー工作など、体験学習や研修会等を開催し、身近にエネルギーについて学べる機会を設けました。



電気教室

資料：「広報おおい」

■ 環境に関する体験

おおいグリーンツーリズム*推進委員会においてパンフレット「おおい体験」を作成し、様々な技術や文化を体験・交流できるイベント等を紹介しています。



林業体験・森林環境教育

資料：「おおい体験」（おおいグリーンツーリズム推進委員会）

③ 環境保全団体等の活動

■ 清掃活動等

大島漁業協同組合は、毎年6月の第1日曜日に「クリーンアップ大作戦」として、海岸の環境保全と地域の美化を目的に、地域住民などと協力して大島地区の海岸清掃を実施しています。また各地区においては、区長連絡協議会が主催で、毎年7月に「統一活動日」を設けて清掃活動等を実施しています。その他、旧名田庄女性の会などでは、地区を流れる南川の清掃活動を実施しています。

また、環境保全監視員による不法投棄の監視パトロール活動や、鳥獣被害対策実施隊による有害獣の捕獲活動を継続して実施しています。



クリーンアップ大作戦



各地区の清掃活動



不法投棄物の回収作業



有害獣の捕獲活動

■ 地域の自然や歴史文化に親しむ活動

本町内では、NPO 法人における河川を対象とした生きもの調査のほか、「野鹿の滝」への遊歩道の清掃活動、地域の歴史を後世に伝えるための取組など、地域住民や取組に興味のある方々が協力して、自然や歴史文化に親しむ活動に取り組んでいます。



南川での生きもの調査

資料：「南川のすこやかさ調査結果」（福井県）



「野鹿の滝」遊歩道の清掃



石山城跡の勉強会

資料：「広報おおい」

■ その他の活動

その他、企業や民間団体等において、地域での環境保全に関する活動が進められています。



海水浴場での海岸清掃活動

資料：「広報おおい」

(2) 生活環境

① 身近な生活環境

■ 水環境

本町には、主要河川の佐分利川、南川の2河川と大津呂川があり、用水だけでなく自然景観としても重要な役割を果たしています。また、「ふくいのおいしい水」に認定されている「滝水ひめ」や野鹿の滝、不動の滝、町内に多数ある海水浴場など、多様な水資源が豊富な状況です。

水質については、河川、海域ともに概ね環境基準を満たしています。また地下水及び海水浴場の水質調査においても環境基準及び判定基準を満たしています。

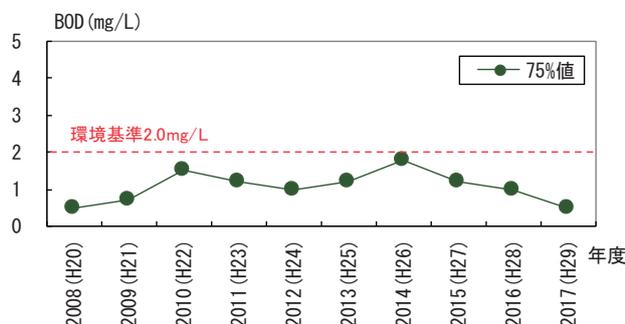
本町では、安全で快適な水道水の供給を行うために、定期的に水質検査を実施し、水道水の水質管理を行っています。

河川の汚濁負荷低減のための取組として生活排水*処理対策をすすめており、2017(平成29)年度における公共下水道の普及率が16.8%、農業集落排水等の農村下水道普及率が77.7%、合併処理浄化槽*普及率が5.5%で、汚水処理人口普及率は99.9%となっています。合併処理浄化槽の設置基数は年々減少しており、下水道への接続が進んでいます。そのほか、下水道の供用開始区域及び整備計画区域以外の地域を対象に、合併処理浄化槽設置の補助を行っています。

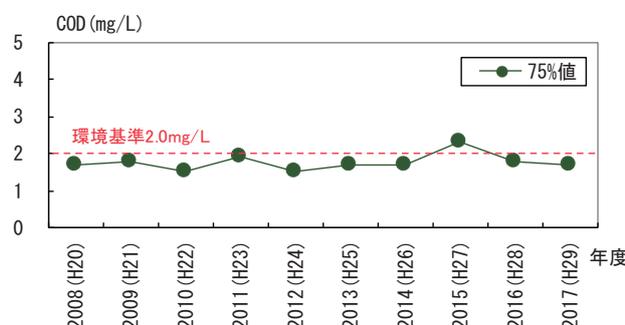
■ 大気環境

福井県が公表している近年の本町近隣の大気観測データ*を見ると、二酸化硫黄や二酸化窒素、浮遊粒子状物質(SPM)、微小粒子状物質(PM2.5)は環境基準を満足していますが、光化学オキシダント*は環境基準を超えていました。なお、光化学オキシダントは、福井県内全ての測定局において達成率が極めて低くなっていますが、光化学オキシダント注意報の発令には至っていない状況です。

※ 小浜測定局(小浜市千種。本町内には測定局がありません。)



南川の水質調査結果の推移(BOD)



海域(青戸入江)の水質調査結果の推移(COD)

資料：福井県環境情報総合処理システム

■ 公害全般に関する苦情・ダイオキシン*類

本町によせられる苦情について、近年(2015(平成 27)～2017(平成 29)年度)でみると、苦情はなく県下で最も少ない状況です。

町内におけるダイオキシン類の監視結果は、2008(平成 20)～2017(平成 29)年度の 10 年でみると、大気、水質・底質、地下水質、土壌のすべてで環境基準を満足しています。

おい町におけるダイオキシン類環境基準達成状況

年度	大気	水質・底質	地下水質	土壌
2008(H20)	-	-	-	-
2009(H21)	-	○	-	-
2010(H22)	-	-	○	-
2011(H23)	○	-	-	○
2012(H24)	-	○	-	-
2013(H25)	-	-	○	-
2014(H26)	-	-	○	-
2015(H27)	-	○	-	-
2016(H28)	○	-	○	○
2017(H29)	-	-	-	-

※ ○...環境基準達成、-...測定未実施

資料：福井県大気汚染情報

■ 不法投棄・海岸漂着物・空き家など

不法投棄は町内でみられ、問題となっています。本町では、関係機関と連携した定期パトロールの実施や情報交換、環境保全監視員による監視パトロールの実施、看板の設置などを行っています。また「広報おい」で不法投棄防止に向けた意識啓発を行い、発生防止に努めています。

海岸の漂着ごみについて、ペットボトルやレジ袋、漁具といったプラスチックごみが多くなっています。企業が実施した漂着ごみ回収物の内訳についてみると、廃プラスチック類が約9割、その他流木や金属類が約1割となっており、海洋プラスチックごみ*問題が顕著に表れています。本町においては、各種団体が地域住民と協力するなどして海岸清掃を継続して実施しています。しかし、海水浴場以外の箇所については、手の届かないところがあったり危険物があるなど、清掃が行き届かないところがあります。

住環境に関連して、近年の少子高齢化、人口減少などを背景に、適切な維持管理がなされていないことから老朽化が進行している建築物（空き家）が増加しており、対策を講じなければ、ごみの投棄や害虫の発生などの衛生面で、隣接する建築物など周辺的生活環境に悪影響を及ぼす可能性があります。本町では、福井県と連携した空き家情報バンクの活用や空き家診断、空き家を活用したお試し住宅の運用など対策に取り組んでいます。また、2019(平成 31)年 3 月に「おい町空家等対策計画」を策定し、これに基づき取組を進めています。



不法投棄された廃棄物



お試し住宅の運用

② 循環型社会*

■ 廃棄物発生状況

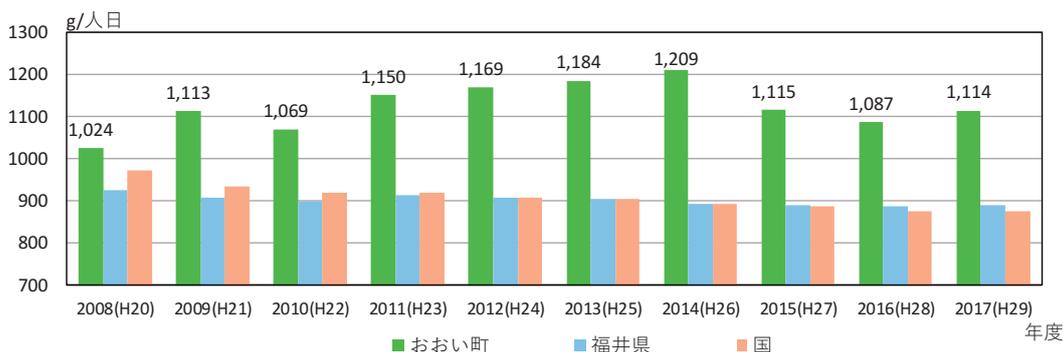
本町の町民1人1日あたりのごみ排出量は、2015(平成27)年度に減少に転じ、近年は横ばい傾向にあるものの2008(平成20)年度より多く、2017(平成29)年度は1,114g/人日となっています。また福井県や全国の平均値より多い傾向にあります。

ごみ排出量の内訳をみると、事業系ごみが全体の約47～56%を占め、福井県平均(約11～15%)より多い傾向にあります。この原因は、事業系ごみに区分される持込ごみにおいて、ごみの分別が十分できていないことが考えられます。そのため本町では、大飯清掃センターやエコあいらんどでの搬入物検査の実施や分別の徹底の周知など、排出抑制に効果的な施策を実施しています。

また、本町の燃えるごみは、現在大飯清掃センター(おい町本郷)と小浜市クリーンセンター(小浜市谷田部)で処理されていますが、ごみ処理の広域化によって経済性、効率性を高めるため、本町を含む嶺南西部4市町(小浜市、若狭町、高浜町、おい町)において、(仮称)広域ごみ焼却施設の整備に向けて取り組んでいます。

所在地：福井県大飯郡高浜町水明1番地
 整備期間：令和2年7月～令和5年3月
 運営開始：令和5年度から
 施設規模：70t/24h(35t/24h×2炉)

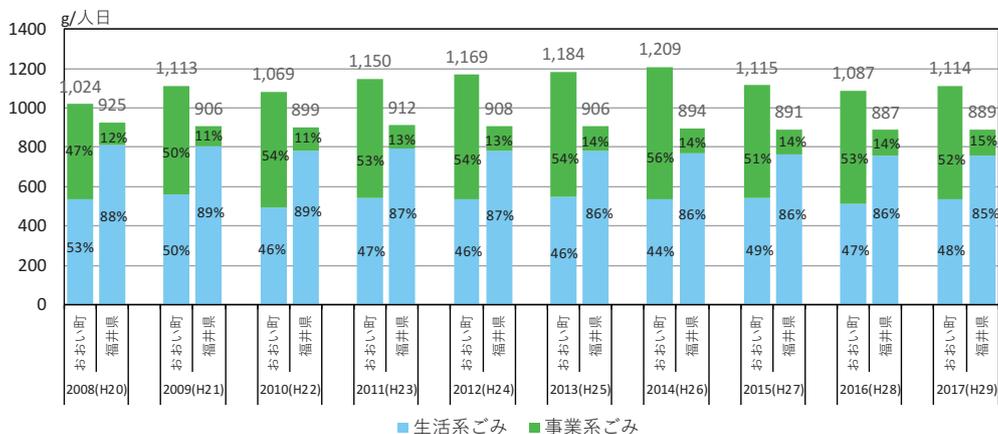
(仮称) 広域ごみ焼却施設概要【予定】



町民1人1日あたりのごみ排出量の推移

資料：おい町 おおい町資料

福井県、国「一般廃棄物(ごみ)の排出および処理状況(平成29年度)について(市町別データ)」(福井県)
 ※ごみ排出量に集団資源回収量は含めていない。



町民1人1日あたりのごみ排出量の内訳

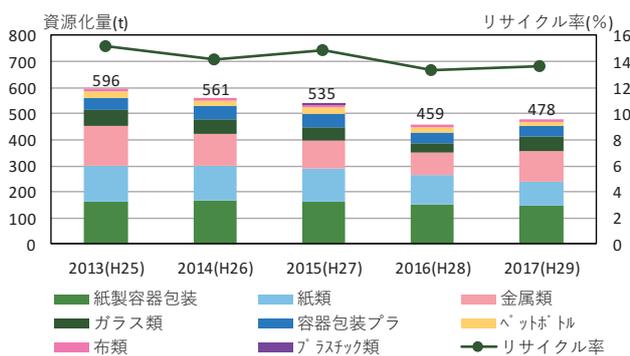
資料：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)、「一般廃棄物(ごみ)の排出および処理状況(平成29年度)について(市町別データ)」(福井県)、おい町資料
 ※ごみ排出量に集団資源回収量は含めていない。

■ ごみの資源化状況

本町が把握しているごみ資源化処理量は近年減少傾向にあります。スーパーなどで古紙や白色トレイなどが回収されていることもあり、全体での資源化処理量は横ばいで推移していると予想されます。

本町では、ごみ減量化・資源化に向けて、下水道施設から発生する汚泥を乾燥・肥料化し、「エコヤシくん」として無料配布しています。また、家庭における排出削減を進めるため、ごみの出し方について町ホームページや「広報おおい」で情報発信を実施し、町民の意識啓発を進めました。

食品ロス*の対策として福井県と協力して食べきり運動を推進したほか、生ごみ処理機の購入世帯に補助金を交付しました。



おおい町のごみの資源化量の推移

資料：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）



エコヤシくん

資料：「広報おおい」

③ 地球環境

■ 本町の温室効果ガス*排出状況

本町における 2016（平成 28）年度の温室効果ガス総排出量は 7.3 万トン（二酸化炭素換算）となっています。部門別排出割合*は、民生家庭、民生業務、運輸、産業、廃棄物の順に多くなっており、このうち民生家庭部門の排出割合は 32.0%で、約 2.3 万トンの二酸化炭素が私たちの生活の中から排出されていることとなります。

温室効果ガスの総排出量についてみると、2009（平成 21）年度までは減少傾向にありましたが、その後は増加傾向となっています。特に、2011（平成 23）年度以降は東日本大震災の影響による原子力発電所の運転停止に伴って火力発電所の化石燃料*消費量が増加したため、発電量あたりの二酸化炭素排出係数が大きくなり、温室効果ガスの排出量が増加しています。

※部門別排出割合の区分

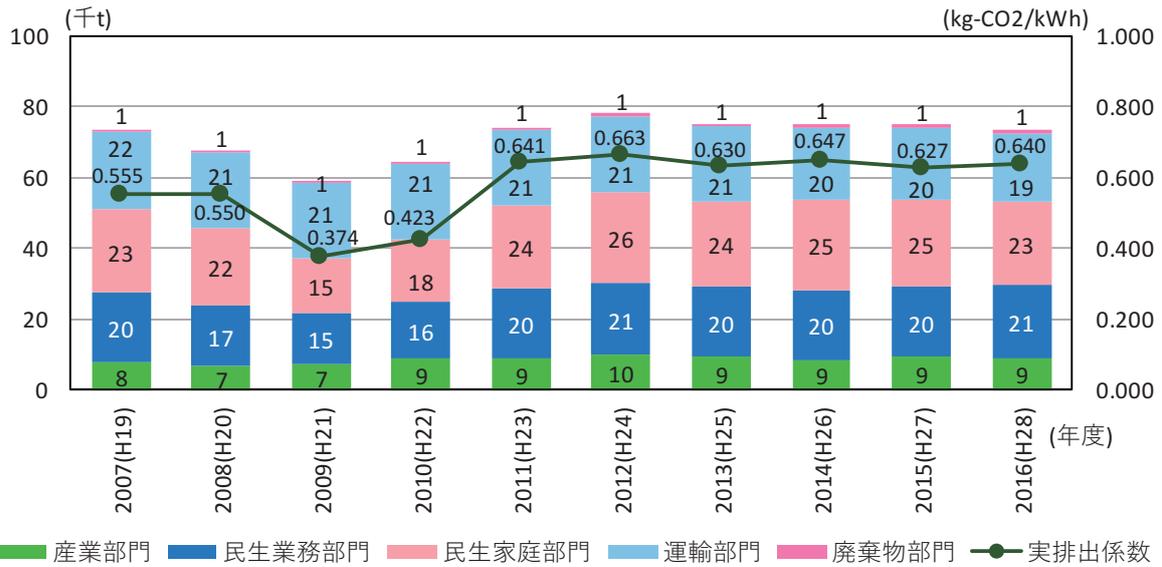
「産業」：第一次産業及び第二次産業に属する法人ないし個人の産業活動を対象とする部門。

「運輸」：人・物の輸送・運搬に関するエネルギーを対象とする部門。

「民生業務」：第三次産業(水道・廃棄物・通信・商業・金融・不動産・サービス業・公務など)に属する企業・個人の事業活動を対象とする部門。

「民生家庭」：住宅内で消費したエネルギーを対象とする部門。

「廃棄物」：一般廃棄物*の焼却や排水処理を対象とする部門。



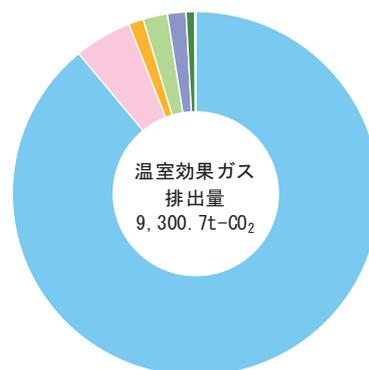
おい町の部門別二酸化炭素排出量と発電量あたりの排出係数の推移

資料：環境省

町（行政）の事務・事業による温室効果ガス*排出状況

2016(平成 28)年度の町の事務・事業における温室効果ガス総排出量は約 9.3 千 t-CO₂で、そのほとんどが電気使用によるものとなっています。

項目	CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)	割合(%)
電気	8,276.4	89.0
A重油	471.5	5.1
ガソリン	122.7	1.3
灯油	199.7	2.1
軽油	151.9	1.6
プロパンガス	70.8	0.8
一般廃棄物	7.7	0.1
合計	9,300.7	



おい町の事務・事業に伴うエネルギー種別の温室効果ガス排出量(2016(H28)年度)

資料：「おい町地球温暖化対策実行計画【事務事業編】」（2018(H30)年3月）

■ 地球温暖化防止に向けた取組

本町では、地球温暖化防止の意識啓発のために、町内の小中学校から節電や節水に関する標語を募集して優秀作品をステッカーにして全戸に配布しました。

温室効果ガス*の排出削減に向けては、防犯灯のLED化を継続して実施しているほか、災害時における電力確保を兼ねて、総合町民センターに太陽光発電設備を設置し、発電エネルギーを有効活用しています。

公用車については、電気自動車の導入や電気自動車用電気スタンドの設置に取り組みました。

2017(平成29)年度には、町の事務・事業における温室効果ガス排出抑制に向けた計画である「おおい町地球温暖化対策実行計画【事務事業編】」を策定し、計画に基づき公共施設のエネルギー使用量の削減に取り組んでいます。

町民を対象とした取組として、電気自動車等の購入及び充電設備の整備への支援や、省エネルギー*化を目的としたみどりのカーテンの設置への支援などを行っています。

また、町のエネルギー産業を活かした学習会、学校内外におけるエネルギー教育などを実施しています。



節電節水標語



公用車への電気自動車の導入

資料：「広報おおい」

■ 再生可能エネルギー*導入の取組

町内においては、関西電力株式会社が、2013(平成25)年に「若狭おおい太陽光発電所」の営業運転を開始しています。また、町民とNPOなどで作る団体が、福井県の「1市町1エネおこし」プロジェクトをきっかけに南川砂防堰堤での小水力発電導入に向けた取組を進めており、再生可能エネルギーに関する理解や普及も高まりつつあります。

そのような中、本町では2019(平成31)年3月に「再生可能エネルギーを活用した「うみんぴあ大飯」グランドビジョン」を策定し、「うみんぴあ大飯」において、太陽光などの再生可能エネルギーを導入し、再生可能エネルギーの先導的なモデルエリアとしての活用に向けて検討・取組を進めています。



若狭おおい太陽光発電所

資料：関西電力株式会社ホームページ



小水力発電所建設予定地

資料：合同会社おおい町地域電力

(3) 自然環境

① 自然環境

本町には、若狭湾国定公園のほか、ふるさと福井の自然 100 選に選ばれた「父子川流域・父子不動の滝」、「赤礁崎」、福井県重要里地里山 30 に選ばれた「おおい町本郷地区東部（山ぎわの水田・ため池）」、水源の森 100 選に選ばれた「八ヶ峰水源の森」、全国森林浴の森 100 選に選ばれた「八ヶ峰自然休養林」があり、自然環境が豊かな地域といえます。

この豊かな自然環境を背景に、美しい海、山、川、里が織りなす原風景が形成されており、本町の宝といえます。

② 植物

本町は山地にブナ林やコナラ林・ミズナラ林が、丘陵部ではスギなどの植林及びアカマツ林がみられるほか、大島半島ではスダジイを主体にした原生林がみられます。また川沿いに形成された平地には水田雑草群落が広がっているなど、地形や土地利用に応じて様々な植物がみられます。

希少種*・絶滅危惧種*をリストアップした県のレッドデータブックに記載された植物 731 種のうち、約 2 割にあたる 174 種が本町で確認されており、希少な植物の重要な生育地であることがわかります。



野鹿谷のシャクナゲ自生地



サクラ並木

資料：おおい町ホームページ

③ 動物

県のレッドデータブックに記載された希少種・絶滅危惧種のうち、鳥類 19 種、両生類 4 種、淡水魚類 16 種、陸産・淡水産貝類 22 種、昆虫 38 種と多くの種が本町で確認されています。特に、河川ではホトケドジョウやカマキリ、本県では小浜以西の河川でごく少数しか確認されていないナガレホトケドジョウ(絶滅危惧 IB 類)などの魚類がみられます。そのほか、国指定特別天然記念物のオオサンショウウオの確認記録があるなど、本町は希少野生生物の宝庫となっています。

町内の川沿いでは多くのホタルがみられるほか、山ぎわの休耕田はホソミイトンボ(絶滅危惧 II 類)などトンボ類の生息地となっています。また、2018(平成 30)年 11 月から約 5 か月間、全国でも確認数の少ないクロヅルが飛来・越冬しました。クロヅルが長期間滞在できた要因のひとつとして、豊富なえさや水があったことといわれており、本町には豊かな生態系*が形成されているといえます。



ホソミイトンボ

資料：「守り伝えたい福井の里地里山」(福井県、2005 年)

④ 里地里山*

周囲を山と海で囲まれた本町には、豊かな自然環境から得られる農林水産物が多数あります。本町では、農林水産業の活性化に取り組むべく、2013(平成 25)年 3 月に「おい町食育・地産地消推進計画」、2018(平成 30)年 3 月に「第 2 次おい町食育・地産地消推進計画」を策定しました。この計画に基づき、椎茸や自然薯、梅、名田庄漬、へしこ、じゃこ天といった自然豊かな特産品を活かし、農林水産業の体験・振興活動、学校給食への地場産食材の活用、道の駅「うみんぴあ大飯」での特産物直売所の設置等を行い、町民への食育活動、地産地消*活動を各機関や地域住民との協働によって推進しており、さらに子どもから大人まですべての町民が食育・地産地消を推進するための効果的な取組を展開しています。

また本町の森林面積は概ね 18,000ha 程度に保たれていますが、長年にわたる国産材の需要低下やこれに伴う採算性の悪化、林業従事者の高齢化及び担い手不足などから、森林が放置されるケースが増えています。



伝承料理教室

資料：「広報おい」

⑤ 外来生物・鳥獣被害

本町では、特定外来生物のヌートリアやアライグマ、オオクチバス、オオキンケイギクの生息生育が確認されており、在来生態系*への悪影響が懸念されています。また山ぎわにある農地を中心にイノシシやシカ、サルなどが農作物に被害を与えています。

本町では、イノシシやシカからの被害を防ぐために、2011(平成 23)年度から 5 ヶ年計画で集落内の山ぎわに恒久金網柵を設置する事業を進めました。またサルによる被害防止のため、農地を囲う有害獣侵入防止柵の設置に対し支援しています。



恒久金網柵の設置

資料：「広報おい」

⑥ 歴史・文化財

本町には、国指定重要文化財十一面千手観音立像（意足寺）や史跡土御門家墓所など、多くの文化財が分布しています。また各地区において継承されている行事が多数あります。

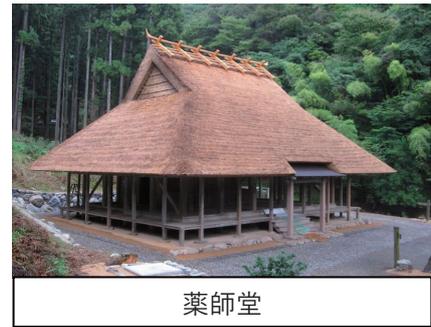
本町では、おい町曆会館やおい町立郷土史料館について、ホームページやチラシなどを通じた情報発信を行うとともに、展示のリニューアルなど見やすく学習しやすい環境整備を行いました。今後は、企画展の充実など魅力的な取組の推進が求められています。



土御門家墓所

資料：おい町ホームページ

文化財の保護に向けては、2011(平成 23)年に文化財建造物の保存に必要な資材の供給林及び研修林となる「ふるさと文化財の森」に設定された「おおい町福谷地区ヒノキ林」において、檜皮葺の建造物に対し檜皮を供給できるよう環境を整備し、継続して取り組んでいます。また、県指定文化財薬師堂や町指定文化財加茂神社舞堂の茅葺屋根の維持管理のために、計画的に改修工事を実施しています。



薬師堂

資料：おおい町暦会館ホームページ

⑦ 自然環境保全に向けた取組

本町では自然環境の保全のため、特に農業分野において多面的機能支払交付金を活用した農地整備が進められているほか、休耕田を活用した自然薯栽培の推進など耕作放棄地の利活用を進めています。

林業においては、「おおい町森林整備計画」を策定し、これに基づき森林関連施策を進めています。

農業・林業・漁業の担い手の発掘に向けては、農業・林業・漁業など体験するための滞在施設「志摩豊夢（しまほ一む）」を整備するとともに、その体験費用を支援する制度を設けています。そのほか、歴史や文化、豊かな自然環境などの地域資源を生かした事業・整備に対し支援を行っています。

また、生きもの調査などの環境学習会やこども園・保育園や小中学校での田植え体験などの農業体験、遺跡や文化財の勉強会など様々な活動を、民間団体や地域住民、行政等が協働で行っています。

地域環境全体の保全においては、ふるさとを大事にする意識醸成や地域を見つめ直すことを目的に、家族ぐるみや各種団体で町内の美しい自然に親しみながらウォーキングする「ふるさとファミリーウォーク」を継続して実施しています。また景観の保全においては、町内外の方々に本町の素晴らしい風景を再発見していただき、これからのまちづくりに活かしていただくことを目的に、「おおい町景観 30 選」を選定し、「広報おおい」で紹介しました。



ふるさとファミリーウォーク

資料：おおい町ホームページ



「おおい町景観 30 選」の紹介

資料：「広報おおい」

2. 町民・事業者・中学生の環境に対する意識

ここでは、町民及び事業者、中学生の環境に対する意識や想いを本計画に反映するために実施したアンケート結果を整理し、アンケートからうかがえる意見を取りまとめます。

アンケート調査の概要は、以下のとおりです。

アンケート調査の概要			
対象者	町民	事業者	中学生
調査期間	令和元年7月10日～7月25日		令和元年7月5日～7月22日
配布数	1,000通	100通	220通
回収数	441通	54通	220通
回収率	44.1%	54.0%	100.0%

■ 日常生活で心がけている環境への配慮行動について〔環境全般〕

主な意見	意見元
○ 家庭内ですぐ取り組むことができる行動（ごみの減量など）の実施率が高く、屋外で取り組む・手間のかかる行動（公共交通機関の利用、自然保護ボランティアへの参加など）の実施率が低くなっています。	町民

■ 町に進めてほしい環境対策について〔環境全般〕

主な意見	意見元
○ 自然環境の保全、次いで不法投棄の取締りが町民から求められています。	町民
○ 環境保全に関する助成や産業廃棄物*の適正処理指導が事業者から求められています。	事業者

■ 環境保全活動について〔人づくり〕

主な意見	意見元
○ 草刈り清掃や里山保全活動、リサイクル*活動など、身近な環境の保全に向けた活動に参加したいと考えている人が多くなっています。	町民
○ 子どもたちの環境教育の充実を求める意見が寄せられています。	町民
○ 子どもたちは、環境保全活動や農業体験、自然体験など、実際に経験する活動を求めています。	中学生
○ 事業者が参加できる活動として、「環境活動への人的参加」が多く、事業者の多くは、地域の一員として社会的な責任を果たすべきと考えていることがうかがえます。	事業者
○ 環境保全活動に取り組む住民・事業者に対する支援が求められています。	町民

■ 身近な生活環境について〔生活環境〕

主な意見	意見元
○ 清掃活動への参加率が高く、生活環境の保全意識が高いことがうかがえます。	町民
○ 自由意見では、来訪者のマナー向上や空き地・空き家対策を求める意見が多くなっています。	町民 中学生
○ 人的指導・支援や公害の未然防止に向けた適切な規制などの対策が事業者から求められています。	事業者

■ ごみの減量、資源化について〔生活環境〕

主な意見	意見元
○ 日常での取組では、資源回収への協力や食べ残しをしないなどの回答割合が高く、リデュース*（発生抑制）やリサイクル*の取組が浸透していることがうかがえます。	町民 中学生
○ 事業者の廃棄物減量対策について、ごみの分別取組率が高い一方、「対策を実施していない」の回答割合が前計画策定時*と比較して増加しており、ごみ減量に向けた取組意識に温度差があることがうかがえます。	事業者

■ 地球温暖化対策について〔生活環境〕

主な意見	意見元
○ 家電製品の買い替えなど経済的メリットが明確な取組については実施率が高いですが、待機電力の削減など経済的メリットが分かりづらい取組や、公共交通機関の利用など手間のかかる取組については実施率が低くなっています。	町民
○ 子どもたちは、生活の中でできる省エネ対策を実施しており、取組が浸透しています。	中学生
○ 事業者の省エネ活動は、前計画策定時*と比較して実施率が高く、取組が拡大しています。	事業者

■ 自然環境について〔自然環境〕

主な意見	意見元
○ ほとんどの町民が、本町の自然環境は豊かであると感じています。	町民
○ おおい町の将来のイメージについて、「水のおいしいまち」、「豊かな自然を大切にすまち」が望まれています。	町民
○ 子どもたちは、おおい町の将来のイメージについて、「水のおいしいまち」、「海・川のきれいなまち」を望んでいます。自由意見では、自然が豊か・きれいで、暮らしやすいまたはにぎわいのあるまちを求める意見が多くなっています。	中学生
○ 自由意見では、豊かな自然環境を将来に引き継ぐための保全対策を求める意見が多くなっています。	町民

※ 「おおい町環境基本計画」(2010(平成 22)年 3 月)策定時に実施したアンケート調査を示す。

3. 前計画の取組状況

前計画では、2010（平成22）年度から2019（令和元）年度までの10年間において、目指すべき環境未来像「住むひとに豊かさを、訪れるひとに感動を ～海や山、川、里の美しい風景を育むまち～」の実現に向けて、3の行動目標、9項目の行動方針、33項目の基本施策を掲げて、取組を推進してきました。

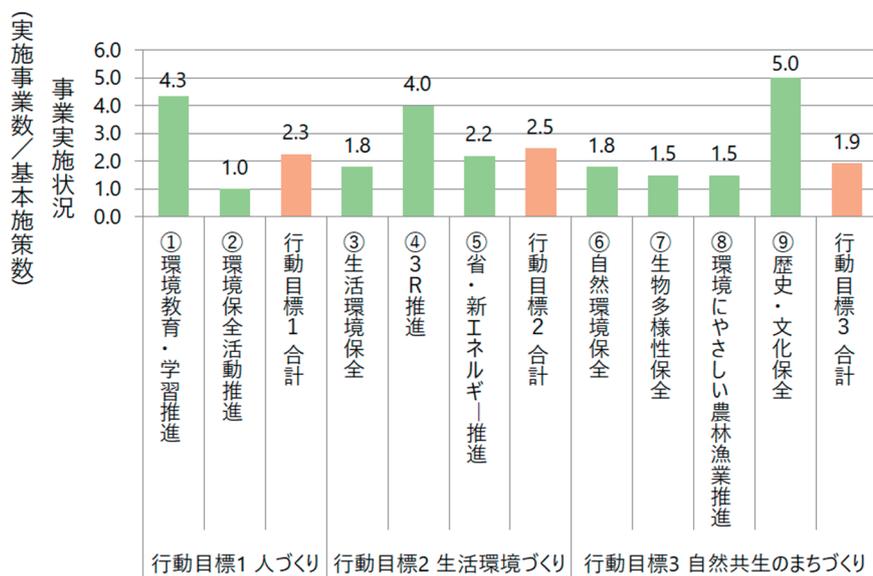
ここでは施策の取組状況について、庁内関係各課へのヒアリング調査を行い、各施策の取組実績を整理した結果から、前計画の取組状況を評価しました。

（1）行動方針の取組状況

行動方針ごとの取組状況をみると、施策及び事業が全ての行動方針で実施されており、計画的に進められていることがわかります。行動方針によって基本施策の数異なるため、単純に比較することができませんが、事業実施状況（実施事業数÷基本施策数）で行動方針を比較すると、行動方針①、行動方針④、行動方針⑨が比較的高くなっており、今後は行動方針②、行動方針⑦、行動方針⑧に関連する取組についてさらに推進する必要があります。

行動目標	行動方針	基本 施策数(A)	実施 事業数(B)	事業実施 状況(B/A)
1 人づくり	①おおい町は環境教育・学習を推進します	3	13	4.3
	②おおい町は環境保全活動を推進します	5	5	1.0
	行動目標1 小計	8	18	2.3
2 生活環境 づくり	③おおい町は安全で快適な生活環境を保全します	5	9	1.8
	④おおい町は3R*を推進します	3	12	4.0
	⑤おおい町は省・新エネルギーを推進します	5	11	2.2
	行動目標2 小計	13	32	2.5
3 自然共生の まちづくり	⑥おおい町は海や山・川・里の自然環境を保全します	5	9	1.8
	⑦おおい町は生物多様性*を保全します	2	3	1.5
	⑧おおい町は環境にやさしい農林漁業を推進します	4	6	1.5
	⑨おおい町は歴史・文化を大切にします	1	5	5.0
	行動目標3 小計	12	23	1.9
合計		33	73	—

※表中の事業実施数について、複数の行動方針に該当する事業については、重複して実績を掲載。



行動方針別事業実施状況 (実施事業数÷基本施策数)

(2) 重点プロジェクトの取組状況

前計画を推進するために、特に集中的・重点的に取り組む施策として設定した重点プロジェクトの取組状況について、以下に整理します。

各プロジェクトとも取組を実施し、環境教育や環境保全監視員の監視活動、温室効果ガス*削減に向けた取組など環境保全対策を継続して実施しています。

重点プロジェクトの取組状況

重点プロジェクト名称	取組実績等
①子ども環境教育プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校やこども園・保育園でエネルギーだけでなく環境に関する学習や、環境美化に関する取組を実施した。 ・多様な環境教育を継続して実施している。
②環境学習推進プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関の協力のもと森林教室を開催した。 ・町内において、地域環境に関する講演会や活動など多様な学習を継続して実施している。
③環境保全監視員育成プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全監視員を町内に配置した。 ・環境保全監視員が継続して活動し、不法投棄の状況を把握している。
④環境配慮ブックプロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・環境行動の情報源となる環境配慮ブックを作成・全戸配布した。 ・環境保全に対する意識の醸成に寄与している。
⑤ごみダイエットプロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・エコバッグを作成し、各行事等で配布した。 ・ごみ発生抑制意識の醸成に寄与している。
⑥低炭素のまちづくりプロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・照明等のLED化、電気自動車購入・設備設置、太陽光発電設備設置に関する補助等を実施した。 ・省エネに関する取組を継続して実施している。
⑦グリーンツーリズム基盤づくりプロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーンツーリズム*推進協議会を立ち上げ、観光協会と連携して事業を展開した。 ・グリーンツーリズムの推進基盤を整備し、継続してグリーンツーリズムを推進している。
⑧魅力ある風景保全プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・「おおい町景観30選」を選定し、「広報おおい」の裏表紙で紹介した。 ・魅力ある景観を広く周知し、保全意識の醸成に寄与している。
⑨おおい町生き物調査プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO 法人と大学が連携し、南川を対象に水生生物調査を実施した。 ・生きもの調査が継続して実施されるなど、自然にふれる場所と機会が増加し、保全意識の醸成に寄与している。

4. 現状と課題を踏まえた計画の方向性

ここでは、本町における現状と課題を整理した上で、近年における環境に関連する国内外の状況を踏まえ、計画の方向性を整理します。

本町における現状と課題

現状：現状に基づく事項 アン：アンケートに基づく事項 ヒア：ヒアリングに基づく事項

区分	課題や考慮すべき事項	出处
人づくり	● 町民や事業者の意向や意欲を活かしつつ、学校教育や町民や事業者への環境学習の機会を設け、取組への参加者を増やしていく必要があります。特に、地域の環境保全活動などの取組が円滑に進められるよう配慮が必要です。	現状 アン ヒア
	● (仮称)広域ごみ焼却施設整備に伴うごみの新たな分別方法など、環境保全に関する新たな取組を始める際には、その内容について町民・事業者に広く周知を図ることが必要です。	現状
生活環境	● 公害発生防止のために、今後も地下水質の監視や、県と連携した大気・水質などの測定を行うとともに、環境汚染のリスクに関する正確な情報の公開、適切な対策の実施に取り組むことが必要です。	現状
	● 町民や関係機関と協力して、不法投棄対策を行う必要があります。	現状 アン
	● 所有者や関係機関と協力して、空き家等の適正管理を行う必要があります。	
	● 町民・事業者によるごみの減量化の取組継続に向けて、ごみをつくらない・発生させない意識啓発が必要です。	現状 アン
	● リサイクル*率の向上に向けて継続的にごみ分別の意識啓発などを行う必要があります。	現状
	● 本町のごみ処理政策の動向を踏まえ、3 R*を推進する必要があります。	
地球環境	● 再生可能エネルギー*や省エネルギー*機器の導入、蓄電池の普及拡大に向けた支援など、家庭のエネルギー対策を中心に検討していくことが必要です。	現状 アン
	● 特に、二酸化炭素を出さないライフスタイルへの転換に向けて、日常生活の中でできることから取り組むよう町民への周知が必要です。	アン
	● 事業者が地球温暖化対策に取り組みやすくなるよう、補助制度や対策の効果などについて情報を提供するなど、支援策を強化することが必要です。	アン
自然環境	● 本町の自然環境や生物多様性*の維持・保全のために、生きものの生息基盤である里地里山*や海を今後も保全・管理していくことが必要です。	現状 アン ヒア
	● 保全活動の推進においては、町民や事業者の自然環境の保全の意向や意欲を活かして、自然環境の魅力と、その保全のための取組について情報発信の拡充、取組への支援など、取組を強化する必要があります。	現状 アン ヒア
	● 地域の歴史資源である文化財や伝統行事などを、継続して保存・継承する必要があります。	現状



環境に関連する国内外の状況

地球温暖化問題への対応

- ・気候変動と関連すると思われる事象の発生。気候変動の要因は、人為的な活動による温室効果ガス*の増加。
- ・温暖化対策の国際枠組み「パリ協定*」の締結。各国で温暖化対策が進展。
- ・国の中期目標は、温室効果ガス排出を2030(令和12)年度に2013(平成25)年度比26.0%削減。

資源や食料需給のひっ迫への対応

- ・急激な人口増加、経済発展等による、食料資源のひっ迫・廃棄物発生量の増加。
- ・特に、食べられるにも関わらず廃棄される食品(食品ロス*)が大量発生。そのほか、プラスチックごみによる海の汚染が深刻化。
- ・国は「循環型社会*」の形成に向けた取組を推進。

生物多様性*の危機への対応

- ・人間の活動などによる生きものの生息環境の破壊や外来生物*による生態系*の攪乱などで生物多様性が損失。

国のエネルギー政策の見直し

- ・国は、東日本大震災での原発事故を契機に、エネルギー政策を見直し。

持続可能な開発に向けた取組の推進

- ・持続可能な開発目標 SDGs*の国連採択。

その他環境に関連する状況

- ・国全体では、出生率の低下による少子化と平均寿命の伸びによって、急速な少子高齢化と人口減少が進行し、農林水産業や環境保全の担い手不足が進行。
- ・交通体系では、北陸新幹線の「小浜・京都ルート」のおおまかなルートが決定。今後更なる観光・産業・物流面における利用が増加し、地域経済の活性化が期待。

現状と課題を踏まえた計画の方向性

●人づくり

- ・環境意識の向上・率先行動の実施に向けた、環境教育・学習を推進します。
- ・環境活動の育成・支援を推進します。

●身近な生活環境

- ・今後も継続して環境公害の発生防止、生活排水*の適正な処理の推進に努めます。
- ・不法投棄防止活動を推進します。

●循環型社会

- ・3R*を推進します。

●地球環境

- ・地球温暖化防止に貢献するため、温室効果ガスの排出抑制に向けた取組を推進します。
- ・再生可能エネルギー*導入の取組を推進します。

●自然環境

- ・生物多様性の保全に向けて、生きものの生息基盤である里地里山*や海を保全・管理、活用する取組を推進します。
- ・持続的に取組をすすめるため、自然環境を保全するだけでなく、自然や自然の恵みを活かした取組を推進します。
- ・地域の歴史・文化資源の保存・活用を推進します。

第4章 計画のめざすところ

1. 本計画における基本理念と将来像

本計画では、上位計画である第2次おおい町総合計画に掲げられている基本理念及び将来像を本計画の基本理念と将来像として位置付けることとします。

■ 第2次おおい町総合計画の基本理念

～協創・挑戦～ 輝く笑顔が支え合う 素敵なまちづくり

輝く笑顔で支え合い、様々な活動を展開しながら、素敵に満ちたまちづくりに挑戦します。

～発信・交流～ 磨こう地域の宝 つむいで響く賑^{にぎわ}いのまちづくり

自然、歴史や文化等、地域の宝を磨き、発信し、響き合う交流を活性化することでにぎわいを創出します。

～共感・躍動～ 人と自然がおりなす 夢つなぐまちづくり

人々が共感し合い、自然と共存することで織り成す、躍動する暮らしを次代へつなぎます。

■ 第2次おおい町総合計画の将来像

輝く笑顔がうみだす希望 情熱よせ合うふるさと “おおい”
～ 未来への贈物 魅力創生をあなたとともに ～

2. 基本方針

地球温暖化の進行、生物多様性*の損失といった近年の我々を取り巻く複雑、多様化した環境問題に対応するには、行政だけでなく、町民、事業者との協働が不可欠です。このため、本計画においては前述した基本理念を踏まえ、みんなで支えあい協力・挑戦しながら環境保全を实践するひとを育てる（協創・挑戦）とともに、これらの人たちが交流して本町の宝である自然環境のさらなる魅力を発信し（発信・交流）、「地球にやさしい生活環境づくり」と「自然共生のまちづくり」に取り組むことで、人と豊かで美しい自然が共存する環境を次代へつなぎ（共感・躍動）、将来像の実現を図ります。

以上を踏まえ、本計画における基本方針は次のように設定します。

■ 基本方針

基本方針 1 環境にやさしい人づくり

環境を大切にする人材を育てていきます。

基本方針 2 地球にやさしい生活環境づくり

公害のない「安全・安心な生活環境づくり」、循環型社会*を目指した「ごみ減量に向けたまちづくり」、地球温暖化対策の推進による「地球環境保全に貢献するまちづくり」に取り組みます。

基本方針 3 自然共生のまちづくり

海・山・川や里が織りなす自然環境や歴史資源を保全し、自然と共生するまちをつくっていきます。

3. 施策の体系

本計画の将来像を実現するための施策の体系は、以下に示すとおりです。

将来像

基本方針



施策の方向性

施策

1 環境保全を担う人づくりの推進

- ①環境教育の推進
- ②環境学習の推進
- ③環境に関する意識啓発の強化

2 環境保全を担う地域づくりの推進

- ①地域組織や環境関連団体の取組推進
- ②事業者の取組推進

1 公害の発生防止

- ①公害の発生防止のための監視の推進
- ②生活排水*の適正な処理の推進

2 廃棄物の適正処理・
環境美化の推進

- ①廃棄物の適正処理
- ②空き家等の適正管理

1 3R*の推進

- ①ごみの発生抑制（リデュース*）
- ②ものの再使用の推進（リユース*）
- ③リサイクルの推進（リサイクル*）

1 地球温暖化対策の推進

- ①再生可能エネルギー*の利用促進
- ②省エネルギー*の促進
- ③多様な緩和策の推進
- ④適応策の推進

1 自然環境の保全・再生推進

- ①山林の適切な保全・再生
- ②農地の適切な保全・再生
- ③河川や海の水辺環境の保全・再生

2 生物多様性の保全・再生推進

- ①生物の保全・管理
- ②外来生物*の対策の強化
- ③環境に配慮した農林水産業の推進
- ④自然とふれあう場と機会の提供

3 歴史・文化の保存・活用推進

- ①歴史資源や文化財の保存・活用
- ②町民文化活動の推進

4. SDGs と本計画との関わり

SDGs*の構造は、開発に向けた意欲目標である 17 のゴール（目標）、測定可能な行動目標であり具体的で詳細な 169 のターゲットで構成されています。

目標	内容	目標	内容
 1 貧困をなくそう	1.貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。	 10 人や国の不平等をなくそう	10.人や国の不平等をなくそう 国内及び国家間の格差を是正する。
 2 飢餓をゼロに	2.飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。	 11 住み続けられるまちづくりを	11.住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする。
 3 すべての人に健康と福祉を	3.すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。	 12 つくる責任 つかう責任	12.つくる責任 つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保する。
 4 質の高い教育をみんなに	4.質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。	 13 気候変動に具体的な対策を	13.気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る。
 5 ジェンダー平等を実現しよう	5.ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。	 14 海の豊かさを守ろう	14.海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する。
 6 安全な水とトイレを世界中に	6.安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。	 15 陸の豊かさを守ろう	15.陸の豊かさを守ろう 陸上生態系*の保護、回復及び持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止及び逆転、ならびに生物多様性*の損失を阻止する。
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	7.エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。	 16 平和と公正をすべての人に	16.平和と公正をすべての人に 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する。
 8 働きがいも経済成長も	8.働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。	 17 パートナリシップで目標を達成しよう	17.パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	9.産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱なインフラを構築し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る。		

SDGs の 17 のゴールと概要

資料：国連広報センター

『地方創生に向けた自治体 SDGs*推進のあり方』コンセプト取りまとめ(2017(平成 29)年 11 月 自治体 SDGs 推進のための有識者検討会)の中で、自治体が SDGs に取り組むことは、短期的にみた生活サービスの向上や居住の利便性の向上だけでなく、中長期的な視点から持続可能なまちづくりを進めていくこととなり、住民の生活環境向上につながると示されています。

SDGs の推進には町だけでなく、町民や事業者等の広範で多様な主体の参画が不可欠です。このため、本計画では、基本方針等と SDGs との関連性を示し、SDGs の概念の理解促進や様々な業種における事業活動への率先的な関わりを促すことで、SDGs の目標達成への貢献を目指します。

自治体が SDGs に取り組むことのメリット及び自治体の役割	
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民の QOL (Quality of Life) の向上 ● 自治体固有の背景を踏まえた独自性のあるまちづくりの推進 ● 経済、社会、環境政策の統合による相乗効果の創出 ● ステークホルダー*との連携とパートナーシップの深化 ● SDGs 達成への取組を通じた、自律的好循環の創出
役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 国との調整 ● 多様なステークホルダー間の連携の支援 ● 成功事例を実現するためのノウハウの発信 ● 町民の交流や地域経済活動の拠点となる場の創出 ● 意欲的かつ革新的なアイデアを創出する拠点づくりの牽引役 ● 地域の取組を国内外へ発信

資料：「地方創生に向けた自治体 SDGs 推進のあり方」コンセプト取りまとめ

本計画に基づく取組は、SDGs で示されている 17 のゴールの解決に貢献するものでもあり、各施策の効果は、17 のゴールのうちの 1 つに直接貢献するものもあれば、間接的に複数のゴールへ広範囲に貢献するものもあります。

このため、SDGs で示されている 17 のゴールの中で、特に環境と関連の深いゴールとして、次の 11 のゴールと本計画の基本理念及び将来像を実現するための基本方針とを関連付け、次ページに整理します。

なお、他のゴールについても、本計画と全く関わりがないものではなく、取組の方法や施策の着眼点によっては、解決への貢献が可能であると考えます。

SDGs*のゴールと本計画からみた達成への貢献可能な内容

基本方針		SDGsのゴールと本計画からみた達成への貢献可能な内容	
1 環境にやさしい人づくり			<ul style="list-style-type: none"> 学校教育や町民・事業者への環境学習の機会を通じて環境保全に関する必要な知識等を身に着けるとともに、環境保全の取組への参加を促します。
			<ul style="list-style-type: none"> 町民・事業者・町が協働し、環境保全活動を推進します。
2 地球にやさしい生活環境づくり	安全・安心な生活環境づくり		<ul style="list-style-type: none"> 大気・水・土壌の汚染を防止するとともに、有害化学物質の適正管理の呼びかけ等による、健康被害を抑制します。
			<ul style="list-style-type: none"> 下水道事業などを通じて良好な水環境の保全を推進します。
			<ul style="list-style-type: none"> 不法投棄の未然防止に努め、町内美化を推進します。
	ごみ減量に向けたまちづくり		<ul style="list-style-type: none"> ごみの発生防止、削減、再使用・再生利用により、ごみの排出を抑制します。
			<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー*の普及を図るとともに、省エネルギー*機器の導入を推進します。
			
地球環境保全に貢献するまちづくり		<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーの導入、省エネルギー化の推進を通じて温室効果ガス*の排出を抑制します。 災害に強いまちづくりを進め、温暖化への適応を図ります。 	
	3 自然共生のまちづくり		<ul style="list-style-type: none"> 自然環境の保全に取り組むことで、持続可能な均衡のある農産物の生産量の増加に貢献します。 環境にやさしい農業の普及を通じて環境負荷を低減します。
			<ul style="list-style-type: none"> 河川等の適正な管理、山林や農地の保全を通じて良好な水循環を確保します。 海や河川、農地、山林等水に関連する生物多様性*を確保します。
		<ul style="list-style-type: none"> 地域の歴史・文化遺産の保存と継承を進めます。 	
		<ul style="list-style-type: none"> 河川等の適正な管理、河川の水質汚濁等の防止を通じて、海洋汚染の抑制に貢献します。 	
		<ul style="list-style-type: none"> 農地、山林の保全を通じて、生態系*の保全を図ります。 希少種*の保護、外来種*の駆除などを通じて、生物多様性を保全します。 	
		<ul style="list-style-type: none"> 地域の伝統的な文化を活かしたまちづくり活動などの支援し、地域の歴史文化の保全を推進します。 	

第5章 将来像を実現するための取組

ここでは、将来像を実現するための具体的な取組について、基本方針ごとに示します。

それぞれの基本方針について、将来像の実現に向けた施策、町民・事業者の環境配慮指針、目標などを見開き2ページ構成で示しています。

なお、「基本方針2 地球にやさしい生活環境づくり」については、内容が多岐にわたるため「安全・安心な生活環境づくり」、「ごみ減量に向けたまちづくり」、「地球環境保全に貢献するまちづくり」の各分野についてそれぞれ示しています。

基本方針1	環境にやさしい人づくり	p 34・35
基本方針2	地球にやさしい生活環境づくり	
	安全・安心な生活環境づくり	p 36・37
	ごみ減量に向けたまちづくり	p 38・39
	地球環境保全に貢献するまちづくり	p 40・41
基本方針3	自然共生のまちづくり	p 42・43

町民と事業者に取り組んでいただきたい環境配慮指針(行動例)を示しています。

基本方針ごとのめざすみらいの姿を整理しています。

基本方針1 環境にやさしい人づくり
環境を大切にす人材を育てています。

1 町が取り組む施策	施策の方向性	施策
1 環境保全を担う人づくりの推進	①環境教育の推進	・子どもたちが自然環境や歴史文化など町の多様な地域資源について体験学習機会を積極的に設けるとともに、施設や教材を充実します。また、職員の環境保全意識の醸成を図ります。
	②環境学習の推進	・環境に関する研修会の開催などにより、町民や事業者が環境に対して理解を深める機会を増やします。
	③環境に関する意識啓発の強化	・身近な環境の状況や地球環境問題、環境保全につながる行動などの情報を収集・整備するとともに、それらの情報をホームページや広報おおい、SNS、町主催のイベントなどを活用して広く発信し、環境に関する意識の醸成を図ります。
2 環境保全を担う地域づくりの推進	①地域組織や環境関連団体の取組推進	・地域組織や環境関連団体の活動がさらに充実するよう活動の場の提供や周知などの支援を進めます。
	②事業者の取組推進	・環境配慮指針の周知を通して、事業者の環境保全意識を醸成し、事業活動における積極的なCSR活動をサポートします。

2 町民・事業者の環境配慮指針(行動例)

▼町民
[環境保全を担う人づくりの推進]
・基や町が主催する環境に関する研修会やイベントのほか、地域の自然観察会などの体験活動に積極的に参加し、環境に対する関心や認識を深めましょう。
・環境に関する情報に関心を持ち、理解を深め行動しましょう。また、町などが行う情報収集に協力しましょう。
[環境保全を担う地域づくりの推進]
・地域組織や環境関連団体、事業者などの環境保全活動に積極的に参加・協力しましょう。
・地域における環境問題・課題は、地域で共有し解決を図りましょう。
・学校やイベントなどで学んだ環境に関する知識を、家族や友人に伝え、共有しましょう。

▼事業者
[環境保全を担う人づくりの推進]
・基や町が主催する環境に関する研修会やイベントのほか、地域の自然観察会などの体験活動に積極的に参加・協力し、環境に対する関心や認識を深めましょう。
・環境に関する情報に関心を持ち、理解を深め行動するようにしましょう。また、町などが行う情報収集に協力しましょう。
・環境に関する教育や研修を行い、環境保全を担う人材を育成しましょう。
[環境保全を担う地域づくりの推進]
・CSR活動として、地域組織や環境関連団体などの環境保全活動に積極的に参加・協力しましょう。
・小中学校の事業所見学などに積極的に協力しましょう。
・自社で行う環境に配慮した製品の利用・製造や環境保全活動について、ホームページやチラシなどで積極的に発信しましょう。

基本方針1の進捗を管理するための数値目標

項目名	現状(年度)	目標(年度)
環境保全のためにどうしたらよいか家庭内で話し合う町民の割合	5.9%(2019) ^{※1}	13%(2029)
環境保全活動に参加している町民の割合	12.0%(2019) ^{※2}	15%(2029)

※1 第2次おおい町環境基本計画策定にかかる環境に関するアンケート調査結果(環境保全のためにどうしたらよいか)について回答内で話し合っている町民の「8割以上実行している」の回答割合
※2 第2次おおい町環境基本計画策定にかかる環境に関するアンケート調査結果(自然保護などのボランティア活動に参加)について回答している町民の「8割以上実行している」の回答割合

関連するSDGsを示しています。

町が取り組む施策を示しています。

基本方針のすすみ具合を評価するための指標を示しています。

基本方針 1 環境にやさしい人づくり

環境を大切に作る人材を育てていきます。

1 町が取り組む施策

施策の方向性	施 策	
<p>1 環境保全を担う人づくりの推進</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="213 613 328 728">  <p>4 質の高い教育をみんなに</p> </div> <div data-bbox="360 613 475 728">  <p>17 パートナシップで目標を達成しよう</p> </div> </div>	<p>①環境教育の推進</p>	<p>・子どもたちが自然環境や歴史文化など町の多様な地域資源について体験し学ぶ機会を積極的に設けるとともに、施設や教材を充実します。また、職員の環境保全意識の醸成を図ります。</p>
	<p>②環境学習の推進</p>	<p>・環境に関する研修会の開催などにより、町民や事業者が環境に対して理解を深める機会を増やします。</p>
	<p>③環境に関する意識啓発の強化</p>	<p>・身近な環境の状況や地球環境問題、環境保全につながる行動などの情報を収集・整備するとともに、それらの情報をホームページや「広報おおい」、SNS*、町主催のイベントなどを活用して広く発信し、環境に関する意識の醸成を図ります。</p>
<p>2 環境保全を担う地域づくりの推進</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="213 1402 328 1516">  <p>4 質の高い教育をみんなに</p> </div> <div data-bbox="360 1402 475 1516">  <p>17 パートナシップで目標を達成しよう</p> </div> </div>	<p>①地域組織や環境関連団体の取組推進</p>	<p>・地域組織や環境関連団体の活動がさらに充実するよう活動の場の提供や周知などの支援を進めます。</p>
	<p>②事業者の取組推進</p>	<p>・環境配慮指針の周知を通して、事業者の環境保全意識を醸成し、事業活動における積極的なCSR*活動をサポートします。</p>



■めざすみらいの姿

- ・将来を担う子どもや地域などに対して環境学習の場や機会が充実しており、誰もが環境の大切さについて学ぶことができます。
- ・個々の取組だけでなく、他の団体や企業などと協力した環境保全活動が盛んに行われ、そうした取組状況がホームページや SNS*などで発信されています。

2 町民・事業者の環境配慮指針（行動例）

▼町 民

〔環境保全を担う人づくりの推進〕

- ・県や町が開催する環境に関する研修会やイベントのほか、地域の自然観察会などの体験活動に積極的に参加し、環境に対する関心や認識を深めましょう。
- ・環境に関する情報に関心を持ち、理解を深め行動しましょう。また、町などが行う情報収集に協力しましょう。

〔環境保全を担う地域づくりの推進〕

- ・地域組織や環境関連団体、事業者などの環境保全活動に積極的に参加・協力しましょう。
- ・地域における環境問題・課題は、地域で共有し解決を図りましょう。
- ・学校やイベントなどで学んだ環境に関する知識を、家族や友人に伝え、共有しましょう。

▼事業者

〔環境保全を担う人づくりの推進〕

- ・県や町が開催する環境に関する研修会やイベントのほか、地域の自然観察会などの体験活動に積極的に参加・協力し、環境に対する関心や認識を深めましょう。
- ・環境に関する情報に関心を持ち、理解を深め行動するようにしましょう。また、町などが行う情報収集に協力しましょう。
- ・環境に関する教育や研修を行い、環境保全を担う人材を育成しましょう。

〔環境保全を担う地域づくりの推進〕

- ・CSR*活動として、地域組織や環境関連団体などの環境保全活動に積極的に参加・協力しましょう。
- ・小中学校の事業所見学などに積極的に協力しましょう。
- ・自社で行う環境に配慮した製品の利用・製造や環境保全活動について、ホームページやチラシなどで積極的に発信しましょう。

基本方針 1 の進捗を管理するための数値目標

項目名	現状（年度）	目標（年度）
環境保全のためにどうしたらよいか家庭内で話し合っている町民の割合	5.9%(2019) ^{※1}	13%(2029)
自然保護活動などに参加している町民の割合	12.0%(2019) ^{※2}	15%(2029)

※1 第2次おおい町環境基本計画策定にかかる環境に関するアンケート調査結果「環境保全のためにどうしたらよいかについて家庭内で話し合っている」町民の「8割以上実行している」の回答割合

※2 第2次おおい町環境基本計画策定にかかる環境に関するアンケート調査結果「自然保護などのボランティア活動に参加している」町民の「8割以上実行している」の回答割合

基本方針 2 地球にやさしい生活環境づくり

1 安全・安心な生活環境づくり

安全・安心な生活環境の保全・改善に取り組みます。

1 町が取り組む施策

施策の方向性	施 策	
1 公害の発生防止  	①公害の発生防止のための監視の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・大気、騒音・振動、河川水質、有害化学物質、放射線量などについて、県と連携して定期的な測定・調査を行い、その結果を「広報おい」や町のホームページで公表します。 ・化学物質や農薬などについて、情報発信などにより適正な使用・削減をサポートします。 ・工場・事業所からの汚水や騒音発生など生活への影響が発生した場合は適切に対処するとともに、事業者に対して指導を行います。
	②生活排水*の適正な処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・農業集落排水処理施設や下水道施設の適切な運転と、計画的な施設の改修・統合による長寿命化を図り、良好な水環境の保全を推進します。
2 廃棄物の適正処理・環境美化の推進 	①廃棄物の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄パトロールや看板・監視カメラの設置のほか、関係機関との連携を密にして、不法投棄の未然防止やごみの野焼き防止に努めます。 ・海岸沿いの漂着ごみについては、県や近隣市町と協力して回収処理を推進します。
	②空き家等の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ・おい町空き家等対策計画に基づき、空き家などの発生抑制と利活用を進めます。



■めざすみらいの姿

- ・家庭から出るごみや水の処理方法などにおいて環境に配慮した行動が自然に行われています。
- ・工場・事業所などでは、環境に配慮した活動が積極的に行われています。
- ・誰もが環境美化を心がけ、不法投棄のない美しいまちなみが保たれています。

2 町民・事業者の環境配慮指針（行動例）

▼町 民

〔公害の発生防止〕

- ・家庭排水の適正な処理や農薬などの適正使用・管理、下水道への接続などにより海や河川水質への負荷を軽減しましょう。
- ・また、環境への負荷が少ない交通手段の選択や自動車の適正な使用、ごみの野焼きの禁止などにより日常生活に伴う大気への負荷をできるだけ軽減しましょう。
- ・生活環境の状況、行政や事業者の環境保全への取組に関心を持ち、情報を把握しましょう。

〔廃棄物の適正処理・環境美化の推進〕

- ・道路、山林、農地、河川、海などへのごみのポイ捨て・不法投棄は絶対にやめましょう。
- ・地域の清掃活動や、監視パトロールなどに積極的に参加しましょう。
- ・空き家・空き地の所有者のみなさんは、草刈りや害虫の駆除など、土地の適正な管理をしましょう。

▼事業者

〔公害の発生防止〕

- ・排水基準をはじめ、大気環境・水質などに関する法令などの遵守を徹底しましょう。
- ・騒音、悪臭など、事業活動に伴う環境への負荷を軽減するように努めましょう。
- ・製品の製造・生産過程において、化学物質などの適正な使用や管理を徹底しましょう。
- ・環境負荷の少ない製品を使用しましょう。
- ・公害の未然防止に向けて、従業員の意識向上を図りましょう。

〔廃棄物の適正処理・環境美化の推進〕

- ・事業活動で発生した廃棄物は適切に処理しましょう。
- ・過剰なサービスの見直しや製品の長寿命化を進めるなど、廃棄物の発生防止に取り組むことでごみを減量化しましょう。
- ・地域の清掃活動や、監視パトロールなどに積極的に参加・協力しましょう。
- ・空き地の所有者のみなさんは、草刈りや害虫の駆除など、土地の適正な管理をしましょう。

基本方針2の進捗を管理するための数値目標

項目名	現状（年度）	目標（年度）
「空気のさわやかさ」に関する満足度	59.2%(2019) ^{※1}	74%(2029)
「水のきれいさ」に関する満足度	41.0%(2019) ^{※2}	48%(2029)
不法投棄報告件数	20件(2015)	0件(2026)

※1 第2次おおい町環境基本計画策定にかかる環境に関するアンケート調査結果「空気のさわやかさ」の満足度について「満足している」町民の回答割合

※2 第2次おおい町環境基本計画策定にかかる環境に関するアンケート調査結果「水のきれいさ」の満足度について「満足している」町民の回答割合

基本方針 2 地球にやさしい生活環境づくり

2 ごみ減量に向けたまちづくり

廃棄物の減量化・資源化に取り組みます。

1 町が取り組む施策

施策の方向性	施 策	
1 3 R*の推進 	①ごみの発生抑制 (リデュース*)	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの分別と減量の徹底に向けた情報提供、意識啓発を推進します。 ・食べ残しや買い過ぎの防止などにより食品の廃棄ロス*を防ぎ、生ごみの発生抑制を推進します。 ・生ごみ処理機の導入など、堆肥化による生ごみの減量化を推進します。 ・ICT*の活用によるペーパーレス化などにより、紙の使用量の削減を推進します。 ・持込ごみの搬入時に、立会による搬入物検査を実施し、資源ごみなどの搬入を防止するとともに、排出者に対して適正排出の指導を行います。 ・(仮称)広域ごみ焼却施設整備にあたっては、ごみの新たな分別方法など内容について町民・事業者に広く周知します。
	②ものの再使用の推進 (リユース*)	<ul style="list-style-type: none"> ・再利用品や再生利用品に関する情報提供を行い、その利用をすすめます。
	③リサイクルの推進 (リサイクル*)	<ul style="list-style-type: none"> ・町内公共施設に資源ごみボックスを設置し、資源ごみを持込みやすい環境を構築します。 ・PTAなどの資源回収団体や事業者等が実施する資源回収を、奨励補助金の交付により推進します。 ・建設副産物のリサイクルを推進し、公共工事における再生資材の積極的採用や、再生品やリサイクルが容易な資材の活用を推進します。



■めざすみらいの姿

・誰もが3R*の取組を心がけ、環境への負荷が少ない、環境にやさしい暮らしになっています。

2 町民・事業者の環境配慮指針（行動例）

▼町 民

- ・日常生活の中で3Rに積極的に取り組み、ごみの減量化、資源の有効利用に取り組みましょう。
- ・生ごみの水切り、ごみの分別を徹底しましょう。
- ・「おいしいふくい食べきり運動」を実践し、食べられるのに捨てられてしまう食品（食品ロス*）を減らしましょう。

「おいしいふくい食べきり運動」をはじめてみましょう

Step1

家庭やホテル・レストランなどで、おいしい福井の食材を使っておいしい料理をつくり…



Step2

作られた料理をおいしく食べきって…



Step3

残ってしまった料理は、家庭で新たな食材としてアレンジ料理に活用し、外出時には持ち帰って家庭で食べきろう!



- ・紙・布類は燃えるごみに出さず、地域の集団資源回収に協力しましょう。
- ・3M（マイバッグ、マイカップ、マイボトル）を積極的に使用するとともに、過剰包装を断りましょう。
- ・フリーマーケットやリサイクルショップを利用したり、使い捨て商品を避け長く使える商品を購入するなど、日常生活での工夫に努めましょう。

▼事業者

- ・事業活動に伴って生じた廃棄物は、自らの責任において適正に処理するとともに、再生品やリサイクル*が容易な資材の活用など、事業内容にあわせた3Rに取り組みましょう。
- ・ごみの分別を徹底しましょう。
- ・レジ袋ひと声運動を推進し、必要のないレジ袋の使用削減を図りましょう。
- ・コピー用紙の裏面利用や集約コピーを行いましょ。
- ・環境ラベルなどを活用し環境に配慮した製品を購入（グリーン購入*）しましょう。

基本方針2の進捗を管理するための数値目標

項目名	現状（年度）	目標（年度）
1人1日当たりのごみ排出量	1,115g(2015)	1,006g(2026)

基本方針 2 地球にやさしい生活環境づくり

3 地球環境保全に貢献するまちづくり

低炭素のまちづくりを通じて、地球環境の保全に貢献します。

1 町が取り組む施策

施策の方向性	施 策	
<p>1 地球温暖化対策の推進</p>   	①再生可能エネルギーの利用促進	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー*に関する情報提供の充実を図ります。 再生可能エネルギーを活用した「うみんぴあ大飯」グランドビジョンに基づき、先導的に再生可能エネルギーを導入するなど、取組を推進します。
	②省エネルギー*の促進	<ul style="list-style-type: none"> 省エネ性能の優れた製品・蓄電システム、低燃費車について普及促進に努め、エネルギーの効率的利用を推進します。
	③多様な緩和策の推進	<ul style="list-style-type: none"> COOL CHOICE*の取組やうちエコ診断などの地球温暖化対策について、福井県地球温暖化防止活動推進センターなどと連携して普及を進めます。 みどりのカーテン*の普及を図ります。 おい町地球温暖化対策実行計画【事務事業編】に基づき、率先してグリーン購入*やエネルギー効率の良い設備などへの更新を行うことで、町の公共施設などから排出される温室効果ガス*の抑制を図ります。
	④適応策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 温暖化が進むことによって今後リスクが高まる熱中症や河川洪水、農業への影響などについて把握し、それらに関する情報提供を行うとともに、国や県などと連携して対策を進めます。



■めざすみらいの姿

- ・町民・事業者・町が協力して節電やエコ活動などに取り組み、地球温暖化対策が進んでいます。
- ・防災、農業、疫病など温暖化リスクについて町民に十分な情報が提供されており、リスクへの対策が行われています。

2 町民・事業者の環境配慮指針（行動例）

▼町民・事業者

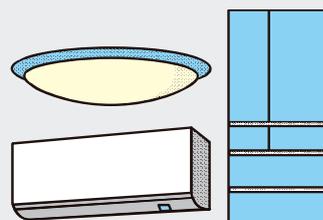
- ・太陽光発電や薪・ペレットストーブなどの再生可能エネルギー*の導入など、低炭素なエネルギーの利用を検討しましょう。
- ・日常において、こまめな消灯、適切な温度設定、節水、エコドライブ、みどりのカーテン*の設置など、低炭素なライフスタイルを意識して省エネに取り組みましょう。
- ・自動車や家電、住宅・社屋など身の回りのものを選ぶとき、「二酸化炭素の排出を抑える」ことに注目して選択しましょう。

生活の中で低炭素型の「製品」、「サービス」、「ライフスタイル」を選択しましょう

次のようなことに取り組むことで二酸化炭素を削減するだけでなく、生活コストの低減や快適で健康的な暮らしなどのメリットを得ることができます。

① 低炭素製品への買換え

例 LED・エアコン・冷蔵庫・エコカーなどの省エネ製品
高効率給湯器、節水型トイレ
高断熱高気密住宅の新築・リフォーム など



② 低炭素サービスの選択

例 公共交通の利用
宅配便再配達防止
スマートメーターによる「見える化」 など



③ 低炭素なライフスタイルへの転換

例 クールビズ、ウォームビズ
クールシェア・ウォームシェア
エコドライブ、自転車の利用
森・里・川・海の保全・活用 など



資料：「2019年度版スマートライフおすすめBOOK」（(社)家電製品協会、2019年）

- ・温暖化がすすむことによって今後リスクが高まる熱中症・暑熱ストレスや感染症、河川洪水などの自然災害、農業への影響などについて、情報を収集して意識を高め、実施可能な対策について取り組みましょう。

基本方針2の進捗を管理するための数値目標

項目名	現状（年度）	目標（年度）
おい町の事務・事業に伴う 温室効果ガス排出量（年間）	9,300t-CO ₂ (2016)	8,835t-CO ₂ (2022)*

※1 「おい町地球温暖化対策実行計画【事務事業編】」の更新(2022年度)にあわせて見直します。

基本方針3 自然共生のまちづくり

海・山・川や里が織りなす自然環境や歴史資源を保全し、自然と共生するまちをつくっていきます。

1 町が取り組む施策

施策の方向性	施 策	
1 自然環境の保全・再生 推進  	①山林の適切な保全・再生	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の多面的機能が発揮されるよう、森林組合などと連携して森林の整備保全、利活用を進めます。 ・地域景観の保全・創出を推進します。
	②農地の適切な保全・再生	<ul style="list-style-type: none"> ・新規就農者への支援や耕作放棄地対策、環境保全型農業の実施により農地の荒廃を防ぎ、活用を進めます。 ・地域景観の保全・創出を推進します。
	③河川や海の水辺環境の保全・再生	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業協同組合などや地域と連携して河川やため池、海辺などの保全・回復を図ります。 ・地域景観の保全・創出を推進します。
2 生物多様性*の保全・再生推進  	①生物の保全・管理	<ul style="list-style-type: none"> ・町の豊かな自然環境に生息生育する希少野生生物の保全を推進します。 ・鳥獣害対策などにより、農林水産被害の防止に取り組みます。
	②外来生物の対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・外来生物*について、県と連携して情報発信などを行い、侵入の未然防止や分布拡大を防ぎます。
	③環境に配慮した農林水産業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・環境や生物に配慮した持続可能な農林水産業を推進します。 ・農林水産物の地産地消*を推進します。
	④自然とふれあう場と機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・農林業体験や川遊び、身近な自然の観察など、自然の大切さを学ぶことができる機会と場を提供します。
3 歴史・文化の保存・活用推進  	①歴史資源や文化財の保存・活用	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の歴史・文化遺産を伝えていくために、それらを保存・活用するとともに、郷土文化に関する学習機会の確保や後継者の育成などに努めます。
	②町民文化活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・町民が主体となった地域の伝統的な文化を活かしたまちづくり活動などを支援します。



■めざすみらいの姿

- ・私たちの生活を支える自然環境が、適切な保全部と外来生物*の駆除活動などにより守り育まれています。
- ・町民みんなが、豊かな自然により育まれた恵みを得ているとともに、自然を活かした事業などが盛んです。
- ・豊かな自然環境を背景に、本町の宝である美しい原風景が形成・維持されています。
- ・町内の様々な歴史や文化、伝承行事などが守り受け継がれています。

2 町民・事業者の環境配慮指針（行動例）

▼町 民

〔自然環境の保全・再生推進〕

- ・地域の自然や生物を保全する活動や景観づくり活動に積極的に参加・協力しましょう。
- ・自身が保有する山林や農地は、間伐や植林、耕作などにより適切に管理を行いましょう。
- ・山林、農地、河川、海などへのごみのポイ捨て・不法投棄は絶対にやめましょう。

〔生物多様性の保全・再生推進〕

- ・希少な動植物の採取や捕獲を控えましょう。
- ・地域に生息生育していない生物を放してはいけません。
- ・鳥獣害対策に参加・協力しましょう。
- ・環境や生物に配慮した農林水産業に積極的に取り組みましょう。
- ・地場産農林水産物を優先的に購入しましょう。
- ・地域で開催される自然の再生・保全活動や自然体験活動にすすんで参加しましょう。

〔歴史・文化の保存・活用推進〕

- ・地域の祭りの開催に協力するとともに、関連した行事には積極的に参加しましょう。
- ・施設で催される企画展や講演会などを通じて、地域の歴史や文化に関心を持ちましょう。
- ・地域の歴史や文化を活かしたまちづくり活動などへ参加・協力しましょう。

▼事業者

〔自然環境の保全・再生推進〕

- ・地域の自然や生物を保全する活動や景観づくり活動に積極的に参加・協力しましょう。
- ・工事等の実施にあたっては、環境保全対策を実施するなど環境に配慮しましょう。
- ・農業においては、農薬や化学肥料の使用量を減らした環境保全型農業を実践しましょう。
- ・事業活動で発生した廃棄物は適切に処理しましょう。

〔生物多様性の保全・再生推進〕

- ・希少な動植物の採取や捕獲を控えましょう。
- ・農林水産業など事業活動の際には生物多様性への影響を考慮して取り組みましょう。
- ・地元農林水産物の販売や利用を進め、地域活性化につなげましょう。
- ・農林業体験など自然とふれあう機会に積極的に参加・協力し、地域活性化を図りましょう。

〔歴史・文化の保存・活用推進〕

- ・地域の歴史や文化の保存・継承のための活動などに参加・協力しましょう。

基本方針3の進捗を管理するための数値目標

項目名	現状（年度）	目標（年度）
不法投棄報告件数（再掲）	20件(2015)	0件(2026)
自然環境の保全・景観づくりに関する啓発活動（年間）	3回(2015)	20回(2026)

第6章 重点施策

1. 重点施策の位置づけ

将来像を実現するため、第5章で示した3つの基本方針に基づいた施策を進めますが、この中で、短期的・集中的に取り組を進めるものを重点施策として位置づけます。重点施策は、第2次おおい町総合計画の基本理念に基づき、本町に関わる人々を「宝」と捉え、人々が協力し合い、みんなが輝くことをねらいとして、町内の環境保全に取り組んでいる各種団体等の育成・支援に取り組めます。また、前計画で進めてきた環境関連の各種取組や地域における資源（人的・組織・地域の特性）等をベースとし、取組のさらなる拡大を目指します。

2. 重点施策の設定の視点

本計画における重点施策は、前計画の取組状況や環境の現況等を踏まえ「活動主体の育成・支援」「環境課題への対応」の2つの分野について取り組むこととし、それぞれについて以下に示す視点で重点施策を設定します。

【活動主体の支援・育成】

情報発信

各種活動の情報発信につながる取組



活動支援

環境に関する活動等の支援につながる取組



【環境課題への対応】

みんなで取り組む

町民・事業者・町の各主体が参画し、協働で進めることができる取組



特性を活かす

既にある程度進められている事項や地域にある資源を活かした事項など、特性を活用した取組



笑顔につなげる

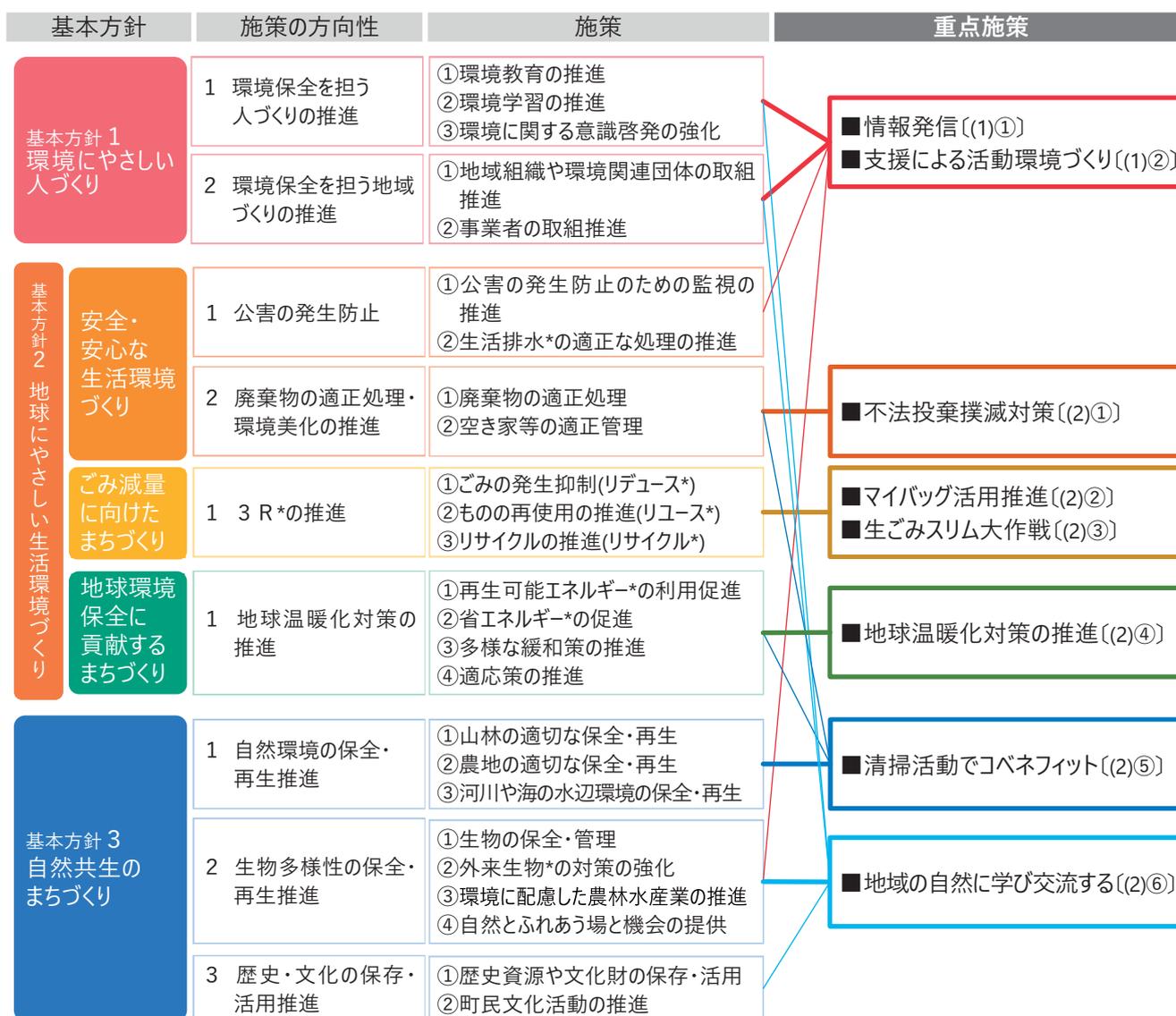
取組を通じて地域の活性化に貢献できる取組、参加者の笑顔につながる取組



3. 重点施策

前述の内容を踏まえ、8つの重点施策を設定し優先的に取り組めます。
詳細を次項以降に示します。

重点施策	
重点施策設定の視点	重点施策
視点1 活動主体の支援・育成	① 情報発信
	② 支援による活動環境づくり
視点2 環境課題への対応	① 不法投棄撲滅対策
	② マイバッグ活用推進
	③ 生ごみスリム大作戦
	④ 地球温暖化対策の推進
	⑤ 清掃活動でコベネフィット
	⑥ 地域の自然に学び交流する



※表中の線は重点施策と施策との関係を示し、太線は主に関連する施策を、細線は副次的に関連する施策を示します。

※重点施策の文末の〔〕内は、p.46以降の見出し番号を示します。

重点施策と施策の関係

(1) 活動主体の支援・育成

① 情報発信



- ・「広報おおい」や町のホームページ等を通じて、活動団体等についての紹介や活動団体が主催するイベント活動などについて広く情報発信することで、町民が活動団体について認識し、活動に関心を持ち、取組に参加するきっかけづくりを行います。

町民・事業者のできること

- ・「広報おおい」など町が発信する情報に目を通し、環境に関する興味・関心を高めます。

団体紹介	大島伝統文化を継承する会	
<p>いは「手こぎ舟」と呼ばれる舟をこすか。道路がまだなかった70年前では、人や物を運んでいた伝馬船や舟をまとめていう総称です。「大島を継承する会」では、この手こぎ舟の重要な文化として後世に伝承することを目的に毎年『手こぎ舟の通し合い』という競漕イベントを夏に開催しています。今年は8月21日に開催され、まるき舟やドライブ船の乗船体験で始まり、小学生は伝馬船で、一般はまるき舟で競漕を行いました。台風の余波という悪条件の中、出場者の皆さんは悪戦苦闘で楫をこいでいました。</p>		
「広報おおい」での活動団体の紹介例		

② 支援による活動環境づくり



- ・町民や事業者等が実施する町内での環境や景観保全活動、環境に関するイベント等について、取組を実施したくても資金及び人材不足等により十分な取組ができない場合があります。このため、これらの活動等について支援を行います。また、関心を持ちそうな町内外の企業や教育機関、地域住民を対象に、積極的な情報提供を行うなど、活動への参加を呼びかけます。

町民・事業者のできること

- ・環境・景観保全活動、環境に関するイベント等の実施において、町の支援を活用します。
- ・積極的に町の情報を活用し、できることから活動に参加します。
- ・活動団体など活動主体は、参加者を受け入れ、交流・連携を強めます。

おい町集落ぐるみ町民指標活動チャレンジ事業

各区において実施している町民指標活動に加え、「ふるさとへの愛と誇りを育み、豊かな交流で向上する町」を実現するために、区の魅力発信や景観・環境の整備等に取り組む集落への支援を行っています。以下に、活動事例を紹介します。



草花の植栽

土手の維持管理のために、シバザクラやマツバギクを植栽しました。地域景観の創出と地区民の集落への愛着に役立っています。



自然体験

地域住民等の協力のもと、子どもたちを対象に海釣りや魚捌き体験、川遊びなど様々な体験を企画・実施しました。町の豊かな自然と恵み、命の尊さを感じるきっかけになっています。



ゴミ出しマナー向上 啓発看板の設置等

ゴミ出しマナー向上を目的に、啓発看板の設置や町職員による講習会の開催、清掃活動等を実施しました。あわせて地区の活性化やイメージアップが図れました。



地域の伝統行事の継承

地域の伝統行事を継承するために、行事にあわせて準備し、多くの参加者のもと行事を行いました。行事継承の大切さを実感するだけでなく、地区民の交流を深めるきっかけになっています。

(2) 環境課題への対応

① 不法投棄撲滅対策



- ・不法投棄防止のため、環境保全監視員による不法投棄現場などの定期パトロールの実施や監視カメラの設置による監視体制の強化、不法投棄防止看板の設置などを推進します。
- ・各地区での不法投棄現場の清掃・撤去活動に町も協働で取り組みます。
- ・県や警察との連携を強化し、合同パトロールの実施などによる不法投棄の防止を推進します。

町民・事業者のできること

- ・ポイ捨て・不法投棄はしません。

② マイバッグ活用推進



- ・近年、レジ袋の利用が、石油資源の消費や焼却による温室効果ガス*の発生などの面だけでなく、プラスチックごみによる海洋汚染、マイクロプラスチック*による人体への影響等の面でも問題視されています。
- ・このため、買い物時にはエコバッグ・マイかごを持参するなど、小売店等で買い物用として提供されるレジ袋の使用抑制に取り組みます。

町民・事業者のできること

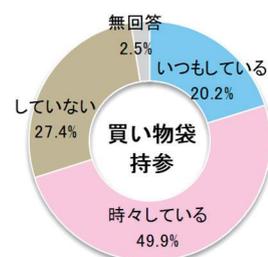
- ・買い物時は、エコバッグ・マイかごを持参します。
- ・事業者は、レジ袋ひと声運動を心がけます。

買い物袋持参率とマイバッグ運動

計画の改定にあたって実施したアンケート調査において、買い物袋の持参についてうかがったところ、「時々している」が約50%で最も多く、「いつもしている」が約20%で最も少なくなっています。

マイバッグ運動とは、買い物袋等を持参し、レジ袋を使わないことで環境への負荷を減らす運動のことをいいます。また、マイバッグの持参は家庭ごみの約6割を占める容器包装廃棄物を減らすのに効果があるともいわれています。

レジ袋は私たちの生活スタイルにとけ込んでおり便利な場面もありますが、良好な環境を将来に継承するためにも、私たちはできることから取り組む必要があります。



アンケート調査結果

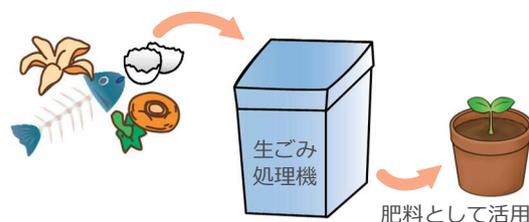
③ 生ごみスリム大作戦



- おおい町の住民1人1日あたりのごみの排出量は、県下で多い状況にあります。また、家庭から出る可燃ごみの大半を占めるのが、水分を多く含む生ごみとなっています。
- このため、生ごみの減量化と堆肥としての再利用の促進に向けて、家庭での生ごみ処理機の購入を奨励します。

町民・事業者のできること

- 生ごみ処理機を購入し、生ごみの減量に取り組みます。
- 日常生活において、生ごみの水切りや食品ロス*の削減など、できることから取り組みます。



④ 地球温暖化対策の推進



【省エネルギー*化の推進】

- 公共施設の省エネルギー化の取組を推進します。

【温暖化防止のための行動選択の推進】

- 移動時の電車・バスなどの公共交通機関の利用や、自転車・徒歩での移動の推奨、エコカーへの乗り換えなどを考慮したまちづくりの推進に取り組みます。
- 電気自動車などの低公害車の導入を促進します。

町民・事業者のできること

- エネルギー資源に対して理解を深めます。
- エネルギー資源を大切にする生活・事業を心がけます。

⑤ 清掃活動でコベネフィット※



- ・ 町民や団体等が実施する河川や水路等の清掃活動について協働で取り組むほか、自走式草刈機や溝フタ上げ機の貸出を行うなどの支援を行い、河川環境の改善及び河川景観の保全を図るとともに、台風や局地的豪雨等による増水時の水の流れの確保を通じて、温暖化への適応に貢献します。

※コベネフィット(co-benefit) : 一つの活動が複数の目的達成つながらること。例えば、森林や河川の保全が、生物多様性の保全につながると同時に、二酸化炭素の吸収源を守り、地球温暖化対策にもなるということ。co は共同、benefit は利益の意味。

町民・事業者のできること

- ・ 清掃活動等では、貸出機器を活用します。
- ・ 積極的に活動に参加します。



清掃活動等における自走式草刈機等の貸出

⑥ 地域の自然に学び交流する



- ・ 子どもたちの自然や生きものにふれる機会を創出するため、身近な川や山、海、農地での自然体験や農業体験などの自然環境学習を推進します。
- ・ 地域の自然の魅力を広く周知するため、グリーンツーリズム*を推進するとともに、地域の情報を発信し、地域外の人々との交流を推進します。

町民・事業者のできること

- ・ 地域の自然を学ぶ活動に積極的に参加します。
- ・ 地域内外からの参加者と交流し、交流・活動の輪を広げます。
- ・ 学んだことを家族や友人、同僚などに伝え、共有します。

第7章 計画の推進体制・進行管理

1. 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、町民・事業者・町の各主体が当事者意識を持ち、目標の達成に向けて取り組んでいくことが重要であることから、各主体がその役割に応じた取組を進め、三者が連携・協働することで効果的かつ着実に計画を推進していきます。

環境問題の中には本町だけで対応ができないものもあるため、必要に応じて福井県や近隣市町と連携した取組を進めます。

本計画の推進と進行管理については、次の組織を中心に行います。

【環境保全審議会】

- ・おおい町環境基本条例第15条に基づき設置された機関で、学識経験者・町民・事業者により構成されます。
- ・環境保全審議会は、町長の諮問に応じ、環境保全全般に関する事項について審議するほか、環境基本計画の策定及び変更や町の環境施策の進捗状況について、公平かつ専門的な立場から審議します。

【町民・事業者等】

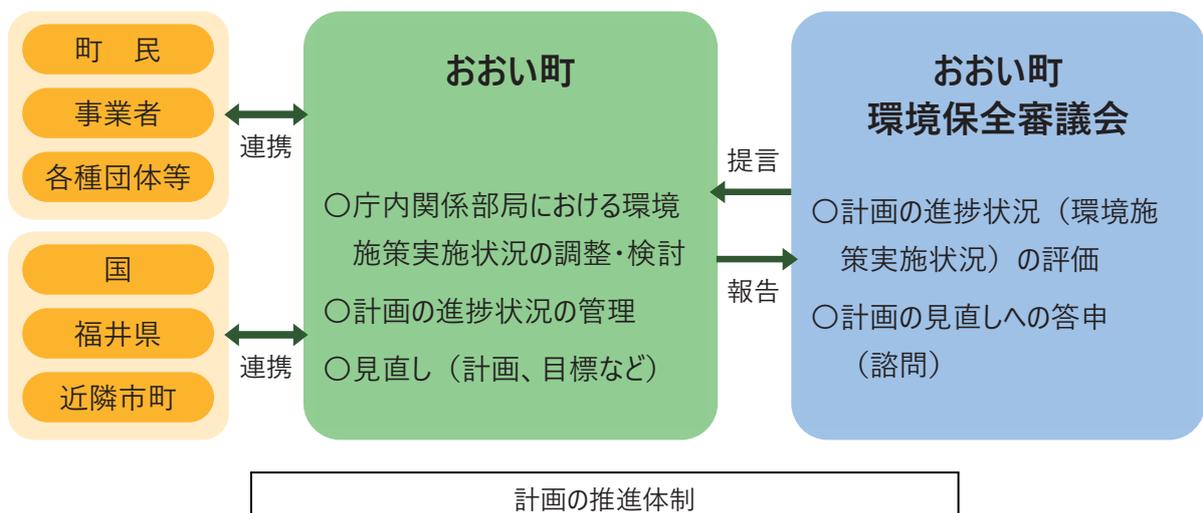
- ・町とともに具体的な取組に参加し、計画を実行していきます。

【広域的な連携体制】

- ・里地里山*や海などの自然環境の保全やごみ処理対策など、周辺地域と共通する課題に対応していくために、近隣市町や県、国などと連携し、広域的な視点で取り組みます。

【おおい町（行政）】

- ・環境基本計画の推進にあたって、関係各課の環境施策の実施状況や、環境保全審議会や町民・事業者・各種活動団体等からの意見・提案を踏まえ、計画の進捗状況の管理、計画の見直しなどをすすめます。



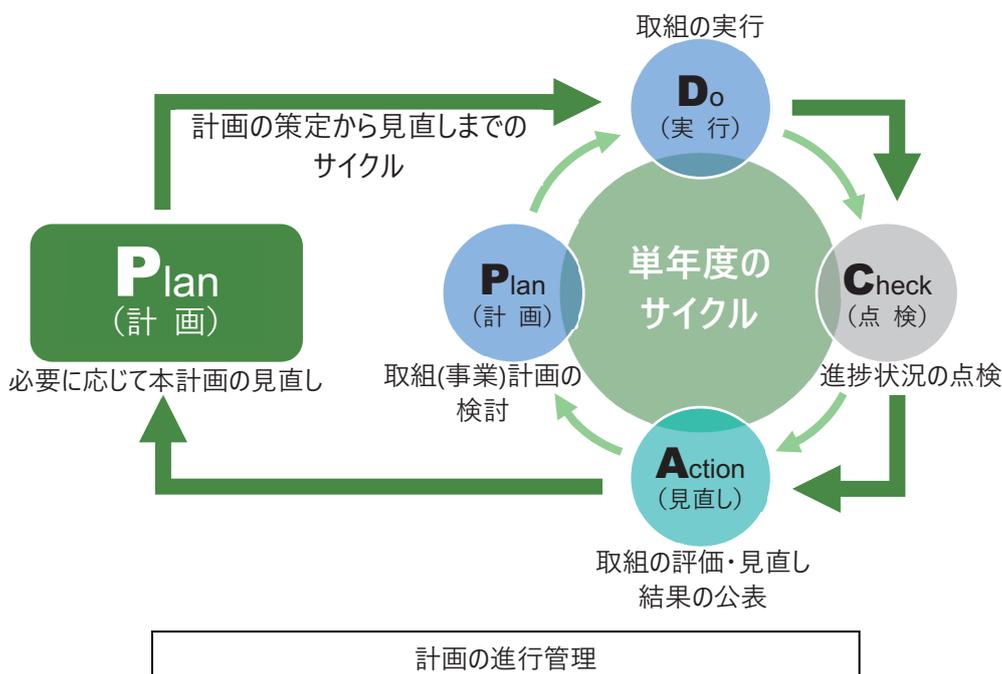
2. 計画の進行管理

本計画を効果的に推進するには、進捗状況を把握・管理し、町民に公表していくとともに、取組の評価や点検を行い、問題や課題が発生した場合は速やかな措置を講じ、計画を見直していくことが重要です。

このことを踏まえ、本計画の進行をP D C A*サイクルに基づき管理します。

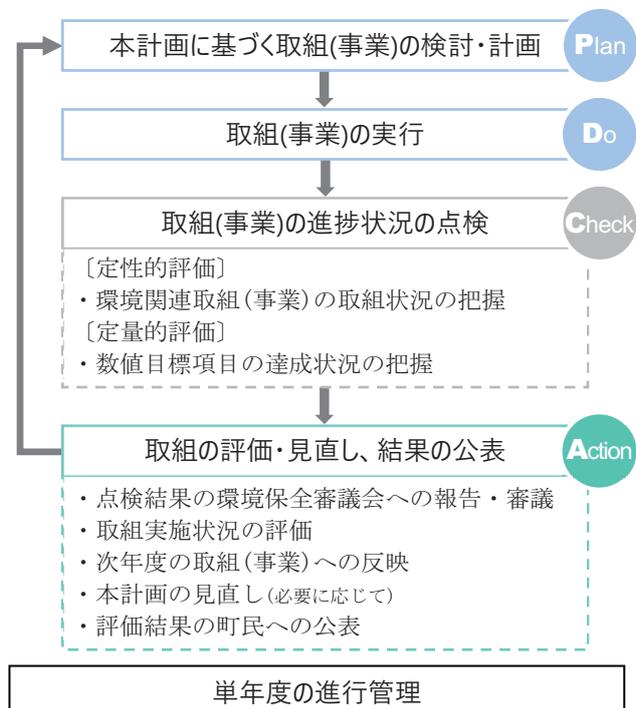
本計画の施策や取組の進捗状況、数値目標の達成状況などについて、毎年度点検、見直しを行い、次年度の取組に反映するとともに、必要に応じて本計画の見直しを行います。

また、本計画の施策の進捗状況を広く町民が知ることができるように、ホームページや「広報おおい」などを通じて公表します。



■ 単年度の進行管理

単年度における本計画の進行管理は、環境に関連する取組の実施状況を把握するとともに、数値目標を設定している項目について達成状況を把握し、取りまとめます。その結果を環境保全審議会に報告のうえ審議し、必要な事項は次年度の取組に反映します。また評価結果を町民に公表します。



資料編

資料 1	計画の策定経過	資-1
資料 2	環境に関する意識調査結果	資-5
資料 3	おおい町環境基本条例	資-26
資料 4	おおい町の美しい自然と風景を育む条例	資-28
資料 5	用語説明	資-30

資料 1. 計画の策定経過

(1) 計画の策定経過

年	月日	経緯	内容
令和元年	5月13日	おい町環境保全審議会	○第2次おい町環境基本計画の策定について
	7月5日 ～ 7月25日	町民・中学生・事業者アンケートの実施	
	9月25日	第1回 第2次おい町環境基本計画策定委員会	○第2次おい町環境基本計画の策定について ○住民アンケート結果について ○意見交換(各団体における環境への取組について)
	11月1日	第2回 第2次おい町環境基本計画策定委員会	○第1次おい町環境基本計画事業実施状況について ○第2次おい町環境基本計画の体系及び重点施策について ○第2次おい町環境基本計画の数値目標について
	12月2日	第3回 第2次おい町環境基本計画策定委員会	○第2回第2次おい町環境基本計画策定委員会意見要旨及び対応案について ○第2次おい町環境基本計画の数値目標について
令和2年	2月5日	第4回 第2次おい町環境基本計画策定委員会	○環境基本計画案について
	2月10日 ～ 2月21日	パブリックコメントの実施	
	2月26日	おい町環境保全審議会	○環境基本計画案について

(2) 第2次おい町環境基本計画策定委員会 委員名簿

分野	団体名	役職	氏名
産業	若狭農業協同組合	支店長	奥東善治
	れいなん森林組合	代表理事常務	小谷康弘
	大島漁業協同組合	参事	高本和良
	おい町観光協会	会長	萩原功
事業者	おい町商工会	会長	荒木和之
	関西電力(株) 大飯発電所	所長室長	菊岡将文
環境	環境保全審議会	会長	◎ 江崎英二
住民団体	おい町区長連絡協議会	会長	堂脇康夫
	きのこと星の町おいネットワーク	リーダー	○ 徳庄よし子
教育	校長会	会長	藤田和彦
公募			寺井幹雄
			福本人司
議会	町議会議員	議員	藤原義隆

(順不同、敬省略、◎：委員長、○：副委員長)

(3) 第2次おおい町環境基本計画策定委員会 設置要綱

令和元年7月11日
告示第 38 号

(設置)

第1条 平成22年3月に策定されたおおい町環境基本計画の計画期間満了に伴い、第2次おおい町環境基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するため、第2次環境基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 基本計画の策定に係る審議及び承認に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、基本計画策定のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 関係団体等の代表者
- (2) 教育関係代表者
- (3) 公募による町民代表者
- (4) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事務が完了するまでの間とする。

(委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員が互選する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、町長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長が必要と認めるときは、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、総合政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和元年7月11日から施行する。

(失効)

- 2 この告示は、令和2年3月31日に限り、その効力を失う。

(4) パブリックコメントの実施概要

①募集期間

- ・令和2年2月10日～令和2年2月21日

②本計画案の閲覧方法

- ・総合政策課、名田庄総合事務所のほか、町のホームページで公開しました。

③意見の提出方法

- ・住所・氏名を明記の上、窓口、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかで提出する方法としました。

④募集結果

- ・意見提出者、寄せられた意見等の件数は下表のとおりでした。

提出者数	意見等件数
0	0

資料2. 環境に関する意識調査結果

(1) アンケート実施概要

①調査対象

- ・町 民：町内在住の町民 1,000 人
- ・中学生：町内の中学校に通学する生徒 220 人
- ・事業者：町内に事業所を置く 100 事業者

②調査実施方法

- ・町 民：無作為抽出による町民 1,000 人を対象に、アンケート票の郵送による調査を実施しました。
回答は家庭内で相談して記載していただきました。
- ・中学生：中学生 220 人を対象に、アンケート票の配布による調査を実施しました。
- ・事業者：無作為抽出による町内の事業者 100 社を対象に、アンケート票の郵送による調査を実施しました。

③調査期間

- ・町民・事業者：令和元年7月10日～7月25日
- ・中学生：令和元年7月5日～7月22日

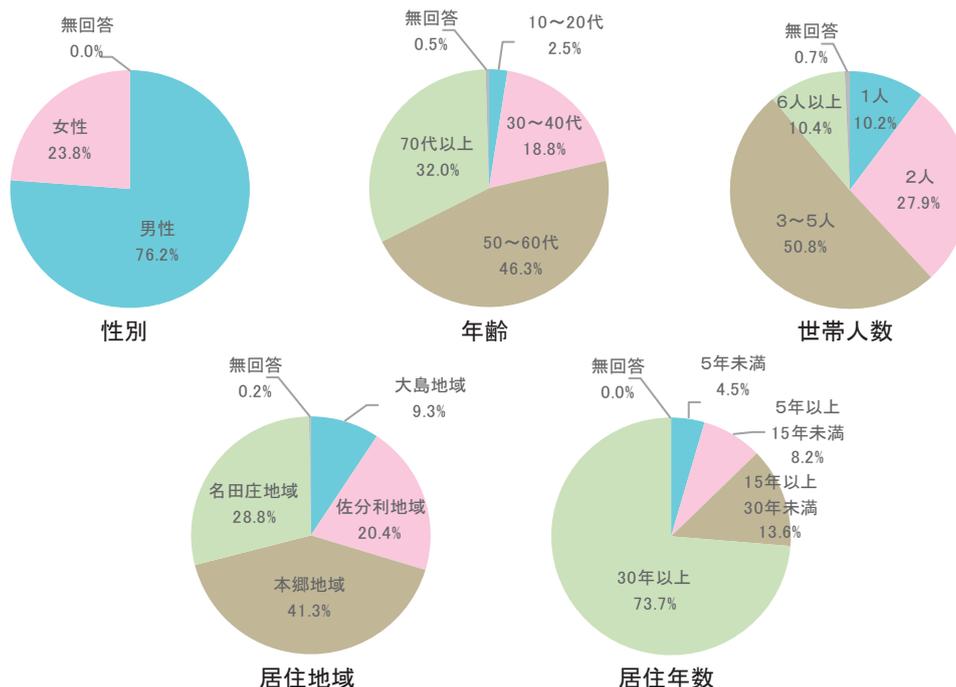
④回収状況

対象	配布数(通)	回収数(通)	回収率(%)
町 民	1,000	441	44.1
中学生	220	220	100.0
事業者	100	54	54.0

(2) 調査結果

【町民】

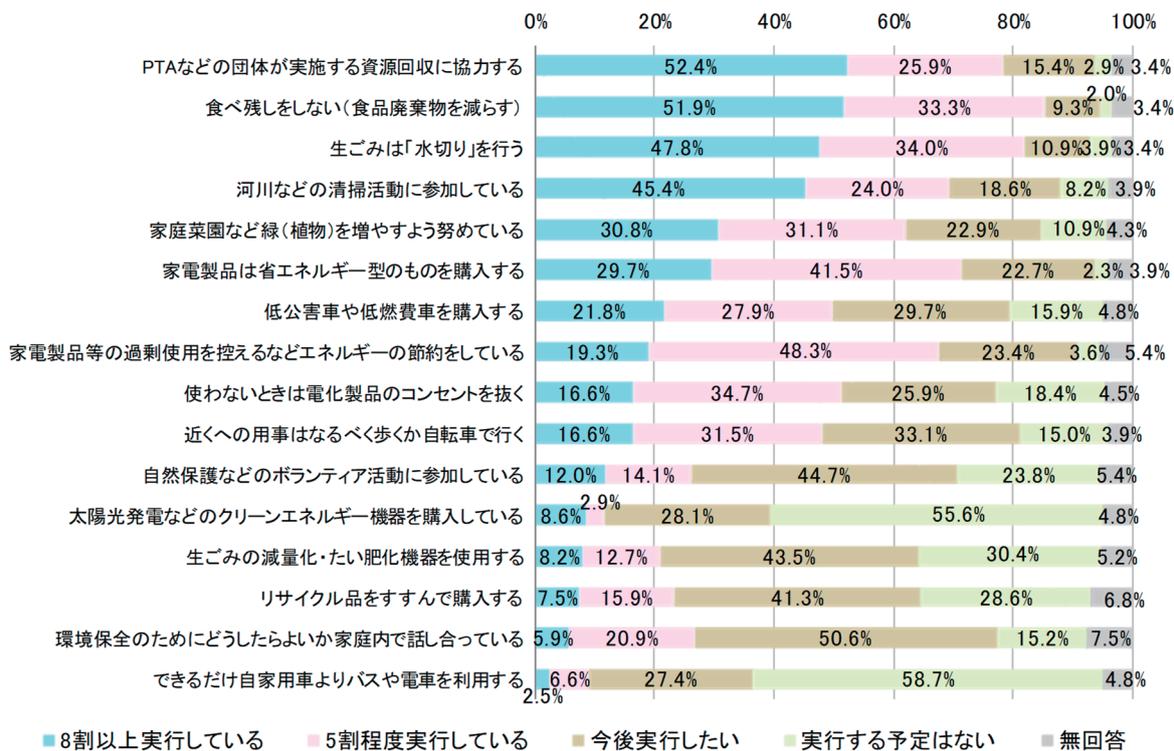
1. あなた自身のことについて



- ・世帯人数は3～5人が約51%で最も多くなっています。
- ・居住年数は、30年以上が最も多く約74%となっています。

2. 日常生活のことについて

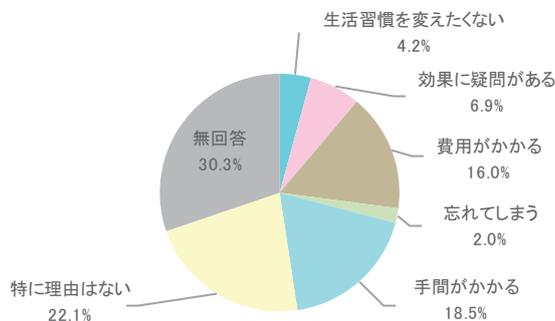
1) 環境保全のために日常生活の中で取り組んでいることは何ですか



・「8割以上実行している」取組は、「PTAなどの団体が実施する資源回収に協力する」と「食べ残しをしない」が最も多く約52%となっています。

・「今後実行したい」取組は、「環境保全のためにどうしたらよいか家庭内で話し合う」が最も多く約51%となっています。一方、「実行する予定はない」取組は、「できるだけ自家用車よりバスや電車を利用する」が約59%で最も多く、次いで「太陽光発電などのクリーンエネルギー機器の購入」が約56%となっています。

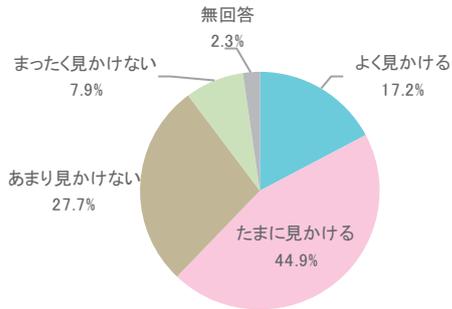
2) 1) で「実行する予定はない」と回答された場合、実行を妨げる主な理由は何ですか



・環境保全の取組の実行を妨げる理由は、「特に理由はない」が約22%で最も多く、次いで「手間がかかる」が約19%となっています。

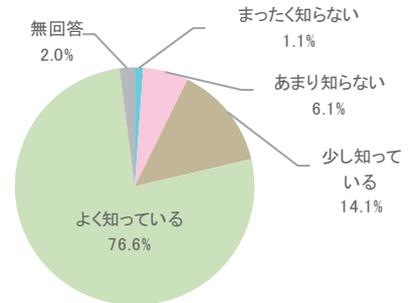
3. ごみの問題について

1) 町内でのごみのポイ捨て、不法投棄を見かけますか



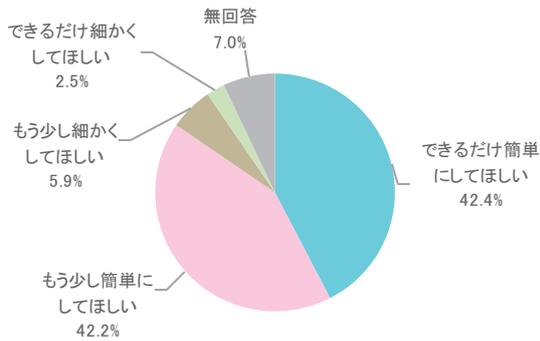
・ごみのポイ捨てや不法投棄について、「たまに見かける」が約45%で最も多く、次いで「あまり見かけない」が約28%となっています。

2) 家庭から出るごみなどを屋外焼却(野焼き)してはいけないことを知っていますか



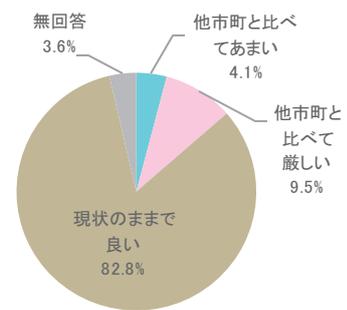
・野焼き禁止について、「よく知っている」が最も多く約77%となっています。

3) 町の現行のごみ分別方法についてどう思いますか



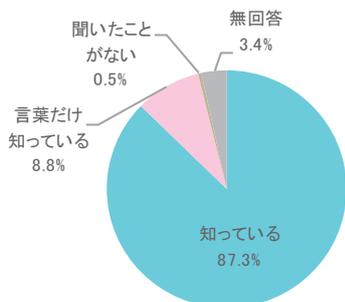
・ごみの分別方法について、「できるだけ簡単にしてほしい」と「もう少し簡単にしてほしい」が最も多く約42%となっており、簡易化を求める意見が約84%を占めています。

4) 町のごみ収集基準についてどう思いますか



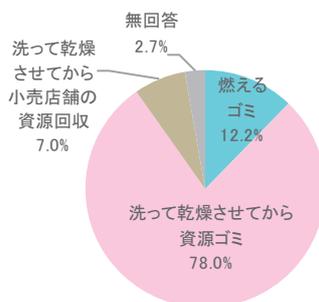
・町のごみ収集基準について、「現状のままで良い」が最も多く約83%となっています。

5) プラスチックごみの問題について知っていますか

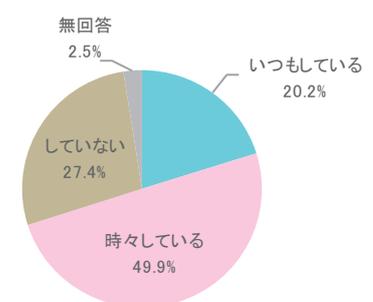


・プラスチックごみの問題について、「知っている」が最も多く約87%となっています。
・家庭から出るプラスチックごみの処理方法について、「洗って乾燥させてから資源ゴミとして出している」が最も多く約78%となっています。

6) 家庭から出るプラスチックごみについてどのように処理していますか



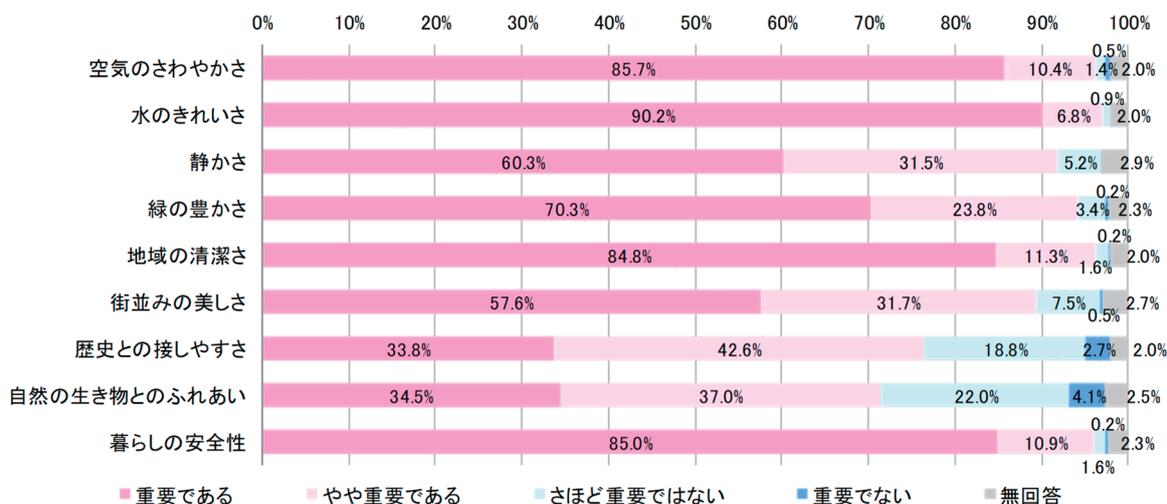
7) 買い物の際に買い物袋などを持参し、レジ袋を受け取らないようにしていますか



・買い物袋の持参について、「時々している」が約50%で最も多く、次いで「していない」が約27%となっています。

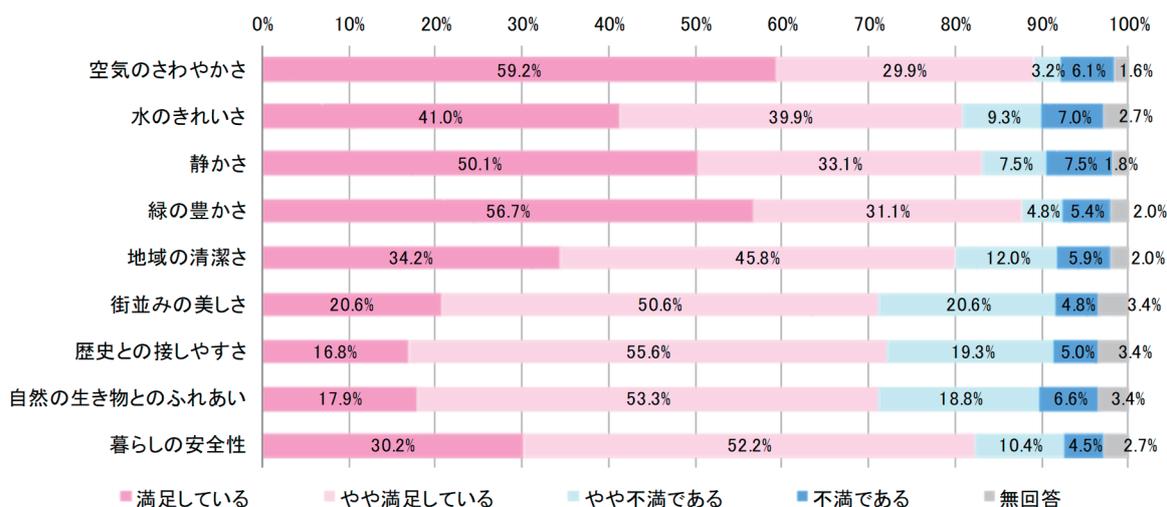
4. あなたが住んでいる地域の環境について

1) 地域環境で重要であることは何ですか【重要度】



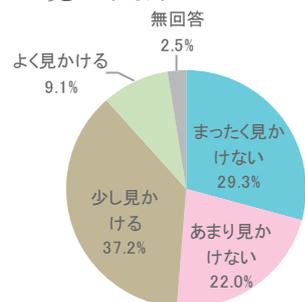
・地域環境の重要度は、「水のきれいさ」が約90%で最も高く、次いで「空気さわやかさ」が約86%となっています。
 ・「歴史との接しやすさ」と「自然の生き物とのふれあい」が約34%で最も低くなっています。

2) お住まいの地域の環境に対してどう思いますか【満足度】



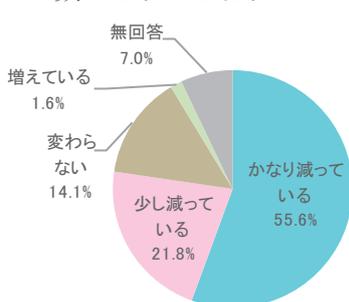
・地域環境の満足度は、「空気さわやかさ」が約59%最も高く、次いで「緑の豊かさ」が約57%となっています。
 ・「歴史との接しやすさ」が約17%で最も低くなっています。

3) お住まいの地域でホテルを見かけますか

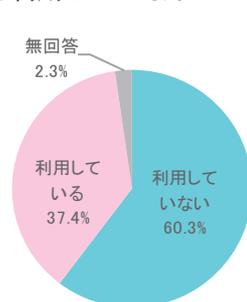


・地域のホテルについて、「少し見かける」が約37%で最も多く、次いで「まったく見かけない」が約29%となっています。
 ・ホテルの数は、「かなり減っている」が約56%で最も多くなっています。

4) 10年前と比べてホテルの数はどうでしょうか



5) あなたのご家庭では地下水を利用していますか



・地下水利用について、「利用していない」が約60%となっています。

5. お住まいの地域の「将来に残しておきたい環境」・「改善すべき環境」について（自由回答）

- ・残しておきたい環境は、90人から122件の回答があり、佐分利川や南川など地域を流れる河川の美しい景観やきれいな水、またそこに生息する生きものについての意見が多くなっています。
- ・改善したい環境は、120人から144件の回答があり、ポイ捨てや不法投棄、河川環境の改善・保全、道路等の雑草管理に関する意見が多くなっています。

〔将来に残しておきたい環境〕

区分	将来に残しておきたい環境	回答数	
自然環境	佐分利川(美しい景観、きれいな水、生きもの、遊び場)	12	
	おおい町全体の自然環境	8	
	町内を流れる河川(水がきれい、ホタル・魚など生きもの、遊び場)	8	
	南川(美しい景観、きれいな水、生きもの(バイカソウ))	7	
	うつくしい海(水質、景観)	6	
	ホタル	5	
	野鹿の滝	4	
	山林(山水)	4	
	里地里山(田園風景)	5	
	よばた川	1	
	不動の滝	1	
	大山(水源としての保全)	1	
	星空の見える空気のきれいなまち	1	
	地下水	1	
	モクズガニ	1	
	モリアオガエル	1	
		小計	66
歴史文化	若洲一滴文庫	2	
	史跡 土御門家墓所	2	
	県指定天然記念物 伊射奈伎神社の toga・ウラジロガシ	1	
	県指定天然記念物 依居神社のモミ	1	
	県指定天然記念物 荻田比売神社のムクノキ	1	
	県指定天然記念物 堀口家のサザンカ	1	
	県指定天然記念物 野鹿谷のシャクナゲ自生地	1	
	町指定天然記念物 とびうめ	1	
	国選択無形民俗文化財 大島半島のニソの杜の習俗	1	
	国選択無形民俗文化財 福井の戸祝いとキツネガリ	1	
	県無形民俗文化財 下村の獅子舞	1	
	県無形民俗文化財 大火勢	1	
	県無形民俗文化財 文七踊	1	
	県無形民俗文化財 本郷踊	1	
	県無形民俗文化財 六斎念仏	1	
	史跡 小浜藩台場跡 松ヶ瀬台場跡 鋸崎台場跡	1	
	芝崎のすり鉢かまひり	1	
	長楽寺(奈良時代からの文化継承)	1	
	兵瀬不動明王	1	
	町内の社寺仏閣	1	
	各地域の祭礼伝承行事	1	
		小計	23
	景観	サクラ・サクラ並木(全体)	3
県道小浜綾部線沿いのサクラ並木		3	
佐分利川のサクラ並木		2	
福井県道241号赤礁崎公園線のサクラ		2	
丸山公園の花々(サクラ、ツツジ類、シバザクラ)		2	
		小計	12
自然に親しむ・その他	ホタルの里公園	6	
	頭巾山青少年旅行村(観光資源としての活用整備)	2	
	頭巾山山頂(観光資源としての活用整備)	2	
	福井県子ども家族館	2	
	あかぐり海釣り公園	1	
	きのこの森	1	
	さぶり川公園	1	
	不動の滝公園	1	
	大津呂川公園(カジカガエルの鳴き声)	1	
	赤礁崎オートキャンプ場	1	
	赤礁崎遊歩道	1	
	町営ホテル流星館	1	
	道の駅名田庄(観光資源としての活用整備)	1	
		小計	21
	合計	122	

(N=90)

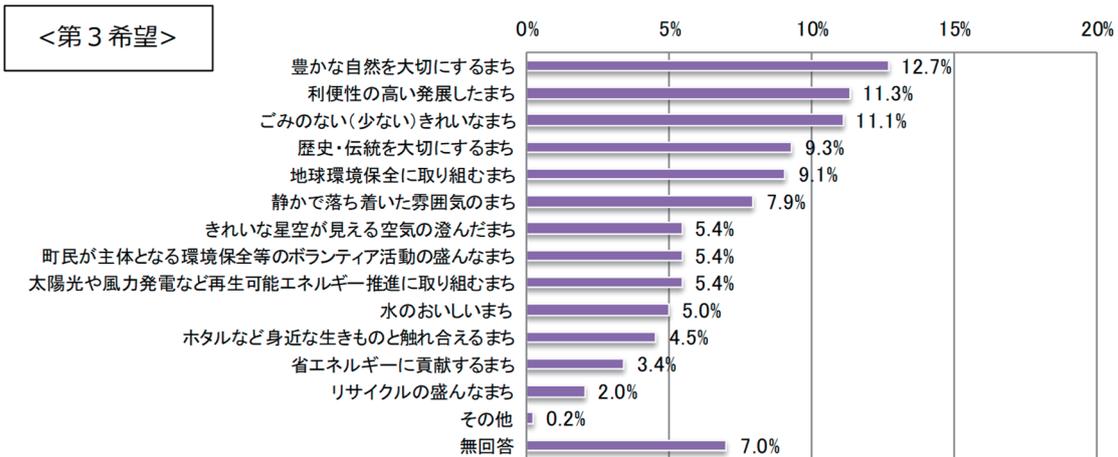
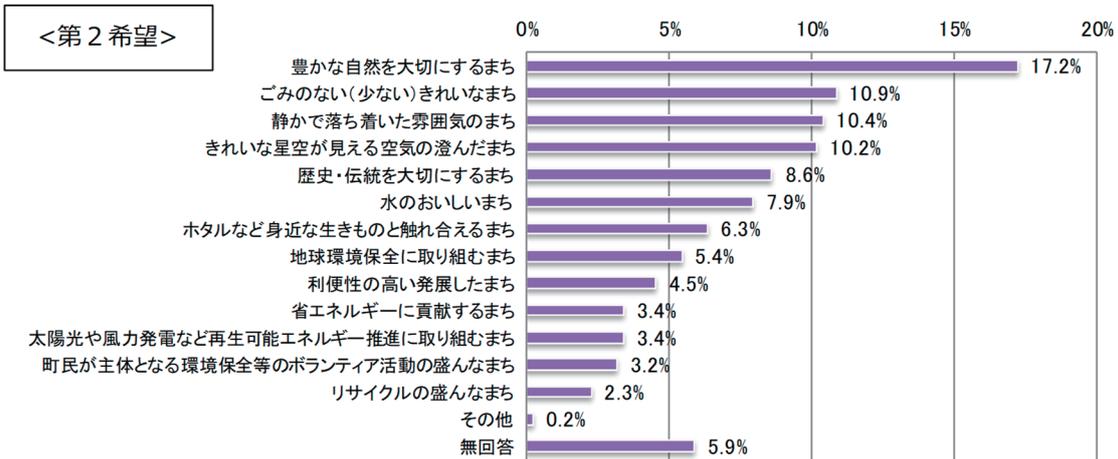
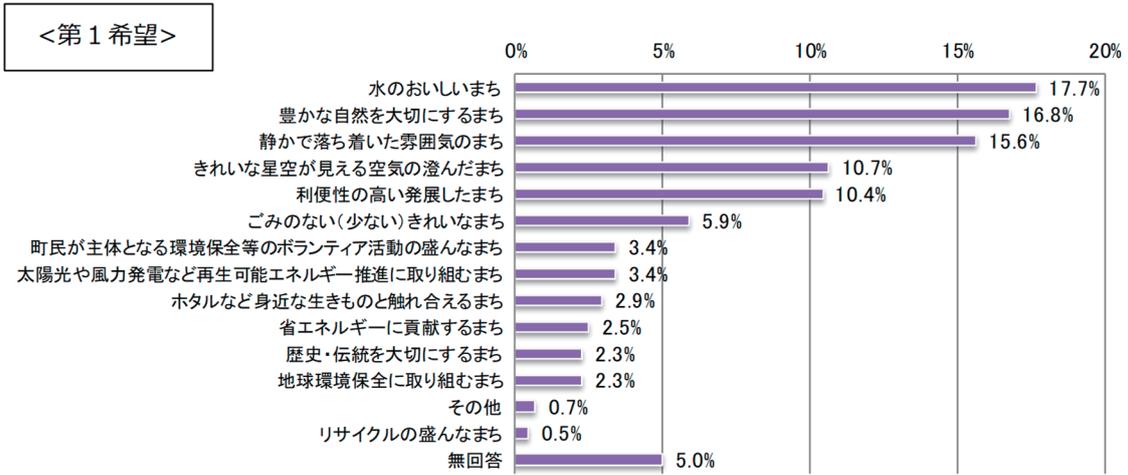
[改善すべき環境]

区分	改善すべき環境	回答数			
自然環境	佐分利川の環境改善・保全	15			
	獣害対策(山麓部～耕作地)	11			
	南川の環境改善・保全	9			
	山林の維持管理・整備	5			
	地域の河川環境の改善・保全	4			
	久田川の環境保全(水質、生きものの生息環境)	2			
	大津呂川の環境改善・保全	1			
	鉾生谷川の環境改善	1			
	大飯分署前の水路の環境改善・保全	1			
	河川の生きものの生息環境の改善(魚道設置)	1			
	名田庄地区における河川の生きものの生息環境の保全	1			
	ホテルの生息環境の保全(岸谷川の河川改修)	1			
	名田庄地区内のビオトープの維持管理	1			
	農業用水路の保全	1			
	里地里山の維持管理	1			
	漁業の活性化	1			
	セイタカアワダチソウ(全域)	1			
佐分利川の外来種	1				
	小計	58			
生活環境	町内美化・維持管理	道路等の雑草管理	7		
		うち 県道小浜綾部線	(1)		
		県道坂本高浜線	(1)		
		県道赤礁崎公園線	(1)		
		道路名称等不明	(4)		
		空き家の管理	2		
		地域清掃時の水路のごみ回収	2		
		所有林の維持管理	1		
		耕作放棄地の雑草管理	1		
		三重(兵瀬一秋和間)のポケットパーク周辺の維持管理	1		
		町内の公園の雑草管理	1		
		おおい町総合町民センター周辺の雑草管理	1		
		庁舎周辺の雑草管理	1		
		廃棄物焼却禁止の徹底	1		
			小計	18	
		ポイ捨て・不法投棄		県道小浜綾部線沿いのポイ捨て・不法投棄	7
				県道坂本高浜線のポイ捨て・不法投棄	5
国道162号沿いのポイ捨て・不法投棄	4				
佐分利川のポイ捨て・不法投棄	4				
南川のポイ捨て・不法投棄	4				
海への不法投棄	4				
若狭西部広域農道(若狭西街道)沿いのポイ捨て・不法投棄	3				
国道27号とR小浜線間の不法投棄	2				
道路へのポイ捨て・不法投棄	2				
岡安区坂尻地係の不法投棄	1				
海岸ゴミの処理	1				
犬見地区のポイ捨て	1				
県道赤礁崎公園線の不法投棄	1				
国道沿いのポイ捨て・不法投棄	1				
地域河川への不法投棄	1				
不法投棄	1				
本郷海岸通りのポイ捨て	1				
名田庄地区兵瀬集落周辺のポイ捨て・不法投棄	1				
林道の不法投棄	1				
	小計	45			
公害		宮留区の護岸におけるクレーン作業実施における騒音	1		
		建設予定のゴミ焼却施設建設・稼働における公害対策	1		
		高速道路のほこりと騒音	1		
	小計	3			
その他		街灯設置(佐分利川沿いなど通学路)	3		
		原子力発電所内の原子力廃棄物の処分	2		
		公共交通の整備・利便性向上	1		
		納田終橋付近の歩道の整備	1		
		よばた川(暗渠化による道路としての活用)	1		
		大火勢の実施場所	1		
		未使用のゲートボール場の維持管理・利用方法	1		
		野良ネコのフン害防止	1		
		カラスが多い	1		
			小計	12	
	小計	78			
環境活動		来訪者のマナー(ポイ捨てなど)	2		
		環境保全に向けた全員参加型の活動の推進	1		
		美化活動の追加実施(県道沿いの草刈り)	1		
		子どもたちへの環境学習	1		
		地域の環境整備組合の存続と充実(シバザクラの管理)	1		
		南川の観光資源としての活用	1		
		南川の川あそびとしての活用	1		
			小計	8	
	合計	144			

(N=120)

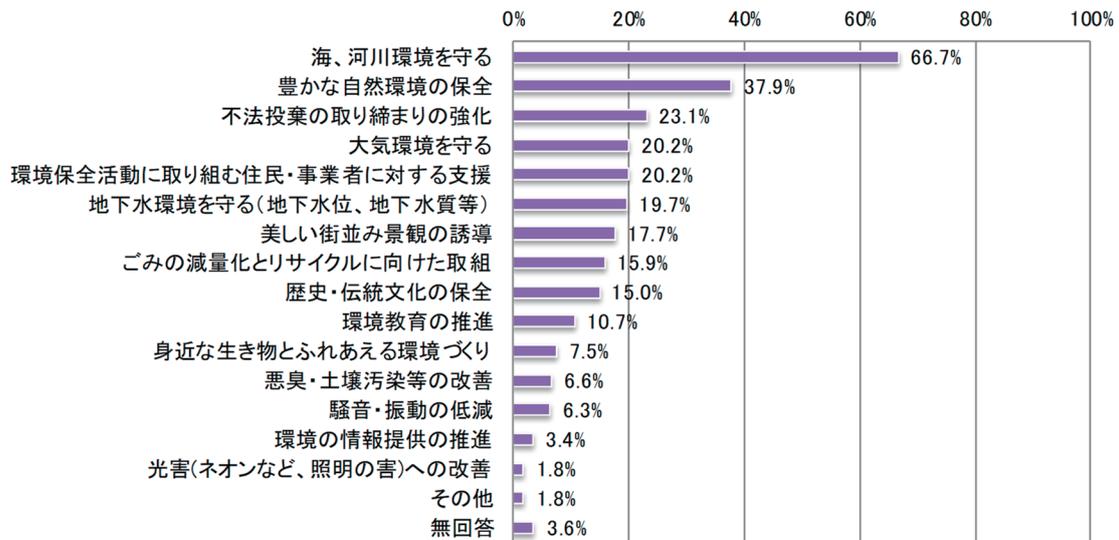
6. おおい町全体の環境について

1) あなたが思い描く将来のおおい町の環境イメージに最も近いものはなんですか



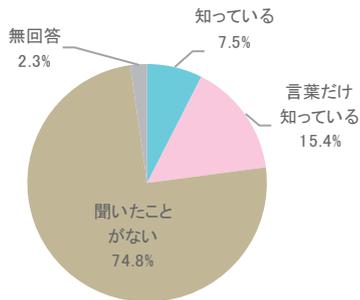
・おおい町の将来の環境イメージについて、第一希望では「水のおいしいまち」、「豊かな自然を大切にすまち」、「静かで落ち着いた雰囲気のみち」の回答が多くなっています。

2) おおい町の恵まれた環境を守るために、町に進めてほしい対策は何ですか（複数回答）



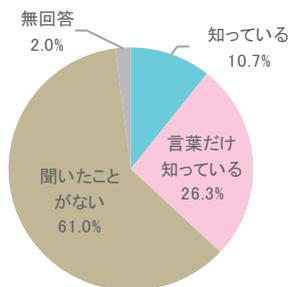
・町に進めてほしい環境対策は、「海、河川環境を守る」が約 67%で最も多く、次いで「豊かな自然環境の保全」が約 38%となっています。

3) 「SDGs (エスディージーズ)」の言葉の意味を知っていますか



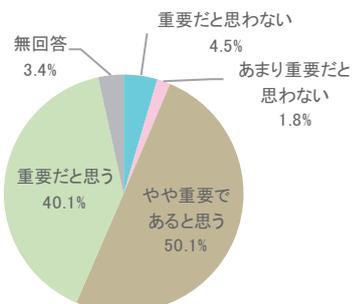
・SDGs は、「聞いたことがない」が最も多く約 75%となっています。

4) 「COOL CHOICE (クールチョイス)」の言葉の意味を知っていますか



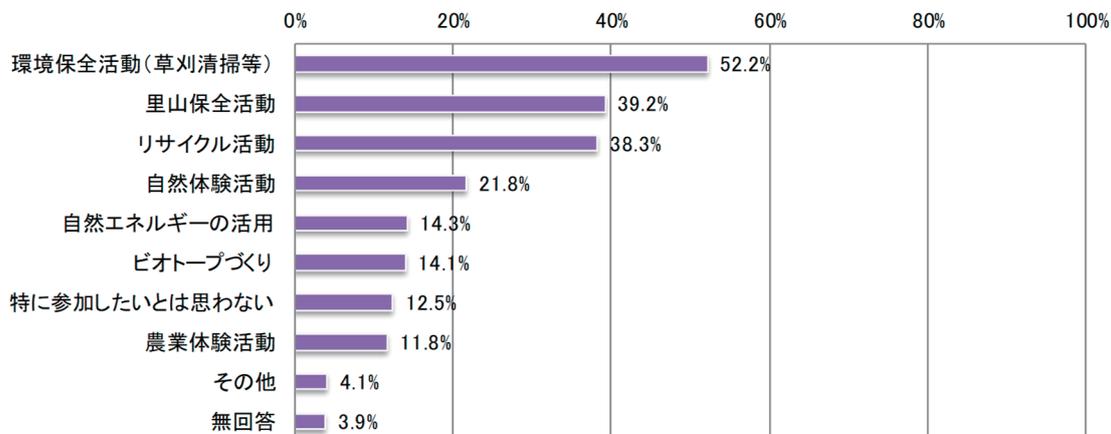
・COOLCHOICE は、「聞いたことがない」が約 61%で最も多く、次いで「言葉だけ知っている」が約 26%となっています。

5) 環境を保全することをどのようにお考えですか



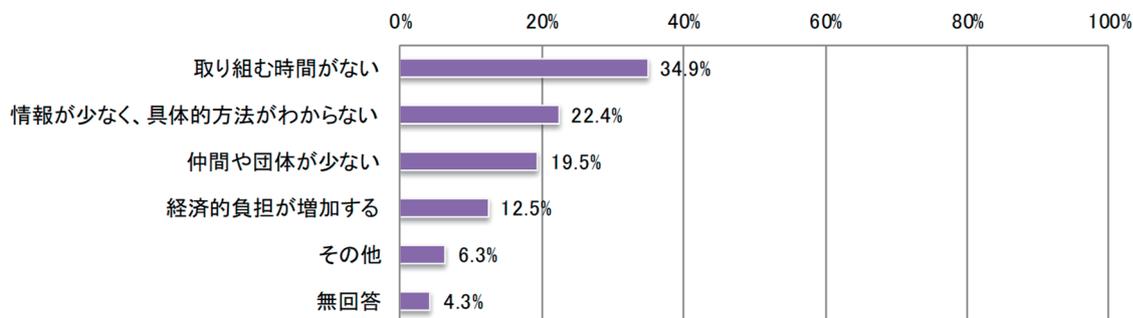
・環境保全は、「やや重要であると思う」が約 50%で最も多く、次いで「重要だと思う」が約 40%となっています。

6) 環境を保全していく上で、あなたが参加するとしたらどのような活動に参加してみたいと思いますか（複数回答）



・参加してみたい環境保全活動は、「環境保全活動(草刈清掃等)」が約 52%で最も多く、次いで「里山保全活動」が約 39%、「リサイクル活動」が約 38%となっています。

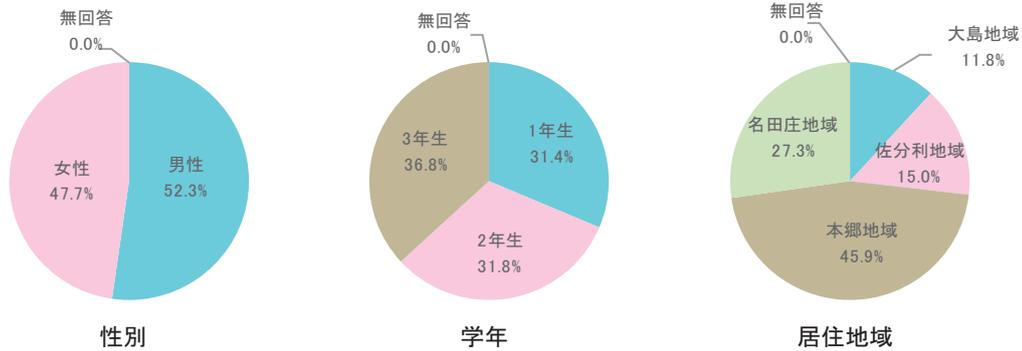
7) あなた自身が環境保全の取組を進めるうえで問題（支障）となっていることは何ですか



・環境保全の取組を実施する上での問題は、「取り組む時間がない」が約 35%で最も多く、次いで「情報が少なく、具体的方法がわからない」が約 22%となっています。

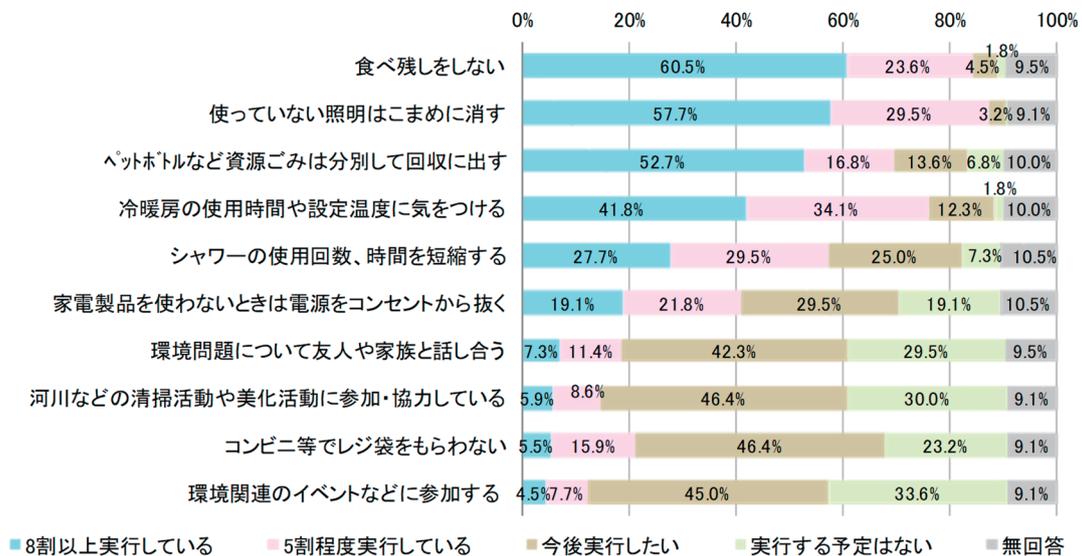
【中学生】

1. あなた自身のことについて



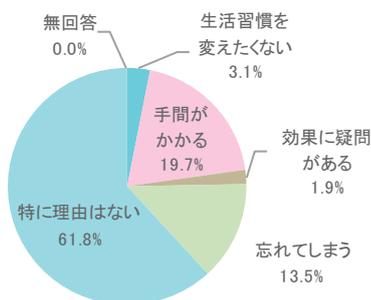
2. 家での過ごし方について

1) 環境にやさしい行動について、あなたが行っていることは何ですか



- ・「8割以上実行している」取組は、「食べ残しをしない」が約61%で最も多く、次いで「使っていない照明はこまめに消す」が約58%となっています。
- ・「今後実行したい」取組は、「河川などの清掃活動や美化活動に参加・協力」と「コンビニ等でレジ袋をもらわない」が最も多く約46%となっています。
- ・「実行する予定はない」取組は、「環境関連のイベントなどに参加する」が約34%で最も多く、次いで、「河川などの清掃活動や美化活動に参加・協力」、「環境問題について友人や家族と話し合う」が約30%となっています。

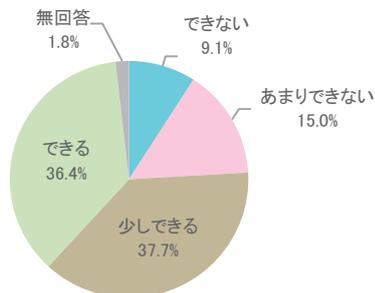
2) 1) で「実行する予定はない」と回答された場合、実行を妨げる主な理由は何ですか



- ・環境にやさしい行動を妨げる理由は、「特に理由はない」が約62%で最も多く、次いで「手間がかかる」が約20%となっています。

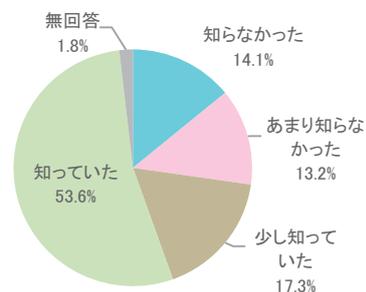
3. ごみの問題について

1) ごみ（資源ごみ）の分別ができますか



・ごみの分別について、「少しできる」が約 38%で最も多く、次いで「できる」が約 36%となっています。

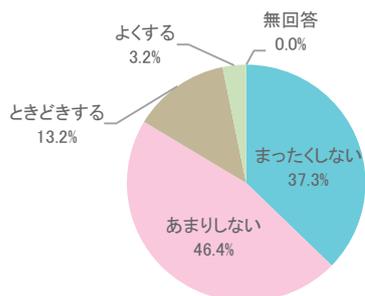
2) 家庭から出るごみなどを屋外焼却（野焼き）してはいけないことを知っていましたか



・野焼き禁止について、「知っていた」が約 54%で最も多く、次いで「少し知っていた」が約 17%となっています。

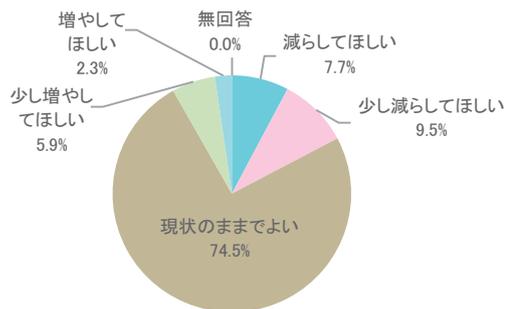
4. 学校でのことについて

1) 友だちや先生との会話で、環境に関する話をしますか



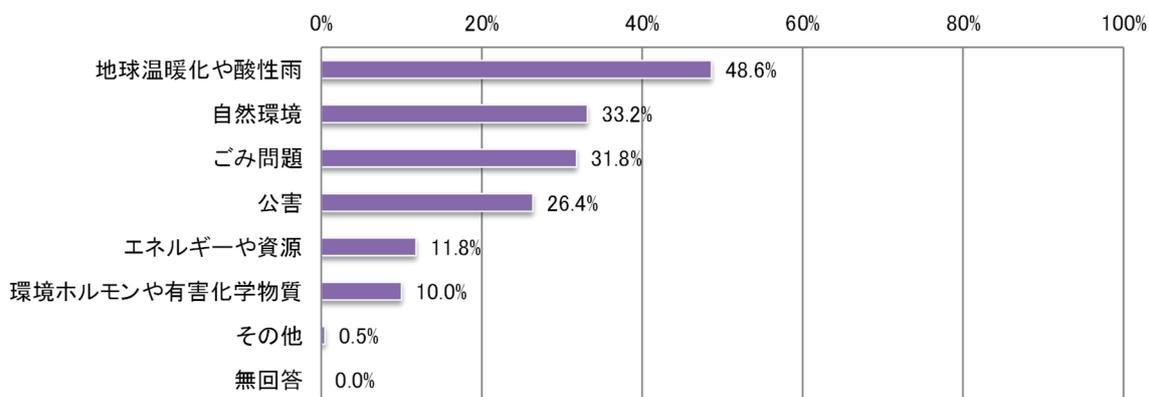
・環境に関する話について、「あまりしない」が約 46%で最も多く、次いで「まったくしない」が約 37%となっています。

2) 学校の授業で聞く環境の話の時間についてどう思いますか



・環境に関する授業時間について、「現状のままでよい」が最も多く約 75%となっています。

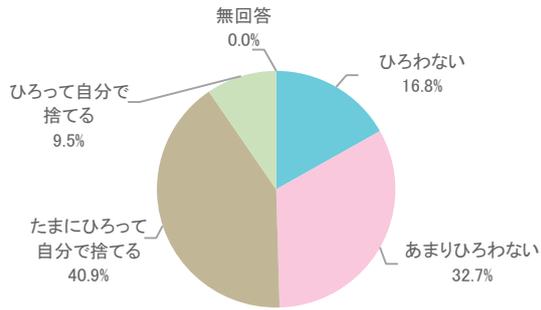
3) 環境についてどのような話を聞きたいですか（複数回答）



・聞きたい環境に関する話について、「地球温暖化や酸性雨」が約 49%で最も多く、次いで「自然環境」が約 33%となっています。

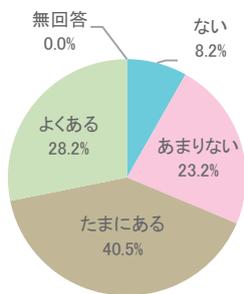
5. 外出したときのことについて

1) 道ばたにごみが落ちているのを見かけたらどうしますか



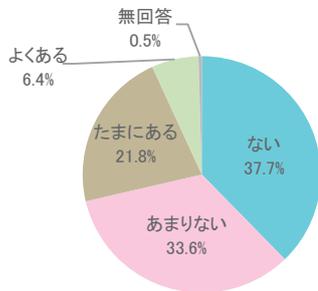
・外出先でのごみひろいについて、「たまにひろって自分で捨てる」が約41%で最も多く、次いで「あまりひろわない」が約33%となっています。

2) 町内の海や川などで遊んだことがありますか



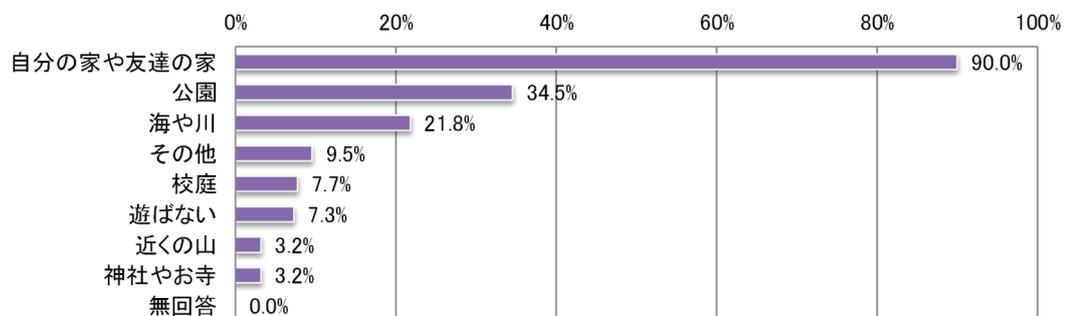
・海・川で遊んだことは、「たまにある」が約41%で最も多く、次いで「よくある」が約28%となっています。

3) 町内の里山の中で遊んだことがありますか



・里山で遊んだことは、「ない」が約38%で最も多く、次いで「あまりない」が約34%となっています。

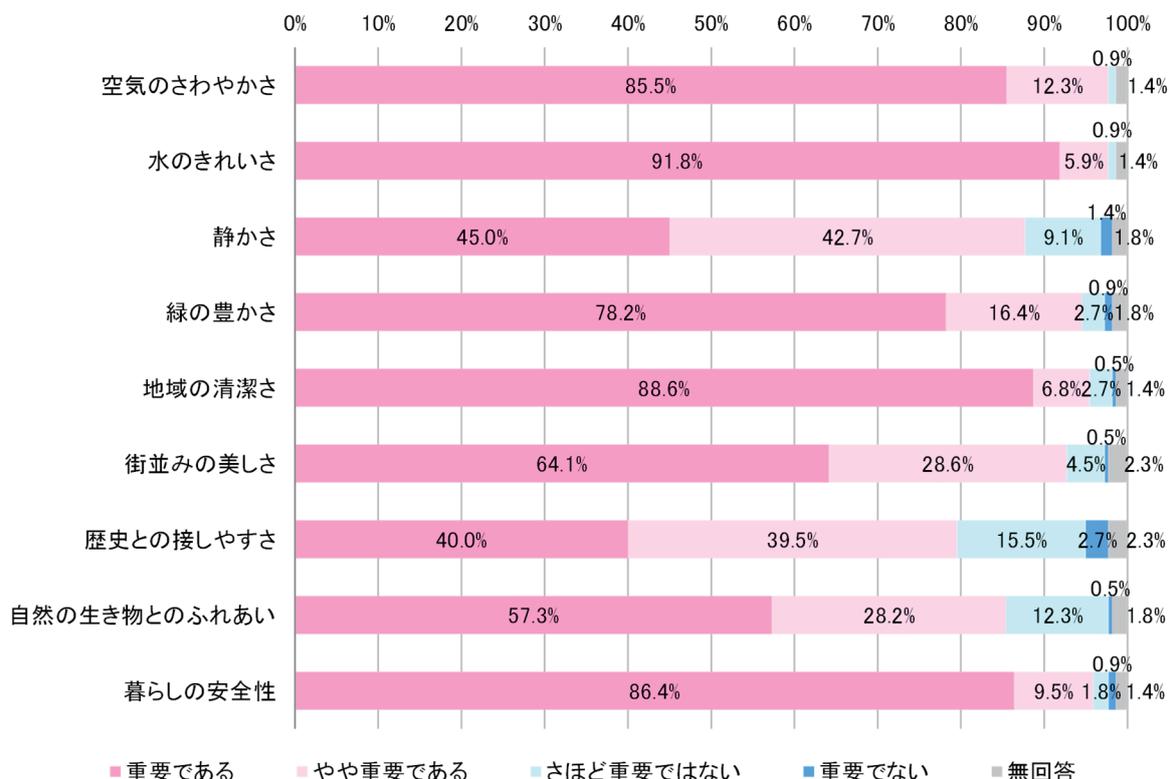
4) よく遊ぶところはどこですか（複数回答）



・よく遊ぶ場所は、「自分の家や友達の家」が約90%で最も多く、次いで「公園」が約35%となっています。

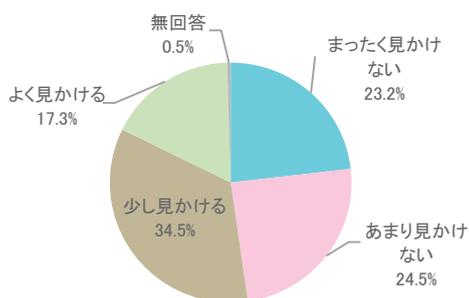
6. あなたが住んでいる地域の環境について

1) 地域の環境で重要だと思うのは何ですか



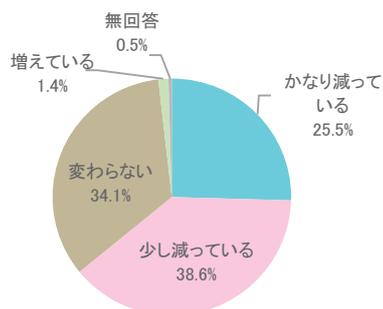
・地域環境で重要だと思う項目は「水のきれいさ」が約92%で最も多く、次いで「地域の清潔さ」が約89%、「暮らしの安全性」が約86%となっています。

2) お住まいの地域でホテルを見かけますか



・地域のホテルについて、「少し見かける」が約35%で最も多く、次いで「あまり見かけない」が約25%となっています。

3) 小さかった頃と比べてホテルの数はどうでしょうか



・ホテルの数について、「少し減っている」が約39%で最も多く、次いで「変わらない」が約34%となっています。

4) お住まいの地域の「将来に残しておきたい環境」・「改善すべき環境」は何ですか（自由回答）

- ・将来に残しておきたい環境では、94人から119件の回答があり、南川や佐分利川など地域を流れる河川の美しい景観やきれいな水、またそこに生息する魚類など生きものについての意見が多くなっています。
- ・改善したい環境では、72人から72件の回答があり、ポイ捨てに関する意見が多くなっています。そのうち、特に意見が多かった場所は、南川と佐分利川、長井浜海水浴場で、来訪者が残したごみへの苦情や、針金などのごみによって川で遊べないなどの意見があります。

〔将来に残しておきたい環境〕

区分	将来に残しておきたい環境	回答数
自然環境	南川(きれいな水、生きもの)	14
	山林(緑、きれいな空気、生きもの)	9
	佐分利川(きれいな水、生きもの)	8
	野鹿の滝	8
	町内を流れる河川(水がきれい、遊び場)	4
	八ヶ峰	4
	おおい町全体の自然環境	2
	海(きれいな水、生きもの)	2
	きのこの森	2
	不動の滝	1
	耕作地	1
	里地里山(田園)風景	1
	星空の見える空気のきれいなまち	1
	町内に生息する魚類	1
	小計	58
景観	サクラ並木	1
	穏やか桜並木	1
	佐分利川のサクラ並木	1
	野鹿の滝	1
	小計	4
歴史文化	社寺	2
	伝統行事(大火勢など)	2
	JR若狭本郷駅(「義経号」レプリカ)	2
	冠者島	1
	岩の鼻遺跡	1
	おおい町歴史会館	1
	小計	9
楽しむ・学ぶ	きのこの森	8
	日枝神社(本郷)前のひこうき公園	5
	公園(地区の公園、広場、体育館など)	5
	おおい町里山文化交流センターぶらっと	4
	プレーパーク大飯	3
	八ヶ峰家族旅行村	3
	町営ホテル流星館	2
	道の駅名田庄	2
	福井県こども家族館	2
	名田庄星のフィエスタ	2
	あみーシャン大飯	1
	おおい町歴史会館	1
	さぶり川公園(やまびこ会館)	1
	久田の里交流センター	1
	赤礁崎オートキャンプ場	1
	町内の祭り	1
	町内の小売店舗	1
	頭巾山(自然に親しむ)	1
	名田庄あきない館	1
	苺園いちごめぐり	1
	長井浜海水浴場	1
	学校	1
	小計	48
合計	119	

(N=94)

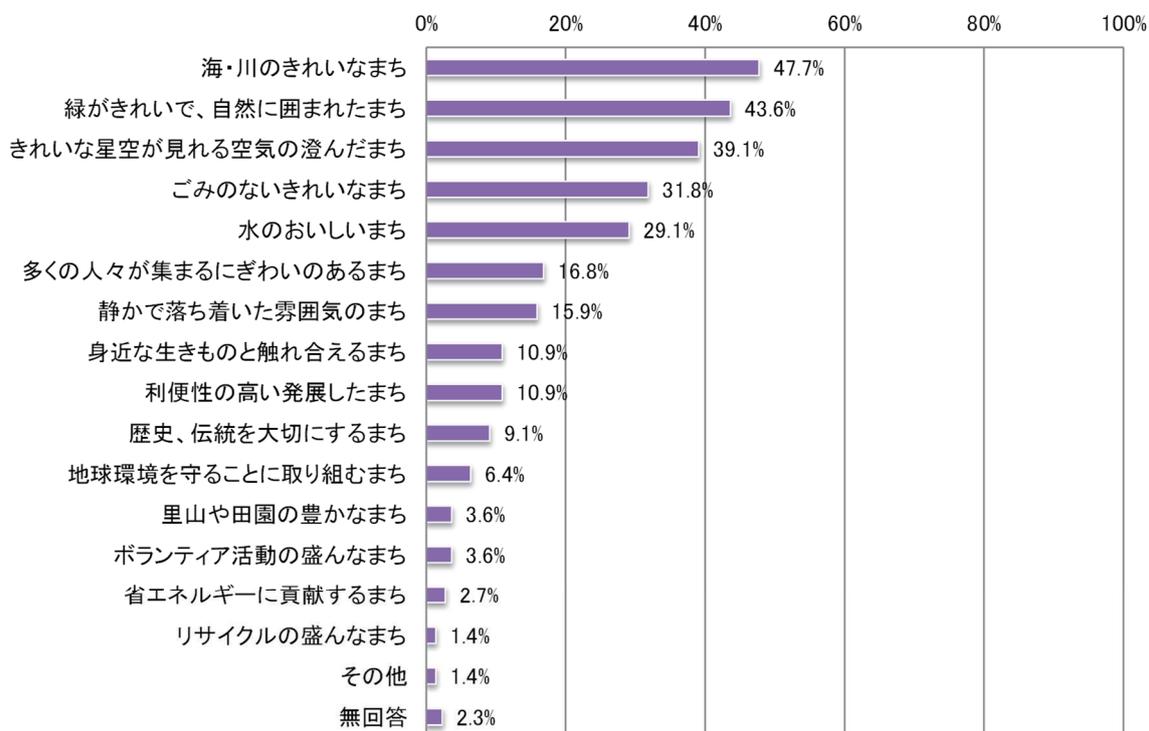
〔改善すべき環境〕

区分		改善すべき環境	回答数
自然環境		佐分利川の環境改善	3
		山林の維持管理・整備	1
		ホテルの生息環境の保全(ホテルの里公園)	1
		小計	5
生活環境	町内美化・維持管理	空き家の管理	2
		南川の雑草管理	2
		佐分利川の雑草管理	1
		道路の雑草管理	1
		歩道の雑草管理	1
		公園の雑草管理	1
		日枝神社(本郷)前のひこうき公園の雑草管理	1
		名田庄地区内の雑草管理	1
			小計
	ポイ捨て・不法投棄	南川のポイ捨て・不法投棄	10
		佐分利川のポイ捨て・不法投棄	9
		長井浜海水浴場のポイ捨て	4
		日枝神社(本郷)前のひこうき公園のポイ捨て	3
		名田庄久坂地区久坂バス停のポイ捨て	3
		海への不法投棄	2
		大島地区の海へのポイ捨て・不法投棄	2
		県道小浜綾部線沿いのポイ捨て・不法投棄	1
		道の駅名田庄付近のポイ捨て	1
		名田庄下地区を流れる河川の不法投棄	1
		名田庄坂本地区内のポイ捨て	1
		父子地区のバス停近くのポイ捨て・不法投棄	1
		野尻地区の道路へのポイ捨て・不法投棄	1
		本郷尾内地区のポイ捨て	1
		海岸道り沿いのポイ捨て	1
		道路へのポイ捨て・不法投棄	1
		歩道のポイ捨て	1
		不法投棄	1
			小計
公害	奥名田第一浄化センターの悪臭	9	
	小計	9	
その他	おおい町エコターミナル(本郷15区)のごみの改善	1	
	動物のフン害	1	
	野尻地区近くのトンネルの照明改善	1	
	本郷地区の活性化(店舗新設など)	1	
	小計	4	
	小計	67	
	合計	72	

(N=72)

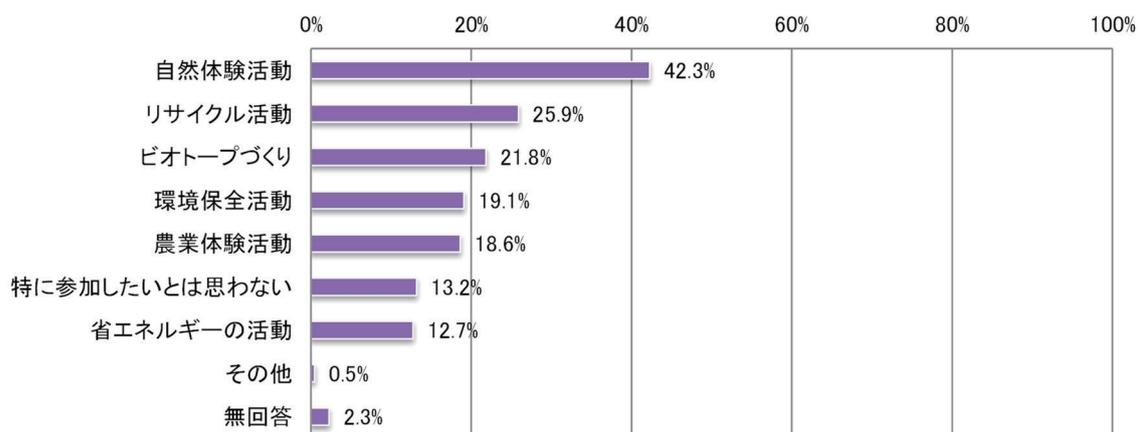
7. 将来のおおい町の環境について

1) 将来のおおい町の望ましい環境はどれだと思いますか（複数回答）



・将来のおおい町に望ましい環境について、「海・川のきれいなまち」が約 48%で最も多く、次いで「緑がきれいで、自然に囲まれたまち」が約 44%となっています。

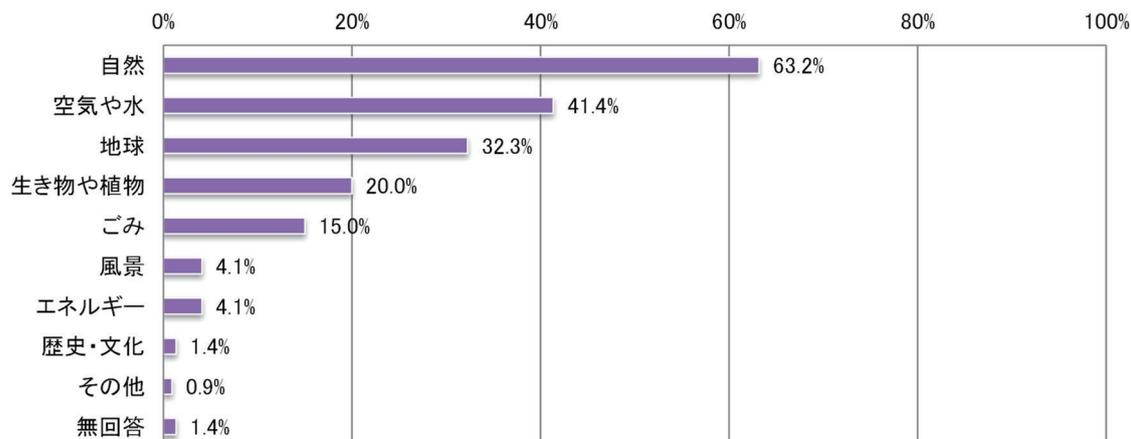
2) 環境を保全していく上で、あなたが参加するとしたらどのような活動に参加してみたいと思いますか（複数回答）



・参加してみたい環境保全活動は、「自然体験活動」が約 42%で最も多く、次いで「リサイクル活動」が約 26%となっています。

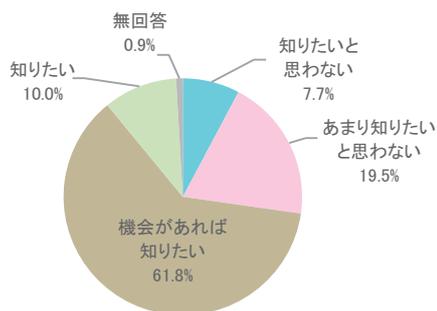
8. 環境全般について

1) 「環境」という言葉から何を連想しますか（複数回答）



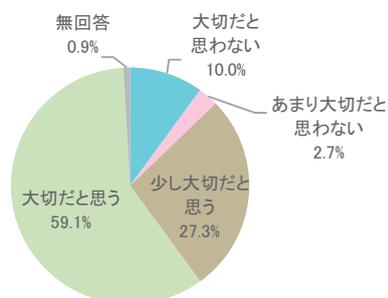
・「環境」から連想することは、「自然」が約63%で最も多く、次いで「空気や水」が約41%となっています。

2) 環境を守るためにも、もっと環境のことについて知りたいと思いませんか



・環境のことについて、「機会があれば知りたい」が最も多く約62%となっています。

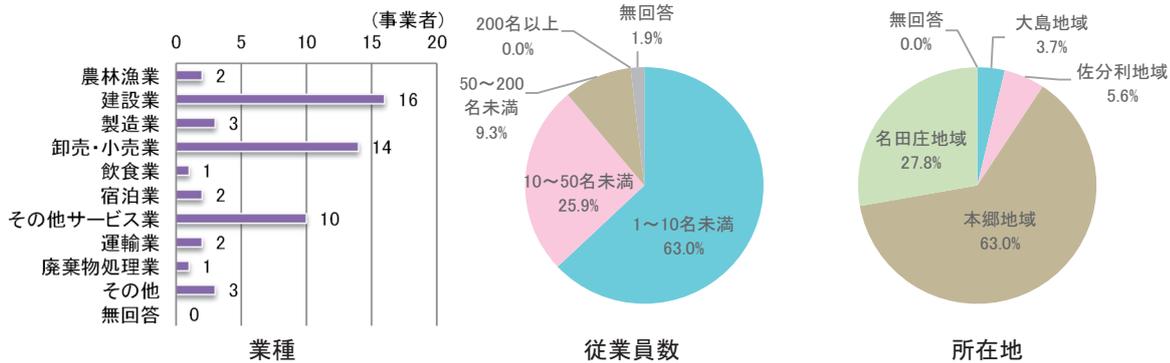
3) 環境を守るということをどのように思いますか



・環境を守ることは、「大切だと思う」が約59%で最も多く、次いで「少し大切だと思う」が約27%となっています。

【事業者】

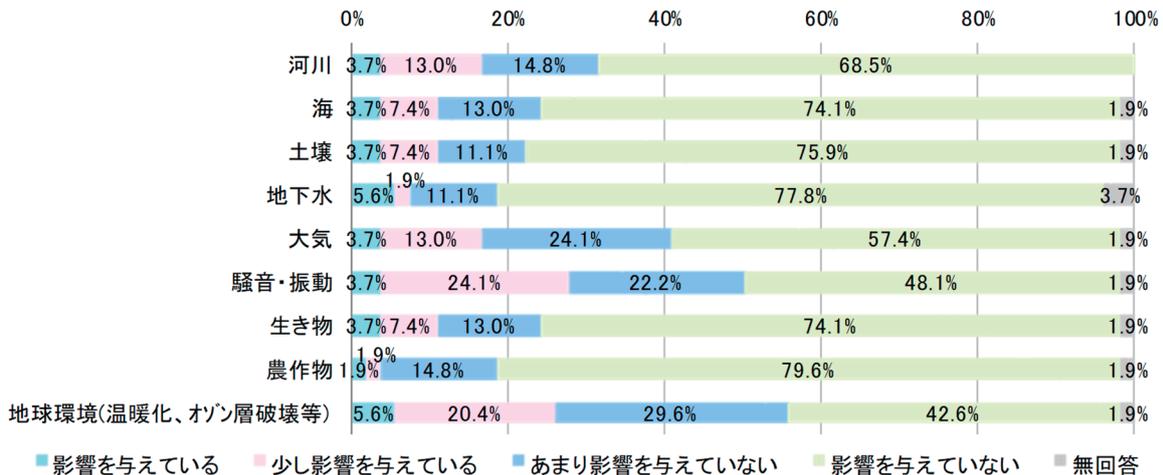
1. 貴事業所のことについて



- ・業種は建設業が最も多くなっています。
- ・従業員数は、1～10名未満が最も多くなっています。

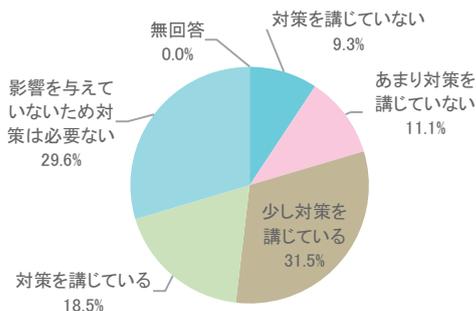
2. 事業活動と環境への影響について

1) 事業所の事業活動が環境に与える影響について



- ・事業活動が環境に与える影響について、「影響を与えている」と「少し影響を与えている」の合計をみると、「騒音・振動」が約28%で最も多く、次いで「地球環境(温暖化、オゾン層破壊等)」が約26%となっています。
- ・一方、「影響を与えていない」項目は、「農作物」が約80%で最も多く、次いで「地下水」が約78%となっています。

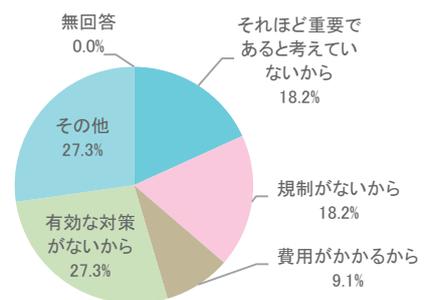
2) 事業活動が環境に与える影響に対して、防止・低減対策を行っていますか



- ・事業活動が環境に与える影響防止・低減対策について、「少し対策を講じている」が約32%で最も多く、次いで「影響を与えていないため対策は必要ない」が約30%となっています。

3) 対策を行っていない理由は何ですか

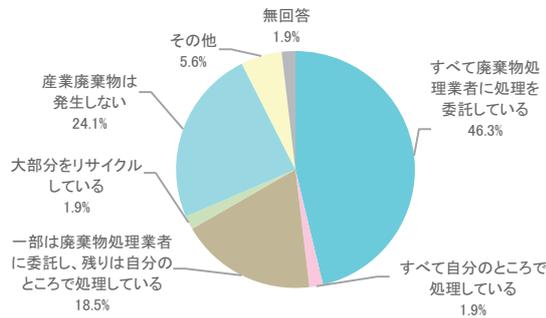
(2)で「対策を講じていない」、「あまり対策を講じていない」と回答した事業者)



- ・環境負荷の防止・低減対策を講じていない理由について、「有効な対策がない」、「その他」が約27%で最も多く、次いで「それほど重要であると考えていない」、「規制がない」が約18%となっています。

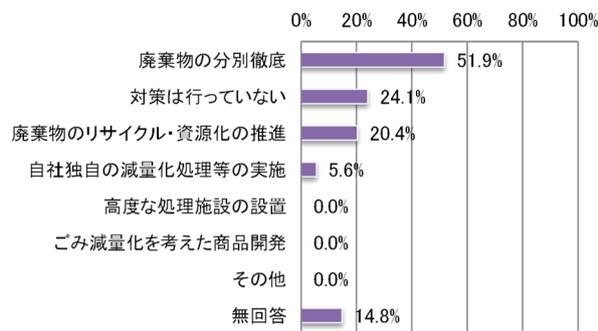
3. 産業廃棄物について

1) 事業活動に伴って発生した産業廃棄物をどのように処理していますか



・産業廃棄物の処理方法は、「処理業者への委託」が約46%で最も多く、次いで「産業廃棄物は発生しない」が約24%、「処理業者への委託と自社処理」が約19%となっています。

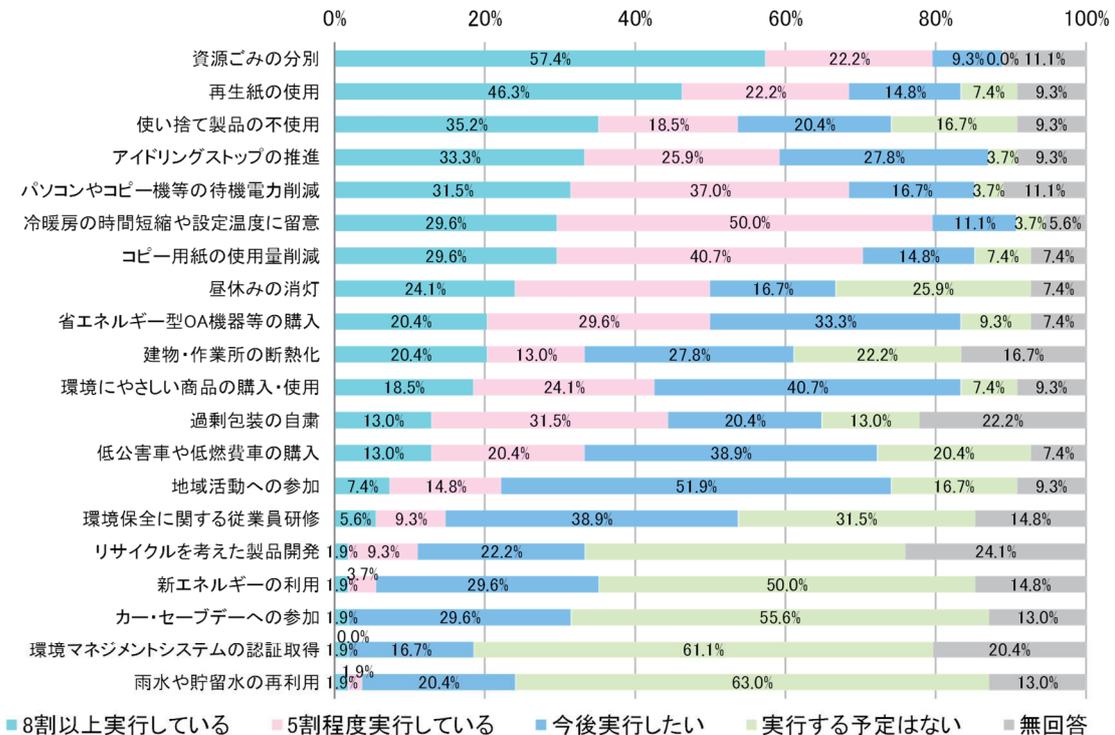
2) 廃棄物の減量のためにどのような対策を講じていますか（複数回答）



・廃棄物の減量の取組では、「廃棄物の分別徹底」が最も多く約52%となっています。

4. 環境保全に関する事業所の方針について

1) 貴事業所がすでに取り組んでいる、もしくは将来的に取り組む予定のある環境保全に対する取組はありますか

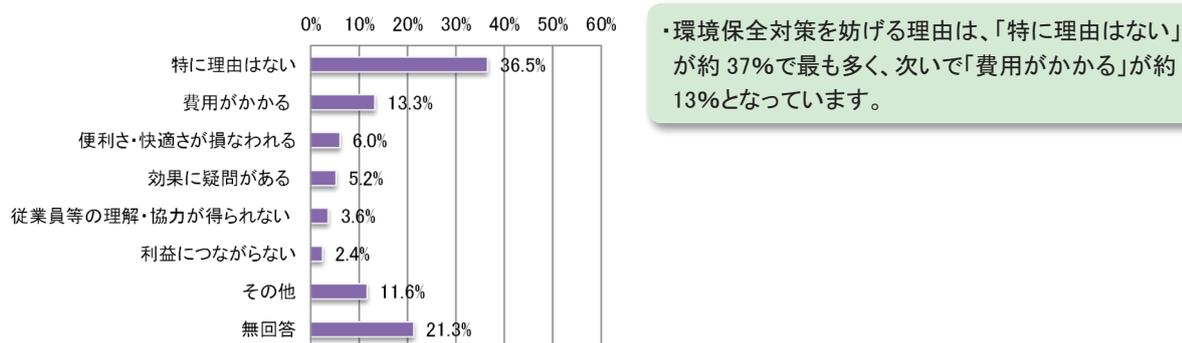


・環境保全対策のうち、「8割以上実行している」取組は、「資源ごみの分別」が約57%で最も多く、次いで「再生紙の利用」が約46%となっています。

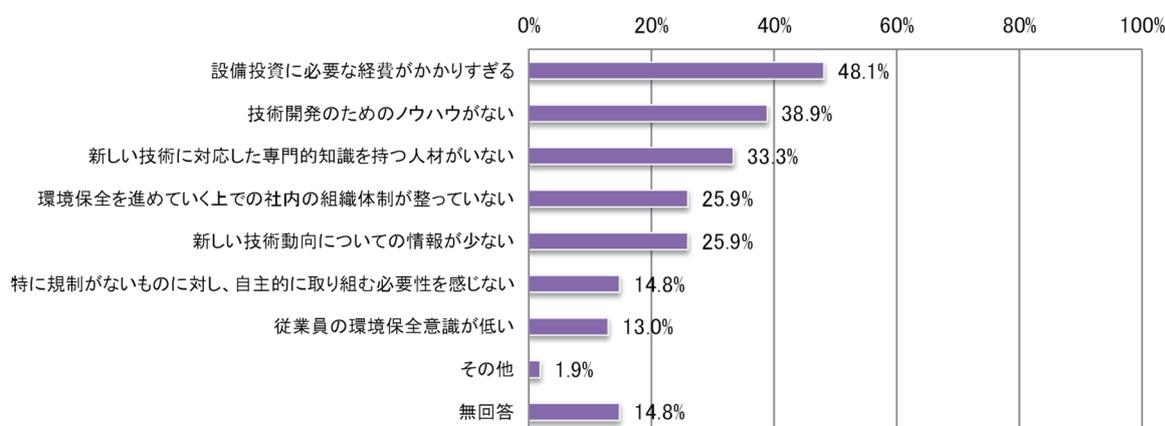
・「今後実行したい」取組は、「地域活動への参加」が約52%で最も多く、次いで「環境にやさしい商品の購入・使用」が約41%、「低公害車や低燃費車の購入」と「環境保全に関する従業員研修」が約39%となっています。

・一方、「実行する予定はない」取組は、「雨水や貯留水の再利用」が約63%で最も多くなっています。

2) 1) で「実行する予定はない」と回答された場合、実行を妨げる主な理由は何ですか



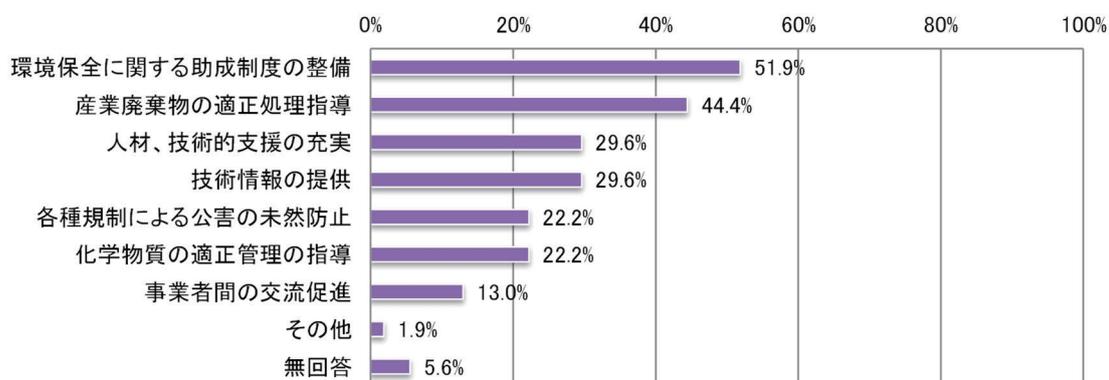
3) 環境保全に取り組む際に支障となっていることはありますか（複数回答）



・環境保全対策を実施する上での支障は、「設備投資に必要な経費がかかりすぎる」が約 48%で最も多く、次いで「技術開発のためのノウハウがない」が約 39%となっています。

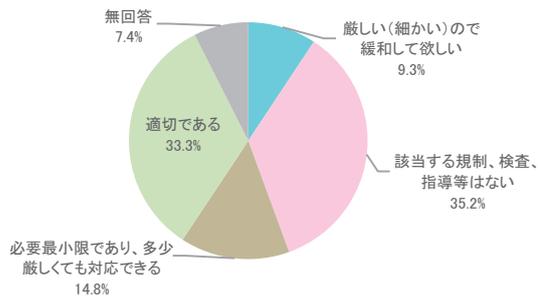
5. 環境保全に関する行政からの働きかけについて

1) 今後、行政はどのような対策に特に力をいれるべきだと思いますか（複数回答）



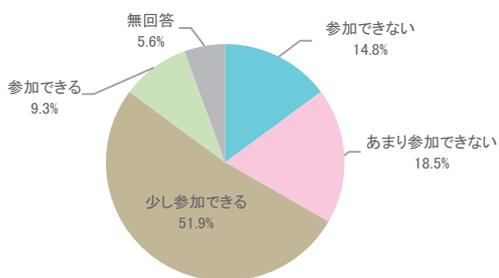
・行政が力をいれるべき環境保全対策は、「環境保全に関する助成制度の整備」が約 52%で最も多く、次いで「産業廃棄物の適正処理指導」が約 44%となっています。

2) 行政の現在の規制、検査、指導等についてどのようにお考えですか



・行政の現在の規制、検査、指導等について、「該当する規制、検査、指導等はない」を除くと、「適切である」が約33%で最も多く、次いで「多少厳しくても対応できる」が約15%となっています。

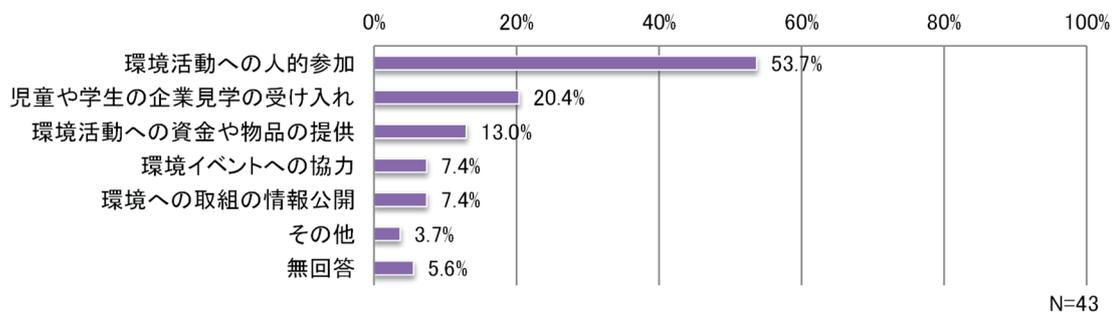
3) 今後、環境に関する活動に参加できますか



・環境に関する活動について、「少し参加できる」が約52%で最も多く、次いで「あまり参加できない」が約19%となっています。

4) 参加するとした場合、どのような活動に参加できますか（複数回答）

〔3)で「あまり参加できない」、「少し参加できる」、「参加できる」と回答した事業者〕



・参加できる活動内容について、「環境活動への人的参加」が最も多く約54%となっています。

資料3. おおい町環境基本条例

条例施行日：平成22年9月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本町における環境の保全と創造（以下「環境の保全」という。）についての基本理念を定め、町、町民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来において町民等の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自然環境 大気、土地、水及び野生の動植物をもつて構成される環境をいう。
- (2) 生活環境 人の生活に関する環境をいい、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含むものとする。
- (3) 町民等 町民、町内に通勤し、又は通学する者その他様々な目的を持って町内に訪れる者及び町内の土地又は建物の所有者又は管理者をいう。
- (4) 事業者 町内において、事業活動を行っている者をいう。
- (5) 公害 環境基本法（平成5年法律第91号）第2条第3項に規定する公害をいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全のための基本理念（以下「基本理念」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 環境の保全は、町民等が生涯を通して健やかに人生が過ごせるよう恵まれた環境の恵沢を享受し、その環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。
- (2) 環境の保全は、多様な自然環境に恵まれた本町の特性を生かし、人と自然とが共生でき、調和のとれた環境と景観が実現されるよう、適切に行われなければならない。
- (3) 環境の保全は、循環を基調とする環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者の公平な役割分担の基に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- (4) 環境の保全は、地球環境の保全を視野に入れ、すべての者がこれを自らの課題として認識し、それぞれの事業活動及び身近な日常生活その他活動において、積極的に推進されなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、基本理念に基づき、地域の自然的かつ社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(町民の責務)

第5条 町民等は、基本理念に基づき、環境の保全上の

支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減及び快適な環境の形成に資する行動に自ら努めるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、町民等は、その地域における環境の保全のための活動に積極的に参加し、環境の保全に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 業者は、基本理念に基づき、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を自らの責任と負担において講ずるものとする。

- 2 事業者は、基本理念に基づき、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずるものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、町が実施する環境の保全に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 環境の保全に関する基本的施策

(施策の基本方針)

第7条 町は、基本理念に基づき、次に掲げる事項についての環境の保全に関する施策を実施するよう努めなければならない。

- (1) 環境の保全を積極的に行う人を育むこと。
- (2) 公害のない安心で心にゆとりのある生活環境の創出をすること。
- (3) 資源の有効利用を図り、ごみの排出を抑制した循環型社会の形成をすること。
- (4) 海、山、川及び里の豊かな自然環境を育むこと。

(環境基本計画)

第8条 町長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画を定めなければならない。

- 2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 環境の保全に関する目標及び施策
 - (2) その他環境の保全に関する施策を推進するために必要な事項
- 3 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、町民等、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体」という。）の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
- 4 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、第15条に規定するおおい町環境保全審議会の意見を聴かななければならない。
- 5 町長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

(町の規制又は措置)

第9条 町は、環境の保全を図るため、その適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し必要な規制又は措置を講ずるよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、町は、新たな環境への負荷、自然の遷移等による環境の保全上の支障を防止し、環境の保全を図るため、必要な規制、指導その他措置を講ずるよう努めなければならない。

(町の環境の保全に関する広報啓発活動等)

第10条 町は、町民等及び事業者が環境の保全について理解を深めるとともに、環境の保全に配慮した日常生活及び事業活動が促進されるよう広報、啓発活動の充実並びに環境の保全に関する教育及び学習の推進に必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的活動の促進)

第11条 町は、町民等、事業者又は民間団体が自発的に行う環境美化活動、再生資源に係る回収活動その他環境の保全に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第12条 町は、第10条に定める環境の保全に関する教育及び学習の推進並びに前条に定める町民等、事業者又は民間団体が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利又は利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(情報の収集等)

第13条 町は、環境の保全に関する施策を適切に実施するため、環境の保全に関する情報の収集に努めるとともに、その調査の実施、監視、検査等の体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第14条 町は、広域的な取組が必要とされる環境の保全に関する施策については、国、県その他地方公共団体と協力してその推進に努めるものとする。

第3章 環境保全審議会

(設置)

第15条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、おおい町環境保全審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第16条 審議会は、町長の諮問に応じ、環境の保全全般に関する事項について調査し、及び審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、町長に意見を述べることができる。

(組織)

第17条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 町民等の代表者
- (3) 民間団体及び事業者の代表者
- (4) 前3号に定めるもののほか、町長が必要と認める者

3 前項の委員のほか、専門的事項を調査し、及び審議するため町長が必要があると認めるときは、審議会に特別委員を置くことができる。

(委員の任期)

第18条 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

2 特別委員の任期は、その者の委嘱に係る専門的事項の調査及び審議が行われている間とする。

(会長の選任及び権限)

第19条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第20条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第21条 審議会は、必要があると認めるときは、委員及び特別委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第4章 雑則

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

資料4. おおい町の美しい自然と風景を育む条例

条例施行日：平成22年9月1日

罰則規定：平成23年3月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、おおい町環境基本条例（平成22年おおい町条例第13号。以下「基本条例」という。）第3条に定める基本理念に基づき、町民等が健康で文化的な生活を営み、かつ、本町の美しい自然と風景を守り育むため、町、町民等及び事業者のそれぞれの責務を明らかにし、清潔で美しい心豊かな町づくりを推進することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自然環境 基本条例第2条第1号に定める自然環境をいう。
- (2) 生活環境 基本条例第2条第2号に定める生活環境をいう。
- (3) 町民等 基本条例第2条第3号に定める町民等をいう。
- (4) 事業者 基本条例第2条第4号に定める事業者をいう。
- (5) 自動車 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。)第2条第9号に規定する自動車をいう。
- (6) その他の車両 道交法第2条第10号に規定する原動機付自転車及び同条第11号に規定する軽車両をいう。
- (7) 自動車等 前2号に規定する自動車及びその他の車両をいう。
- (8) ごみ 飲食料品を収納し、若しくは収納していた缶、瓶、紙パック、ペットボトル若しくはビニール袋類の容器、タバコの吸い殻、紙くず、家財道具、電化製品その他不要物で廃棄されたもの、飲食物の食べ残し若しくは人が飲食できなくなった状態の飲食物、腐敗した状態の植物若しくは野菜類又はペットの糞をいう。
- (9) 廃棄物 ごみ、燃え殻、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固体又は液状のもの（放射性物質及びこれに汚染された物を除く。）をいう。
- (10) 公共の場所 町内における道路、公園、河川、公共の建物その他公共の用に供される場所をいう。
- (11) 放置 定められた場所以外の場所に相当の期間にわたり置くことをいう。
- (12) 放置自動車 正当な理由なく公共の場所に放置されている自動車をいう。
- (13) 投棄 定められた場所以外の場所又は定められた方法以外の方法により捨てることをいう。
- (14) 空き地等 宅地又はこれに準ずる土地及び農地並びに建築物その他工作物、樹木で、現に利用されていないものをいう。

(15) 管理不良の状態 空き地等において、次に掲げるいずれかに該当し、適正な管理がなされずそのまま放置されている状態をいう。

- ア 廃棄物及び自動車等の投棄を助長すると認められるもの
- イ 犯罪又は火災等の発生を誘発すると認められるもの
- ウ 交通事故等の発生を誘発すると認められるもの
- エ 周囲の景観を著しく損なっていると認められるもの
- オ その他町民等の健康で安全かつ快適な生活環境を著しく阻害すると特に町長が認めるもの

第2章 廃棄物及び自動車等の投棄に対する措置 (町の責務)

第3条 町は、町民等及び事業者に対して、廃棄物及び自動車等の投棄及び放置の防止についての意識の啓発を行い、自主的な環境美化活動等を推進するとともに、町民等及び事業者と協力して必要な施策を定め、それを実施するよう努めるものとする。

(町民等の責務)

- 第4条 町民等は、日常から町内全域における生活環境及び自然環境並びに景観に対する美化意識を持ち、自ら生じさせた廃棄物については、町の指定する場所、方法及び事業者が設置する回収容器に収容する等により、環境美化に努めるとともに、町の実施する施策に協力するよう努めるものとする。
- 2 土地又は建物の所有者等は、土地又は建物を適正に管理し、廃棄物及び自動車等を不法に投棄され、又は放置されない環境づくりに努めるとともに、町の実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、その事業活動によって生じる廃棄物の投棄及び放置の防止、回収による再資源化の促進及び消費者に対する環境美化意識の啓発に努めるとともに、町の実施する施策に協力するよう努めるものとする。
- 2 容器入り飲食料品を販売する事業者は、ごみを散乱させないよう販売する場所（自動販売機を含む。）に回収容器を設ける等、その周辺の環境美化について適正に管理しなければならない。

(禁止行為)

第6条 町民等又は事業者は、公共の場所に廃棄物又は自動車等を投棄し、又は放置してはならない。

(勧告)

- 第7条 町長は、前条の規定に違反した者が判明したときは、その者に対して期限を定めて廃棄物又は自動車等の撤去を勧告するものとする。
- 2 町長は、自動車を放置自動車と認定したときは、その内容を関係機関に通報する等適切な措置を講ずるとともに、所有者が判明したときは、当該所有者等に対し、期限を定め、その放置自動車を撤去する

よう勧告するものとする。

- 3 町長は、第5条第2項の規定に違反している事業者に対し、期限を定め、回収容器を設置し、又は販売する場所の管理等における適正な措置を講ずるよう勧告するものとする。

(命令)

第8条 町長は、正当な理由がなく前条第1項の規定による勧告に従わない者に対し、期限を定めて廃棄物及びその他の車両を撤去するよう命令することができる。

- 2 町長は、正当な理由がなく前条第2項の規定による勧告に従わない者に対し、期限を定めて放置自動車を撤去するよう命令することができる。
- 3 町長は、正当な理由がなく前条第3項の規定による勧告に従わない者に対し、期限を定めてその勧告に従うべきことを命令することができる。

(放置自動車の撤去等)

第9条 町長は、前条第2項の規定による撤去命令を受けた者が、その定める期限内に撤去しない場合は、町において放置自動車を撤去することができる。

- 2 町長は、前項の規定による撤去に要した費用の実費を放置自動車の所有者又は使用者から徴収することができる。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 町長は、放置自動車の所有者は判明したが、その者の行方がわからないときは、前条第2項の規定による撤去命令を民法(明治29年法律第89号)第98条に規定する公示の方法により行うものとする。

第3章 空き地等に対する措置

(所有者等の責務)

第10条 所有者等は、空き地等が管理不良の状態となり、周辺の住民の快適な生活環境を阻害し、又は周囲の景観を損なうことがないように廃棄物又は雑草の除去、害虫の駆除、建築物その他工作物の保持又は解体等の必要な措置を講じ、常に適正に管理しなければならない。

(指導及び勧告)

第11条 町長は、空き地等が管理不良の状態にあると認めるときは、当該所有者等に対し、廃棄物又は雑草の除去その他改善に必要な指導を行い、又は期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第12条 町長は、前条による指導又は勧告に従わない者に対し、期限を定め必要な措置を講ずるよう命令することができる。

第4章 河川に対する措置

(町の責務)

第13条 町は、河川の管理者並びに町民等及び事業者と協力して、河川の水質及び景観の保全並びに生態系の多様性の維持及び形成に努めなければならない。

- 2 町は、河川における水質検査等の調査を定期的に

実施し、その結果を広く広報するよう努めなければならない。

(町民等の責務)

第14条 町民等は、河川の水質及び景観の保全並びに生態系の多様性の維持及び形成に支障を及ぼすことのないよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第15条 事業者は、その事業活動が河川の水質に与える影響を十分に考慮し、水質の汚濁防止等に努めなければならない。

- 2 事業者は、前項に定めるもののほか、町が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

第5章 監視等の体制の整備

(環境保全監視員)

第16条 町は、環境の状況を把握し、環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視又は巡視(以下「監視業務」という。)の体制の整備に努めるものとする。

- 2 町長は、環境保全監視員(以下「監視員」という。)を任命し、監視業務を行わせることができる。
- 3 監視員は、環境の保全上の支障を防止するため、町長が特に必要があると認めるときは、立入及び状況の調査を行い、関係者に対して必要な指示及び指導を行うことができる。
- 4 監視員は、環境の保全に支障を及ぼすおそれがある行為を行っている者に対し、町長の指示により、当該行為の中止を命ずることができる。
- 5 監視業務を行う監視員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(違反行為の防止、監視等)

第17条 町民等又は事業者は、廃棄物及び自動車等の投棄及び放置を監視するとともに、悪質な行為については警察又は町に通報する等により、環境を保全するよう努めるものとする。

第6章 雑則

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

(罰則)

第19条 第8条第2項の規定による命令に従わなかった者は、20万円以下の罰金に処する。

- 2 第8条第1項、同条第3項及び第12条の規定による命令に従わなかった者は、3万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第20条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、前条の罰金刑を科する。

資料5. 用語説明

数字・アルファベット

3R (リデュース・リユース・リサイクル)	廃棄物処理やリサイクルを推進する上での優先順位のこと。①発生抑制 (Reduce リデュース)、②再使用 (Reuse リユース)、③資源として再生利用 (Recycle リサイクル) の頭文字を取って「3R」という。
COOL CHOICE (クールチョイス)	2030年度の温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減するという目標達成のために、省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策のためのあらゆる「賢い選択」を促す国民運動のこと。 「賢い選択」とは、例えば、エコカーを買う、エコ住宅を建てる、エコ家電にする、高効率な照明に替える、公共交通機関を利用する、クールビズ・ウォームビズなど、消灯、温度設定、節水など普段の行動に加えて、自動車、家電、住宅などの身の回りのものを選ぶとき、低炭素なアクションを実践することをいう。
CSR	Corporate Social Responsibility (企業の社会的責任) の略語。一般的には、収益を求めだけでなく、環境活動やボランティア、寄付活動など企業としての社会貢献の活動を言う。CSRは企業が担う社会的責任を発信できるだけでなく、企業価値や組織力の向上などさまざまなメリットが得られる。
ICT	Information and Communication Technology (情報通信技術) の略語。日本ではすでに一般的となったIT (情報技術) に通信コミュニケーションの重要性を加えた言葉。
PDCA	「Plan (計画)」、「Do (実行)」、「Check (評価)」、「Action (改善)」の頭文字をとったもの。生産技術における品質管理などの継続的改善手法。4つの段階を循環的に繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。
SDGs	Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) の略語。 2015(平成27)年にニューヨークで開催された国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」のなかで、中核となる「2030年までに達成すべき17の目標」をいう。貧困、飢餓、ジェンダー*、教育、環境、経済成長、人権といった幅広いテーマからなる17の目標とそれらを達成するための具体的な169の達成基準が設定されている。 ※社会的・文化的に形成された性別のこと。社会的性別。
SNS	Social Networking Service (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) の略語。インターネットを介して人間関係を構築できるスマートフォン・パソコン用のサービスの総称。特に「情報の発信・共有・拡散」といった機能に重きを置いているのが特徴。

あ行

一般廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第2条第2項において、産業廃棄物以外の廃棄物を指す。主に家庭から排出される廃棄物や事業者が排出する産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
エネルギーミックス	電気の安定供給を図るため、再生可能エネルギーや火力、水力、原子力など多様なエネルギー源を組み合わせることで電源構成を最適化すること。経済産業省はエネルギー基本計画を受けて、2015(平成27)年7月に「長期エネルギー需給見通し」をまとめており、2030年の電源構成として、再生可能エネルギー約22~24%、LNG火力約27%、石炭火力約26%、石油火力約3%、原子力約20~22%という比率を示している。

温室効果ガス	熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある気体のこと。人間活動によって増加した主な温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガスがある。
--------	--

か行

海洋プラスチックごみ	陸上から海洋に流出したプラスチックゴミのこと。リサイクルや焼却処理など適切に処理されないプラスチックやポイ捨てされるプラスチックの一部が、海に入り込むことで発生する。
外来種（外来生物） <特定外来生物>	もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって外国や国内の他の地域から入ってきた生きもののこと。 外来種（外来生物）のうち、生態系や農林水産業、人の生活に悪影響を及ぼす恐れのある生きもので、外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）に基づき環境省が指定した種を特定外来生物といい、学術研究のほかは、輸入・販売・譲渡・飼育・栽培・運搬などが原則として禁止されている。
化石燃料	地質時代を通じて動植物などが地中に堆積し、長い年月をかけて地圧や地熱を受け、変成されてできた有機物で、石炭・石油・天然ガスなど、燃料として用いられるもののこと。
合併処理浄化槽	し尿と生活雑排水(台所、風呂、洗濯等)を併せて処理する浄化槽。合併浄化槽。
気候変動に関する政府間パネル（IPCC）	世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）により 1988 年に設立された国連の組織のこと。地球温暖化に関する科学的、技術的、社会経済的な知見から、包括的な評価を行っている。IPCC は Intergovernmental Panel on Climate Change の略語。
希少種	一般的には、数が少なく簡単に見ることが出来ない種のこと。また、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法、1993(平成 5)年 4 月）に基づき指定された、国内希少野生動植物種、国際希少野生動植物種や、都道府県が指定した希少野生生物を指して使われる。
グリーンツーリズム	農山漁村地域において、農林漁業体験やその地域の自然や文化にふれ、地元の人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。
グリーン購入	素材から製造、利用、廃棄にいたる様々な部分で、有害性や資源消費などの環境への負荷が低減されるよう配慮を行った製品を、優先的に購入すること。
光化学オキシダント	自動車や工場・事業場などから排出される大気中の窒素酸化物、揮発性有機化合物などが、太陽からの紫外線をうけ光化学反応を起こして作り出される物質の総称のこと。光化学スモッグの原因。

さ行

再生可能エネルギー	一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーの総称。太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス（生物由来の資源）、地熱等がある。自然エネルギーとほぼ同義に用いられる。
里地里山	原生的な自然と都市などの人工的な環境との中間に位置し、農林業者など人の手で管理されてきた地域のこと。集落とその周囲の森林(二次林)、農地、ため池、草地などで構成される。在来生物の生息・生育環境としてだけでなく、食料や木材など自然資源の供給、良好な景観、文化の伝承の観点からも重要な役割を果たす。

産業廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物の中の、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項で定義された廃棄物20種類のことを指す。事業活動によって生じた廃棄物でも、その20種類に該当していなければ一般廃棄物と分類される。
循環型社会	天然資源の消費を抑制し、環境負荷の低減を図る社会のこと。廃棄物の発生を抑制し、排出された廃棄物はできる限り資源として利用し、利用できないものは適正に処分することで実現される。
省エネルギー	石油や石炭、天然ガスなど、限りあるエネルギー資源がなくなってしまうことを防ぐため、無駄を省き、エネルギーを効率よく使うこと。
食品ロス	食べられる状態であるにもかかわらず廃棄される食品のこと。小売店での売れ残り・期限切れ、製造過程で発生する規格外品、飲食店や家庭での食べ残り・食材の余りなどが主な原因。
ステークホルダー	企業・団体の活動によって直接的・間接的に影響を受ける人々の総称。日本語では「利害関係者」と表記し、具体的には株主や金融機関、行政官庁、環境保護団体などを指す言葉。
生活排水	一般的な日常生活によって、台所・便所・浴室などから河川などの公共用水域あるいは下水道に排出される汚水のこと。
生態系	あらゆる生きものと、それらを取り巻く大気、水、土壌などの無機的な環境とを総合したまとまりのこと。
生物多様性	地球の長い歴史の中で、生きものたちの生命一つひとつに個性があること、それらが全て直接に、かつ間接的に支えあって生きている、そのつながりのことをいう。多様性には、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という3つのレベルがある。
絶滅危惧種	さまざまな要因により個体数が減少し絶滅の危機に瀕している種のこと。一般的には、環境省や都道府県などの発行するレッドデータブックに記載されている動植物種全般に対して使われる。

た行

ダイオキシン	有機塩素化合物の一種で、比較的低温で廃棄物を焼却した時などに発生する物質。毒性が強く、自然界で分解しにくい。ダイオキシンの発生とそれによる被害を防止するため、政府はダイオキシン類特別措置法を定めたほか、関係法令による規制を強化して対策を進めている。ダイオキシンは脂肪分の多い魚や肉などに含まれやすく、魚をよく食べる日本人はダイオキシンの摂取量が欧米よりも多いといわれるが、一般的な食生活ならば許容量を上回ることはないとされている。
脱炭素	地球温暖化の原因となるCO ₂ などの温室効果ガスの排出を防ぐために、太陽光やバイオマスなどの再生可能エネルギーの利用を進めるなどして、石油や石炭などの化石燃料から脱却すること。
地産地消	地域で生産された農林畜水産物を、地域で消費すること。地場農業の活性化だけでなく、新鮮で安全・安心な農産物の確保、食料の遠距離輸送に伴うエネルギーの削減などの効果が期待される。
低炭素社会	地球温暖化の原因とされる二酸化炭素の排出を、現状の産業構造やライフスタイルを変えることで低く抑えた社会のこと。化石燃料使用量の削減や高効率エネルギーの開発、エネルギー消費の削減、資源の有効利用などによって実現を目指す。

は行

廃棄ロス	賞味・消費期限切れ、破損や売れ残りの商品を廃棄することで発生する損失のこと。
パリ協定	京都議定書に代わる新しい地球温暖化対策の国際ルールのこと。 2015(平成 27)年 12 月にパリで開催された気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) において採択され、2016(平成 28)年 11 月に発効した。産業革命前からの気温上昇を 2 度より十分低く抑えることを目標としている。すべての国が削減目標を作り、目標達成義務はないが達成に向けた国内対策を取る必要がある。

ま行

マイクロプラスチック	微細なプラスチックごみ (5 mm以下) のこと。含有/吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念される。
みどりのカーテン	窓の外に、アサガオやヘチマなどのつる性の植物をすき間なく植えて、幕のように繁らせたもの。繁った葉が直射日光をさえぎり、また蒸散によって発生した水蒸気が打ち水のような効果がある。夏場の温度上昇抑制を図る省エネルギー手法のひとつ。

や行

有用金属	使用済小型電子機器等に利用されている金属のうち、資源として利用価値のある貴金属、レアメタルのこと。銅、鉛、亜鉛、鉄、アルミニウム、金、銀、パラジウム、プラチナ等がある。有用金属の回収・リサイクルは、資源の有効活用、環境負荷の低減などにつながる。 しかし、リサイクルにおいては使用済小型電子機器等に含まれている鉛やカドミウムなどの有害物質にも注意を払う必要がある。開発途上国では、これらの有害物質の処理を適切に行っていないために、環境汚染や作業員の健康被害を引き起こしているとの研究報告がある。
------	---

ら行

リサイクル (再資源化)	廃棄されるものを、原料や材料、燃料等として再生すること。
リデュース (発生抑制)	ごみになるものをできるだけもらわない、必要以上に物を買わない、物を大切に使うなどの行動を通じて、ごみそのものを減らす取組のこと。
リユース (再使用)	一度使用したものを、そのままの形で再び使用すること。例えば、フリーマーケットやオークションで古着や中古品を他者に譲ったり売ったりして再使用すること、生産者が使用済みの製品や部品を回収して再使用することなどがある。

第 2 次 おおい町環境基本計画

策定 令和 2 年 3 月

発行 令和 2 年 4 月

おおい町くらし環境課

〒919-2111 福井県大飯郡おおい町本郷第 136 号 1 番地 1

TEL 0770-77-4058 FAX 0770-77-1289

ホームページアドレス <http://www.town.ohi.fukui.jp/>

